

カナダ	一五、四九	ローデシア	三三、九四
オーストラリア	二、八六、三六	日(臺灣を含む)	
南アフリカ	八六、八〇	朝鮮	四四、二二
メキシコ	七〇、五三	ヒリッピン群島	四三、六四

金 鑛 従 業 者 数

五 金 鑛 従 業 者 数

一九〇一年以降各期間に於ける各州金鑛従業者数を次表に示す。この数字は算定し得る範囲内の探鑛者其他及び季節労働者を含む。

年 度	一九〇一	一九〇三	一九一三	一九二二	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ニューサウスウェールズ	一三、〇四	一一、三三	三、五〇	一、二四	八、五四	六、九三	七、〇〇	六、六五	五、三〇	三、八五	三、七四
ビクトリア	三、七〇	三、三〇	二、九二	二、九二	六、〇九	六、二六	六、九四	六、九〇	六、九九	六、八〇	六、三五
クイーンズランド	九、四六	九、三九	三、三三	六、〇二	三、九三	四、二六	三、八七	三、九三	三、九三	三、四六	三、三六
南 洋 洲	(a) 一、〇〇〇	(a) 一、〇〇〇	〇、〇〇	三	一、三三	三三	八〇	三三	二、六六	一、七四	一、五七
西 洋 洲	一九七	二〇七	一、四四	五、五五	七、九三	九、〇〇	三、三三	三、三三	二、七六	二、六六	二、五七
タスマニア	一、一一	七	一、一	三	三	三	三	三	三	三	三
北 部 領 地	(a) 一〇〇	(a) 一〇〇	一五	二九	六	九	一五	二六	三〇	一九	一四
計	七、九五	六、六五	三、五五	一〇、四三	六、〇〇	三、七五	三、二二	三、二二	三、七七	三、〇四	二、九七

(a) 推定 (b) 最大生産年。

本節初めに述べた原因により金鑛従業者は一九二九年には六、一〇八に減じた。近年の金価格騰貴に刺戟され金鑛従業者は一九三五年には五倍以上の三三、一一三に増加したが、爾來減少を續けてゐる。

六 金 税

聯邦政府は濠洲及び其管轄内領地で聯邦銀行へ引渡された金に一九三九年九月十五日より課税した。税率は純オンス當り九釐を超えて聯邦銀行が支拂つた價格の五〇%と定められた。金貨若しくは銀金及び濠洲以外の

各所から輸入した金には大蔵大臣が聯邦官報に告示せざる間は課税されな

い。

善意の探鑛者が各年引渡した最初の二五オンスに對する免税が認められてゐる。一九四〇年金鑛業奨励法は、善意の探鑛者以外の缺損或は純オンス當り三〇志を超過しない利益で働いてゐる生産者に對しては税の全額又は一部分を拂戻することを規定した。尙事業發展に資本を要する会社に各州が前貸するため州に補助金を與へる目的で一五萬磅支出された。金税額は年收約一、四〇〇、〇〇〇磅の見込である。一方補助推定額は

次の如し。

善意探鑛者 九〇、〇〇〇磅
 限界生産者及び低品位鑛山 一〇〇、〇〇〇磅
 各州を通じての金産業補助 一五〇、〇〇〇磅

七 産 金 奨 励 金

産金に就ての聯邦奨励金は本年鑑第三二卷五七九頁参照。

第三節 白金及び白金金屬

一 白金 二 オスマウム、イリジウム其他

一 白 金

(一) ニューサウスウェールズ 本州で現在探鑛中の鑛床はパークス附近のファイールド地帯とパリーナ地帯とにある。同地帯の一九三八年の産出高は夫々四オンス、三・五オンス合計七・五オンス、價額五二磅であつた。これに比して前年は四六オンス、價額四五磅であつた。一九三八年迄に記録された總産出高は二〇、一九三オンス、一二八、五四四磅に達した。

(二) ビクトリア ギブスランドで銅に隨伴して産出し、一九一三年に一二七オンスを出したが近年その産出を見ない。

(三) クイーンズランド 白金はオスマリジウムに隨伴してサウスポート及びカラランビン間の海岸砂地、インニスフェール近傍ラッセル金鑛地のクリク、ジムビー金鑛地の沖積層床に發見されるがその産出高は何等記録されてゐない。

二 オスマウム、イリジウム其他

(一) ニューサウスウェールズ オスマウム、イリジウム、ロジウムが

少量諸地方から出る。イリジウム及びオスマウムに隨伴する白金は、オーストラリアより一五哩のアバーフォイル河の流出土中、北部海岸砂地、ビンガラ、マヂー、バザリスト其他の探鑛場に發見された。或る場合にはパリーナの海岸砂地の例の如くオスマリジウム及び白金金屬は、白金の四〇%に達し、全金屬含有量の約二八%に及ぶ。

(二) ビクトリア 同州ではフォスター附近、南ギブスランドのワラタ山脈でイリジウムが發見された。

(三) タスマニア オスマリジウム産出高は一九二五年の三、三六五オンス、一〇三、五七〇磅の最高記録に比較すると、一九三八年は一九一オンス、二、九七六磅である。近年の減産は主としてオンス當り一九二五年三二磅から一九三八年一五磅四片と値下りしたのによるが、從來知られてゐる沖積層床の減少もその一因をなしてゐる。

第四節 銀、鉛、亞鉛

(亞鉛に關する詳細は第七節にあり)

一 各州に於ける産出狀態 二 産出高 三 濠洲銀産出高 四 世界銀産出高 五 濠洲鉛産出高 六 鉛の戰時契約 七 銀、鉛、亞鉛の價格 八 銀、鉛、鑛山に於ける従業者数

一 各州に於ける産出狀態

銀及び隨伴金屬の産出狀態の詳細は本年鑑第一一五卷に記載。

二 産 出 高

(一) 概 説 一九三八年終了五年間の銀、銀鉛鑛、鉛の各州産出價額は次の通り。

銀、鉛産出價額(磅)

年 度	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領 土	豪 洲
一九三三	二,一九八三	五七〇	三〇一,二五五	—	七一九九	四三,八五〇	(a) 二	二,五三,五八
一九三三	三,一八,八六八	六四三	七五,八九八	—	二,六六七	四七,七二五	—	四,〇三,三三九
一九三三	三,八〇,七五五	五五五	八九,一〇一	—	一,〇〇一	二五,四四九	—	四,九〇,三二八
一九三三	四,三〇,六二五	四九一	一,一七,五五一	—	三,七八四	三〇,八二四	—	五,八〇,〇四〇
一九三三	五,五〇,四五五	六七七	三,六六八	—	二,九四九	三七,七七一	—	六,七五,〇四六

(a) 六月三十日終了年度。

(二) ニューサウスウェールズ 上掲一九三八年同州の数字は銀七、三五七磅、銀鉛及同精錬三、五一三、一〇八磅を含む。サルファイド・コレーション会社が一九二二年同精錬作業を中止して以来、銀(金屬)は主として金及び銅精錬中に採取され、又同州では鉛(鉛塊)の生産はなかつた。故に特記すべきはブローケンヒル鑛區のカーボネット及び珪土鑛の大部分は南洋洲ポートビリーに送られて処理され、残部の原鑛はブローケンヒル鑛區で精錬した後、ポートビリーに送つて精錬される。銀鉛及同精錬の一九三八年産出高は量に於ては前年度より増加したが、鉛價格の下落により銀鉛及同精錬の價格は合計八〇〇、〇〇〇磅も減少し

ニューサウスウェールズ銀、鉛産出高

年 度	産 出			輸 出 精 錬 含 有 分		
	銀(純オンス)	鉛(噸)	亜鉛(噸)	銀(純オンス)	鉛(噸)	亜鉛(噸)
一九三三	六,四九,六六九	五,五九	六六	一,七六,五三三	三,九七〇	一四,六五五
一九三三	五,五八,六六八	一〇,三四三	一三	八,五六,三五一	二,七〇四	一〇,二四九
一九三三	七,三三,三三六	一三,五七〇	二二	四,八四,七二八	四,〇六〇	一四,三三九
一九三三	七,四〇,四七九	一八,四七五	五五	六,〇七,七二八	一八,三四四	一八,三三六

年 度	産 出			輸 出 精 錬 含 有 分		
	銀(純オンス)	鉛(噸)	亜鉛(噸)	銀(純オンス)	鉛(噸)	亜鉛(噸)
一九三三	一八,四三三,三三六	一八,〇六八	三〇,六六	六,〇三,六〇〇	一一,四七七	七,一五五
一九三三	一七,七三,五三四	一五,七五五	三〇,四四	七,七六,六六九	一八,五九九	六,〇一一
一九三三	一八,七三,七三〇	一八,〇三三	三〇,四四	一,〇四,〇九九	一三,八三三	六,四六五
一九三三	一八,四九,七三七	一八,一七七	三〇,四四	一,〇〇,九三三	一五,一三三	六,五九九

右表はニューサウスウェールズ鑛務省の權威ある数字より引用したものである。銀鉛鑛中に含有する金、銅、アンチモニー、カドミウム、コバルトに就ての詳細は不明である。カドミウムは一九二二年タスマニアのリズドンで初めて抽出され、一九三八年ニューサウスウェールズ産原鑛からの採取量は一四七・一七噸、六〇、七七〇磅であつた。前述の如く此の價額はニューサウスウェールズの統計には含まれない。同州統計上の價額は精錬發送當時の申告價額である。

(a) ブローケンヒル ニューサウスウェールズのブローケンヒルは南洋

の中樞地で、同地方銀産區に就ては既刊本年誌第四卷五〇六頁参照。報告数字はすべて完全とは言へないがブローケンヒルの主要鑛山を管理する諸会社に關する次の表は鑛區の富源に就ての概念を與へるであらう。

ブローケンヒル銀産額(磅)

銀 山	一九三八年末迄の産出高	一九三八年末迄の特別配當金
Broken Hill Proprietary Co. Ltd.	五,五〇,八八〇	一六,五〇,一〇九
Broken Hill Proprietary Block 14 Co. Ltd.	三,七〇,六六六	六,四〇,一三〇
British-Australian Broken Hill Co. Ltd.	五,六六,六六六	八,三三,六六〇
Broken Hill Proprietary Block 10 Co. Ltd.	三,七〇,六六六	一,三三,六六〇
Sulphide Corporation Ltd. (Central and Junction Mines)	三,七〇,六六六	一,三三,六六〇
Broken Hill South Ltd.	三,七〇,六六六	一,三三,六六〇
North Broken Hill Ltd.	三,七〇,六六六	一,三三,六六〇

社 名	一九三八年末迄の特別配當金	一九三八年末迄の特別配當金
Broken Hill Junction Lead Mining Co.	一,一五,〇〇〇	一,一五,〇〇〇
Junction North Broken Hill Mine	一,一五,〇〇〇	一,一五,〇〇〇
The Zinc Corporation Ltd.	一,一五,〇〇〇	一,一五,〇〇〇
Barrier South Ltd.	一,一五,〇〇〇	一,一五,〇〇〇
計	四,五五,〇〇〇	四,五五,〇〇〇

配當金及び特別配當金中にはブローケンヒル・ブローライエタリー會社の株主に割當られたブロッタ一四、ブリテイッシュ及びブロッタ一〇諸社の株式名目價格たる一、七四四、〇〇〇磅は含まない。一九三八年以前に鑛滓等の處理に従事してゐた諸會社の生産高を考慮に入れるとすれば、右表の生産高及び配當額統計は夫々約一七九、三〇〇、〇〇〇磅、四七、〇〇〇、〇〇〇磅に増大するであらう。諸會社の公稱資本金は一九三八年に一八、九一八、〇〇〇磅で一九三六年に比し七、五〇〇、〇〇〇磅の増加である、これはブローケンヒル・ブローライエタリー會社の公稱資本金が七、五〇〇、〇〇〇磅から一五、〇〇〇、〇〇〇磅に増加したことによる。一九三八年主要鑛山所有會社の配當金及び特別配當金は一、八八二、七六〇磅に達し、各會社分は次の通りである。ジントク・コーポレイション四三二、一四二磅、ノース・ブローケンヒル三一五、〇〇〇磅、ブローケンヒル・サウス四〇〇、〇〇〇磅、ブローケンヒル・ブローライエタリー七〇六、六一八磅、サルファイド・コーポレイション三〇、〇〇〇磅。サルファイト・コーポレイションの分は英貨である。

(b) 其他地域 銀はニューサウスウェールズ等の他の地方にも発見されるが一九三八年の産出高は比較的重要ではない。キャプテンズ・フラット銀鉛山開山の開発は一九三八年中も続けられ、一九三九年には期待通りに生産を開始した。同山従業者は約四〇〇人である。産出率は日に五〇〇噸であるが附属設備が出来ると一、〇〇〇噸に増加する。銀鉛亜鉛産出の外に毎年黄鐵礦八〇、〇〇〇噸が、ポートケンブラに輸送され、硫黄含有物が大規模の硫酸、過燐酸肥料生産に利用されるであらうと期待される。

(三) ビクトリア 一九三八年産銀高は五、八九八オンス、六四七磅でメルボルン造幣局に於て金精錬中に得られた。

(四) クイーンズランド 銀産出高は約二六八、四九六純オンス増加し約三五〇萬純オンスに達した。鉛は二、七二二噸増加で四一、一九六噸に達した。これ等は殆ど總てクロンカリー鑛區のマウント・アイザの鑛山及び精錬所で得られた。

(五) 南濠洲 銀鑛はフランクリン・ハーバー地方のミルタリー及びブリーナ、又はラビッド灣近傍のマウント・マルバイン及びオリヴァスタ一並にプリンマン及びフアリナ地方とバラタタ其他で発見された。一九三二―三五年間には産出皆無であつたが、以後には少額ながら産出した。一九三八年には五〇三オンス、五一磅が産出された。その他に價格二〇磅、一噸の鉛が採掘された。

(六) 西濠洲 一九三八年副産物として得られ、輸出された銀は二七二、三四六オンス、二八、八五二磅であつた。

(七) タスマニヤ 一九三八年銀産出高は一、二一九、五五〇オンス、一〇四、六七二磅、鉛一〇、六五二噸、一六三、一〇二磅に達した。前年に比すれば數量に於て非常な増加を示してゐる。産出價格の低落は鉛の低價格に因るものである。銀産出高中約一、一五三、〇〇〇オンスは銀鉛鑛中に含有されてゐたもので六七、〇〇〇オンスはマウント・ライエル會社の産出した粗鑛の含有物であつた。

(八) 北部領 銀鉛鑛及び銅鑛の豊富な鑛床が一九三〇年にアリス・スプリングスより約二〇〇哩東方のチャイボイス山脈に発見された。併し

・二%である。濠洲産銀高は輸出原鑛、地銀塊及び精錬の銀含有量推定額を含む。主要産銀國別に配列した一九三八年度推定銀産出高は次の通り。

主要産銀國 (一九三八年) (單位千純オンス)

國名	產出高	國名	產出高
メキシコ	4,103	ボリビア	6,566
ペルー	3,204	ホンジュラス	5,910
カナダ	3,114	エルサルバドル	3,110
日本	1,013	ニューギニア	2,550
日領南洋羣島	1,000	ニューカレドニア	1,111
フィリピン	777	チリ	1,111
インド	777	南アフリカ	1,111

運輸の不便と不斷に水がないために發展が阻害されてゐる。パロークリークには豊富な硫化物がある。過去十年間の産出は極めて断続的で、生産があつた年でも、さしたる量ではなかつた。

三 濠洲銀産出高

次表の銀産出高統計は出來得る限りの完全を期した。資料は濠洲鑛業金屬協會發表のもので精錬所及び造幣局で抽出した精製銀の數量及び輸出原鑛、精錬の推定含有銀を示す。

種別	一九一四	一九二四	一九三四	一九三七	一九三八
銀抽出額	4,010,494	7,555,845	8,753,133	9,274,618	9,101,766
製銀所	3,610,919	7,101,268	8,101,268	8,101,268	8,101,268
造幣局	499,575	1,454,577	1,651,865	1,173,350	1,000,498
輸出原鑛及精錬中の含有銀	8,521,413	11,057,420	12,354,003	14,375,868	14,102,264
總生産高	12,042,826	18,158,685	20,655,868	23,477,126	23,103,762

四 世界銀産出高

最近五年間の世界産銀高推定は次の通りである。

世界産銀高 (千純オンス)	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
計	3,313,000	3,997,000	3,767,000	3,677,000	3,777,000

世界産出高は一九一八年、一九二八年、一九三八年には一〇〇萬純オンス單位で夫々二〇三、二五八及び二六七に達した。濠洲の分は一〇〇萬純オンス單位で夫々一〇・四、九・六、一三・九で五・一%、三・七%、五

・二%である。濠洲産銀高は輸出原鑛、地銀塊及び精錬の銀含有量推定額を含む。主要産銀國別に配列した一九三八年度推定銀産出高は次の通り。

主要産銀國 (一九三八年) (單位千純オンス)

國名	產出高	國名	產出高
メキシコ	4,103	ボリビア	6,566
ペルー	3,204	ホンジュラス	5,910
カナダ	3,114	エルサルバドル	3,110
日本	1,013	ニューギニア	2,550
日領南洋羣島	1,000	ニューカレドニア	1,111
フィリピン	777	チリ	1,111
インド	777	南アフリカ	1,111

五 濠洲鉛産出高

既述した理由に基き各州別鉛産額を列挙することは非常に困難である。これは生産高が主として金屬以外で表はされてゐるためである。主要産出州はニューサウスウェールズ、クイーンズランド、タスマニヤに限定されてゐるのでそれら各州の集計は濠洲鉛産出高を表はすものと爲し得やう。それは次の表で示す。

濠洲鉛産額 (噸)

州	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ニューサウスウェールズ (a)	15,762	15,625	17,630	17,450	17,000
クイーンズランド (a)	3,353	3,353	3,353	3,353	3,353
タスマニヤ (a)	3,353	3,353	3,353	3,353	3,353

次表は濠洲鑛山金屬協會より提供せられたる資料を集計したもので、前表の總計數字を裏書するものである。

濠洲鉛産出高 (噸)

摘要	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
濠洲内鉛抽出量	181,211	179,550	186,757	181,211
輸出原鑛及び精錬含有鉛量	8,000	5,500	5,799	5,799
計	189,211	185,050	192,556	187,010

六 鉛の戦時契約

一九三九年九月戦争勃發の際に英國軍需省は濠洲の過剩鉛を取得する爲にプロクタンヒル・アソシエイテッド・スマルタース・プロプライエタリイ會社と契約した。この契約は濠洲政府認可の下に行はれたが、期間十二ヶ月で購買者側は三ヶ月の豫告を以て契約を更新し得る。契約數量は年一六〇、〇〇〇噸に達する迄、毎月一三、三三〇噸とし、價格はf.o.b. ポートビリー噸當り英貨一五磅一志三片、即ち濠貨一八磅一六志七片と定められた。

七 銀、鉛、亜鉛の價格

濠洲特にニューサウスウェールズに於て此らの金屬が含有金屬として産出される關係から、最近五年間の各金屬平均價格を一括して次表に示す。

銀、鉛、亜鉛價格

品名	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
金	193.5	193.6	193.7	193.8	193.9
銀(標準)	0.218.9	0.18.6	0.18.7	0.17.5	0.18.5
鉛	14.5	17.1	17.4	15.5	15.1
亜鉛	12.6	13.0	13.5	12.9	12.6

鉛及び亜鉛價格の著しい回復は一九三六年十一月から三七年三月の間にロンドン金屬市場相場に現はれた。鉛の價格は噸二二磅から三三磅に跳ね、亜鉛は噸當り一六磅から三三磅以上に上つた。一九三七年三月以來價格は下値を呼び一九三九年六月は夫々一五磅、一四磅となつた。同月銀はオンス當り一七・五片であつた。

一九三九年九月戰争勃發當初、鉛、亜鉛の價格は英國軍需省によりロンドン相場を固定され、英貨一六磅一二志六片、一五磅とされた。一九三九年十二月十八日には夫々英貨二五磅、二五磅一五志に増額を許された。濠洲では一九三九年十二月十九日に噸當り鉛濃貨二〇磅一七志八片、亞鉛濃貨二〇磅二志六片に固定され、一九四〇年二月には各々濃貨二五磅に値上げされた。一九四〇年五月迄にこの額は英鎊ともに變動はなかつた。

八 銀、鉛、亜鉛鑛山に於ける従業者數

最近五年間平均従業者數は次の如し。

銀、鉛、亜鉛鑛山従業者數

州又は領	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ニューサウスウェールズ	三、三七	三、三六	四、一六	五、三三	五、六三
ウエールズ	五、三三	四、四四	六、一〇	五、八六	五、〇〇
タインランド	—	—	—	—	—
南 洋 洲	—	—	—	—	—

北 部 領	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
塊マツト等(噸)	二、〇〇〇	一、六九三	一、八〇九	一、八六五
原銀・精銀(噸)	六	五	八	二、八八

(a) 一九三六年十二月三十一日終了十八ヶ月。

二 産 出 地

(一) ニューサウスウェールズ 一九三八年産出高は電氣銅一、二八〇噸、精銅六八三噸に上り後者は國外に輸出された。殆ど總ての銅はプロークンヒル・スマルターズから輸送された銅マツトをポート・ケンブラで處理して得られたもので、原銀はプロークンヒルの銀鉛鑛である。精銅はコイバ區の原銀處理により得られた。同年中に本州には其他銅山の採鑛もあつたが額は極めて僅少であつた。一九一九年以來本州産出高は一、〇〇〇噸を越すことは稀であつたが、以前には一九一五年の二、五〇〇噸、一九一一年の一〇、六〇〇噸の間を上下してゐた。

(二) タインランド 本州の一九三八年産出高は四、四五九噸、二〇三、九六七磅であつた。一九三八年産出高は近年の産出高に比しては良好であつたが、一九二〇年の約一六、〇〇〇噸、價額一、五五二、〇〇〇磅に比して遙かに少額であつた。この減少は主として銅の低價格による。一九三八年の主要産地の統計は次の通りであつた。クワンカリー一、五六二噸、七一、四六二磅、ハーバートン一六九噸、七、七四三磅、マウントモルガン二、四八八噸、一一三、八二九磅。

(三) 南 洋 洲 銅鑛床は南洋洲の大部分に互つて發見され、その全産額は容易に他州を凌駕してゐるが、既往年度の産額に比較するとその産額は近年非常な減産を見せ、今やタスマニヤ、タインランド、ニューサウスウェールズに追越されてゐる。カブランダ、ブラブラ、ワララー、ムーソン

第五節 銅

- 一 産出高
- 二 産出地
- 三 世界に於ける銅産出高
- 四 戰時契約價格
- 五 價額
- 六 銅鑛業従業者數

一 産 出 高

品名	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
西 洋 洲	—	—	—	—
タスマニヤ	—	—	—	—
北 部 領	—	—	—	—
南 洋 洲	—	—	—	—
全 産 出 高	—	—	—	—

銅は濠洲全般に互つて分布してゐるが現在の主要産地はタスマニヤ及びタインランドが中心である。南洋洲とニューサウスウェールズは皆て銅の大産地だつたが數年來著しく減少した。濠洲に於ける銅産出高は主として價格に左右せられ、價格が好轉すれば生産が増し、價格が低下すれば生産が減少する。一九三四—三八年各州に於て報告された同州の鑛業統計に計上せられたる産出高は次の如し。各州鑛務省の資料による全濠洲銅産出高は次表中別項に示す。

銅 産 出 高 (噸)

州又は領	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ニューサウスウェールズ	三、三六	三、〇一	三、三六	三、三六	三、三六
ウエールズ	五、三三	四、四四	六、一〇	五、八六	五、〇〇
タインランド	—	—	—	—	—
南 洋 洲	—	—	—	—	—
西 洋 洲	—	—	—	—	—
タスマニヤ	—	—	—	—	—

タ等一部主要鑛區の發見其他の簡單な説明は既刊本年鑑にあり。一八六〇年に開業したムーシタ、ワララー銅山では引續き事業が繼續され一九三一年末迄に二、〇五〇萬磅の銅の産出をみた。一九三三—三八年同鑛區はムーシタ鑛業組織として知られる協同組織により稼行された(詳細は既刊本年鑑参照)。埋藏量を掘盡した爲同組織は一九三八年八月に消滅した。一九三八年本州産出高は二五四噸、一五、三三三磅に達した。

(四) 西 洋 洲 一九三七年の三五噸、九八六磅の輸出に比して、一九三八年度は二九噸、一、二七五磅が輸出された。

(五) タスマニヤ 一九三八年の本州産出高は一二、七二九噸、五八〇、二三八磅であつた、其悉くはマウント・ライエル鑛業鐵道株式会社によるものである。同社は原銀及び精銅五八、八二二噸を處理して、銅一二、七〇〇噸、銀六七、一七六オンス、金七、九一九オンスを含有する、粗銅一二、七九一噸、價額にして八〇三、〇六五磅を産出した。

(六) 北 部 領 銅は各地方に發見されたが、これらの鑛床の開發は銅價格の低廉と輸送の困難のために阻害されてゐる。一九三六年十二月迄の十八ヶ月に二〇四噸の原銀が採掘された。これは一九三二—三三年以來初めての産銅記録である。一九三七年には七噸、五五磅、一九三八年には、二五二噸、四、三六二磅が産出された。

三 世界に於ける銅産出高

一九三四—三八年の五年間の世界銅産出推定額は次表の如し。數字は帝國協会の調査統計より採萃したものである。

世界銅産出高 (噸)	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
1,000,000	1,250,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000

次表は一九三八年度の主要銅産出國産出高を示す。

世界主要銅國 (一九三八年) (噸)

國名	産出高	四	名	産出高
米 國	4,000	ユ ー	ス ー	4,000
チ 国	3,500	メ キ	シ ヨ	3,500
カナ	3,500	ペ ル	ル	3,500
ロ 国	3,500	チ イ	ア	3,500
ポ 国	3,500	ド	イ	3,500
コ 国	3,500	ス	バ	3,500
ソ 国	3,500	イ	ン	3,500
日 本	3,500	洲		3,500

一九三八年米國の世界總産出高中に占める割合は殆ど四分の一に達した。瀋洲は一%以下であつた。一九三八年の全銅産出高は軍需増加にも拘らず既往年に比して幾分低調であつた。

四 戦時契約

一九三九年九月戦争勃發後間もなく英國の軍需省は、初年度七、〇〇〇噸迄の餘剩電氣銅を契約に依り購入し度き旨を表明した。併し瀋洲の軍需工業擴張のため、輸出に充てる餘剩額などは恐らくあるまい。

五 價 格

既往五年間各年のロンドン及びニューヨークの銅平均價格を次に示す。數字はThe Mineral Industry誌に依る。

銅 價 格 (ロンドン、ニューヨーク)	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
標準銅價(ロンドン)	30.6	32.7	34.4	35.7	37.1
標準銅價(ニューヨーク)	28.5	30.6	32.3	33.7	35.0
平均價格(他)	28.5	30.6	32.3	33.7	35.0

銅は價格の變動が著しい。一九一六年十二月、標準銅の平均ロンドン價格は噸當り一四五・三二磅であつたが、一九二七年六月には五四・〇三磅となり、一九三〇年の平均價格は五四磅で、次の五年間は噸當り三〇磅を少し越しただけで、一九三七年六月には六〇磅に上昇したが其後一九三八年六月三五磅に下落し、一九三九年六月再び四二磅以上に騰貴した。一九三九年九月戦争勃發當時ロンドン銅價は噸當り五一英磅に固定された。次で一九三九年十二月十八日には噸當り六二英磅に値上げされた。翌日瀋洲では噸當り六三磅一七志六片に固定され、一九四〇年二月十六日には噸當り七六磅に値上げされた。此の瀋洲の値上りは一面に於ては瀋洲産銅奨励のためであつた。國防計畫の擴張によつて國內産出額は國內需要をも満たさず、輸入の必要を避ける爲に値上げを行つたが、値上價額の中、噸當り四磅は主要採銅會社が採銅並に新開發に用ふべきものである。以後一九四〇年五月に至る迄英、濠いづれに於ても値上りはなかつた。

六 銅鑛業従業者數

最近五年間の銅鑛業従業者數は次の如し。

銅鑛業従業者數

州又は領	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ユ ー	4	7	9	10	11
メ キ	15	17	19	20	21
チ イ	15	17	19	20	21
ド	15	17	19	20	21
ス	15	17	19	20	21
イ	15	17	19	20	21
洲	15	17	19	20	21
計	1,105	1,134	1,177	1,206	1,237

(n) 訂正済。

一九一七年には九千人以上が銅鑛業に従事してゐた。

第六節 錫

- 一 産出高
- 二 産出地
- 三 世界産出高
- 四 價 格
- 五 錫鑛業従業者

一九三四年—三八年五年間の各州錫産省に報告された産出高を次表に示す。別行は各年の噸數を示す。

州又は領	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ユ ー	36,120	37,890	38,400	39,000	40,000
メ キ	38,800	40,000	41,000	42,000	43,000
チ イ	17,900	18,000	18,500	19,000	19,500
ド	6,700	7,000	7,500	8,000	8,500
ス	29,300	30,000	31,000	32,000	33,000
イ	9,500	10,000	10,500	11,000	11,500
洲	6,700	7,000	7,500	8,000	8,500
計	146,900	150,000	153,000	156,000	160,000

(a) 六月三十日終了年度 (b) 一九三六年十二月終了十八ヶ月。

二 産 出 地

(一) ニューサウスウェールズ 一九三八年産額はインゴット一、一六二噸、二八二、〇二四磅であり、價額四、七四四磅の精錫二八噸は國外に輸

出された。本州産額の大部分は平年は特にニューイン、ランド地方に於て浸漬法によつて採掘され、一九三八年の砂錫は五二七噸である。ティンガ1地域は一九三八年の主要産地で、其産出高は精錫六一五噸であつた。其他の地方の中でもエンマビルは精錫二四三噸、アードルサンは同じく二〇五噸、トリントンの錫鑛山は酸化錫二五噸の産額を示した。

(二) ビクトリア この州の産額は主としてビーチワース地方の浸漬法ギプスランドのツラ地方の鑛山採掘による。一九三八年産額は一九三七年精錫二一八噸、四四、一二七磅に比して精錫一六九噸、二八、六五〇磅に達した。

(三) タインスランド 一九三八年に於ける主要産出地はハーバートン六〇一噸、八三、九五三磅、ククタウン七一噸、一〇、八九八磅、スタンソープ一一九噸、一七、八五四磅、チラゴ一七八噸、一〇、八一五磅、カンガルーヒルズ一二二噸、一六、〇八〇磅である。全産額一、〇〇五噸、一四一、五四七磅は一九三七年に比し、一六六噸、六一、〇六七磅の減少であつた。之に比し本世紀の初期に於ては産出高は毎年二、〇〇〇噸より五、〇〇〇噸を上下した。

(四) 西瀋洲 一九三八年本州報告錫産出高は六八噸、七、四二一磅に達し、ビルバラ及びグリーンブッシュ鑛區で得られた。

(五) タスマニヤ 一九三八年産出高は一、二七九噸、二四四、〇三七磅、前年度より量に於ては一八九噸の増加であつたが、金額に於て一六、六三六磅の減少であつた。生産量僅かに六四〇噸であつた一九二九年以來本州の錫産額は相當増加した。錫生産に關係する鑛山は設備完全であるから將來の活躍は充分期待出来る。

(六) 北部領 一九三八年十二月終了年度産出高は精錫二一噸、三、二〇五磅であり、一九三七年は精錫四一噸、七、二〇五磅であつた。

三 世界産出高

最近五年間の世界錫産出高は次の通りである。

最近五年間の世界錫産出高は次の通りである。

世界錫産出高 (噸)

一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
117,000	118,000	124,000	108,000	110,000

世界錫産出高は一九三七年に最高記録に達したが、一九三八年には一五七、〇〇〇噸に減少し、二四%の減率であった。主たる産出國はマレー、蘭印、ボリビア、泰であり、これらの國々の産額は世界錫産出高の四分の三であった。錫生産輸出統制協定は一九四一年迄延期され、協定國はニジエリア、コンゴ、印度支那を加へた既述の國々である。濠洲の錫生産には關係がない。

主要錫産出國の一九三八年産出高は次の通りである。

一九三八年世界主要錫産國 (噸)

國名	産出高	國名	産出高
マレー	四三、七〇七	ビルマ	四三、三三三
蘭印	三〇、三九九	濠洲	三、七三三
ボリビア	一五、四八四	日本	一、九九九
支那	一四、七〇四	英領	一、九九九
タイ	一三、六〇〇	印度支那	一、五九九
コロンギ	九、〇〇五	ポルトガル	一、〇〇六
ニジエリア	七、三三三	アルゼンチン	(a)

(a) 不明。
一九三八年に約一五七、〇〇〇噸と計算された世界産額中に於て濠洲の占める割合は二%を若干越してゐるやうである。

四、價格

一九三四—一九三九年のロンドン市場平均價格は次の通りである。

錫價格 (ロンドン)

抽要	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
噸當り平均價 (磅 志月)	三三〇	三五五	三三〇	三二八	三二六	三二五

不況の絶頂であつた一九三一年の噸當り一八磅に比し、一九三七年には二四二磅に騰貴し、一九三八年には一八九磅に下落した。
一九三九年九月大戦勃發に伴ひ、ロンドン錫價格は統制され噸當り英貨二七〇磅に固定された。其後一九三九年十二月價格が自由になるや英貨二七〇磅に急騰した。濠洲に於ける國內價格は一九四〇年二月噸當り濠貨三〇六磅に上昇した。

五、錫鑛業従業者

最近五年間錫鑛業従業者数は次の通りである。

錫鑛業従業者數

州又は領	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ニューサウスウェールズ	一、〇三三	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇
ビクトリア	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
タインランド	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三
西濠洲	七	七	七	七	七
タスマニア	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
北領	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
計	三、二七三	三、二七三	三、二七三	三、二七三	三、二七三

(a) ビクトリア産錫は主として金波鑛業會社の採掘による。

第七節 亞鉛

- 一 産出州
- 二 濠洲産出高
- 三 世界産出高
- 四 戰時契約
- 五 價格及び従業者

一 産出州

(一) ニューサウスウェールズ (a) 分布及び産出高 亞鉛含有精鑛の産出は主として本州プロトキンヒル地区に限られてゐる。そこでは閃亜鉛鑛が廣大な硫化鑛床の主な構成要素の二つをなしてゐる。同地方の採鑛事業の初期には相當の亞鉛が鑛滓の中に殘されたが、一九〇九年以降は進歩した處理方法により諸所の鑛山の堆積物中の含有亞鉛を有利に抽出できるやうになつた。

プロトキンヒル地区産出の多量の精鑛其他に含有する金屬はニューサウスウェールズ外で抽出されるので、鑛務省は亞鉛完成品の價額を同州鑛山業の分とはしてゐない。一九三八年の亞鉛精鑛は二六五、二九六噸、二二〇、九八九噸に達した。その一部はタスマニアのリズドンで處理される。一九三八年のこの精鑛よりの産出物はリズドンの濠洲電氣亞鉛株式會社の記録によれば、亞鉛四七、三七〇噸、カドミウム一四七、一七噸、酸化コバルト一八、九七噸に達した。それに就ては後のタスマニアに於ける産出高の項で述べる。一九三八年産期間には一二四、〇七一噸、二四〇、六七七噸に達したが、これは國外に輸出された。

レイタ・ジョージ鑛山會社のキャプテン・フラット鑛山の再開は一九三七年に於ける重要な發展であつた。一九三九年に生産が開始され、約四〇〇名が従業した。

(b) 國內及び國外に於ける亞鉛抽出 一九三四—三八年五年間に國內抽出亞鉛量及び國外輸出精鑛の推定亞鉛含有量に就ては第十七節参照。

(二) タインランド 一九三八年本州タインランド地区の亞鉛産出高は二三、七三五噸、三二九、四六四磅で、一九三五年には四、四一一噸、六

八、八六三磅であつた。これはマウント・アイザ鑛山會社の手で生産され精鑛として國外に輸出された。

(三) 南濠洲 本州諸地方に亞鉛の存在することは知られてゐるが、近年迄その生産は行はれなかつた。

(四) タスマニア 本州産原鑛からの亞鉛生産は一九三一—三五年間中止された。同期間マウント・リッドロズベリー地区の開発事業は續行され一九三六年に生産が開始された。一九三七年 同年はローズベリー採鑛開始後初めて滿一年間作業した年である。一には二三、四八一噸、五二五、八二四磅が産出され、一九三八年には亞鉛二五、三六六噸、三五六、四五二磅がタスマニアの原鑛から得られ、またカドミウム四九噸、一八、六三六磅、酸化コバルト一二〇磅、二四三磅を産出した。

その他にリズドンの電氣亞鉛株式會社は、一九三八年にニューサウスウェールズのプロトキンヒルよりの原料を處理し、板亞鉛四七、三七〇噸、九一五、六一七磅、カドミウム一四七、一八噸、六〇、七六〇磅、薄板酸化コバルト一八、九七噸、七、八四一磅を産出した。

二 濠洲産出高

上記の額は濠洲の亞鉛産出能力を的確に示すものではない。これは輸出された原鑛及び精鑛の亞鉛含有量を除外した爲であり、その量は最近では濠洲内で實際抽出した量よりも大である。

次表に於ては濠洲産の原鑛の全亞鉛産出高を示すために、輸出鑛物中の推定亞鉛含有量と濠洲に於ける實際抽出量とを一括に掲げてある。この數字には他の亞鉛含有精鑛—例へば鉛精鑛の含有亞鉛は右含有亞鉛の價格に對して支拂が行はれた場合でない限りは含まれてゐない。

濠洲亞鉛産出高 (一九三八) (噸)

抽出又は輸出州	原鑛及び精鑛の推定亞鉛含有・抽出量	計
ニューサウスウェールズ	(a) 六、三五九	(a) 六、三五九
タインランド	—	—
タスマニア	—	—
計	—	(a) 六、三五九

タインスタランド	電、三、七五	(b) 三、七五		(h) 三、七五
タスマニア	電、三、七五	三、七五	三、七五	三、七五
計	二二、七九	三三、七五	三三、七五	三三、七五

(a) 海外輸出精錬一四、〇七一噸の亜鉛含有量 (b) 産出亜鉛精錬四四、七九九の亜鉛含有量

三 世界産出高

一九三四年—三八年五年間の世界亜鉛産出高は次の通り。

世界亜鉛産出高 (噸)	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
	1,150,000	1,250,000	1,400,000	1,600,000	1,600,000

一九三八年主要産出国の産出高は次の如くである。数字は各國の板亜鉛産出高(原産地には関係なし)を示す。

一九三八年主要國亞鉛産出高 (噸)

國名	産出高	國名	産出高
米	五、〇〇〇	英	五、〇〇〇
ベルギー	四、〇〇〇	日	三、〇〇〇
ドイツ	三、〇〇〇	本	三、〇〇〇
カナダ	二、〇〇〇	メキシコ	二、〇〇〇
ポーランド	一、〇〇〇	イタリヤ	一、〇〇〇
フランス	一、〇〇〇	オランダ	一、〇〇〇
ソ連	七、〇〇〇	ロシア	一、〇〇〇
アメリカ	八、〇〇〇	チエコスロバキア	一、〇〇〇

上表の瀛洲産出高は實際に瀛洲で抽出した亜鉛の産額で、外國に輸出された原産及び精錬の亜鉛含有量は除外してある。若しその額を加へるとし、合計額は恐らく一六二、五六二噸に達し、世界産額の約九割を占めるであらう。

四 戦時契約

一九三九年九月の戦争勃發に際し、英國軍需省は瀛洲除利亞鉛購入に就て電氣亞鉛會社と契約を行つた。この契約は聯邦政府の認可の下に行はれ期間十二ヶ月、購買者は三ヶ月前に豫告をなした上、契約を更新し得る。契約数量は年總額三六、〇〇〇噸に達する迄、月三、〇〇〇噸とし、契約価格はf. o. b. リンドン噸當り一八英磅、即ち噸貨二磅一〇志とされた。

五 價格及び従業者

亞鉛の價格及び亞鉛鑛山の従業者に就ては第四節「七」及び「八」参照。

第八節 鐵

一 概説 二 産出高 三 鐵鋼補助金 四 鐵鋼世界産出高

鐵鑛は廣く瀛洲全土に分布してゐるが埋藏量はまだ確められてゐない。埋藏量が多く、良質で、採鑛容易な鑛山は現在二つしか知られてゐないが、これは西瀛洲のヤンビー・サウンド及び南瀛洲のアイアン・ノップである。この二中心地の推定埋藏量は夫々約一億噸及び一億五千萬噸である。政府への報告書で聯邦地質技師は次の如く述べてゐる—瀛洲鐵鑛業の發展を以てすれば右貯藏量は六〇年以上を支えることができず、産出鑛の保護をせぬ時は瀛洲は鐵鑛輸入國となるであらうと。この報告の結果、聯邦政府は一九三八年七月一日より鐵鑛の輸出を禁止した。尙、瀛洲の鐵鑛資源調査は目下進行中である。

二 産出高

(一) ニューサウスウェールズ 一九三五年の本州産鐵鑛よりの産出高は四、五八〇噸、一八、三二〇磅であつた。これは一九二九年以來、本州産鐵石が同州鐵鑛生産に利用された唯一の例である。多年の間、主要鐵鑛供給地は南瀛洲であつた。

本州で生産された少量の酸化鐵は各種ガス工場でガス淨化に使用され、又製紙、顔料製造に利用される。これらに使用するものは主としてポートマ・コーリー・デイヴィジョンの鑛床から供給され、一九三八年に産出された酸化鐵は一〇八噸、四三磅に達した。鐵鑛石熔劑二、四三二噸、九五〇磅が一九三三年にグルバーン・デイヴィジョンで産出したが、一九二二年以來の唯一の生産記録である。

(二) タインスタランド 本州に鐵鑛床が廣く存在することは周知のことである。その位置及び大きさは南瀛洲の優秀な鑛床に及ばないので採鑛はあまり振はないが、一九三八年には原鑛五、三二六噸がマウント・ルーシイから採掘され、チラゴ州精錬所で熔劑として使用された。

(三) 南瀛洲 プロリクタンヒル・プロブライエタリー株式會社經營のアイアン・ノップ及びミドルバンク鑛床よりの産額は一九三八年最大量に達し、鑛石二、二四五、三六六噸、二、五八二、一七一磅が採鑛された。この額は一九三一年の工業不振時代の二八九、〇〇〇噸の採鑛量とは良き對照であらう。瀛洲の鐵鋼工業の著しい恢復及び其の後の發展の見込から一九四〇年には鐵鑛三、〇〇〇、〇〇〇噸近くの産出が豫想される。

(四) 西瀛洲 ヤムビー・サウンド鑛區開發事業は一九三八年に輸出禁止によつて中絶した。原鑛の品質數量の調査完成までは採鑛作業は繼續する筈で、その費用は聯邦政府の負擔である。

(五) タスマニヤ 一九三八年には本州に鐵鑛石の産出はなかつた。一九三八年に産出した黃鐵鑛五〇、二七七噸、六二、八四五磅は鐵業産額報告には含まれず、マウント・ライエルに於ける鋼鑛浮遊選鑛の副産物なので「工業」の分に含まれてゐる。同鑛は主に本土に移出され、その含有硫

化物は化學肥料製造用に輸入される硫黃を驅逐した。一九三二年には二七四噸を産出し以來著しく恢復した。

三 鐵鋼補助金

一九三八—三九年鐵鋼製品奨励法に基き、國産原料使用製品に對し交附された奨励金は次の通りである。金網五、七三六磅、牽引機關一七、三一三磅、一九三九—四〇年の補助金は夫々四、五三四磅、一一、四五二磅であつた。

四 鐵鋼世界産出高

(一) 概説 現在の瀛洲鐵鑛及び鋼鐵産出高は世界産出高中の極小部分である。ザ・ミネラル・インダストリー誌に依れば、最近三年間の主要鐵産國産出高は次の如くである。

國名	鐵				鋼			
	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
米	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九	三、一〇九
ドイツ	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇
ソ連	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
英	七、六六六	七、六六六	七、六六六	七、六六六	七、六六六	七、六六六	七、六六六	七、六六六
フランス	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三
日本	二、八八八	二、八八八	二、八八八	二、八八八	二、八八八	二、八八八	二、八八八	二、八八八
ベルギー	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
ルクセンブルグ	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
チエコスロバキア	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二

計	イタリヤ	ポーランド	カナダ	スウェーデン	印 度	漢 洲	ハンガリー	オーストリア	南 阿 州
六、三三〇	八、六六	五、三三	七、九	六、五	一、五	六、三	三、六	一、九	一、九
三、三三〇	七、三	七、三	七、三	六、六	一、五	三、五	三、三	三、三	三、三
三、〇〇〇	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
三、三三〇	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
三、三三〇	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
三、三三〇	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三

世界鉄鋼、銅産額は一九三二年に鉄鋼三九、二七五、〇〇〇噸、銅鐵五〇、〇二九、〇〇〇噸の異常な低位に下つた。同年以後銅鐵生産額は絶えず生産を増加してゐるが、一九三八年には大いに減少した。漢洲の主要製鐵業者はプロクタンヒル・プロブライエタリー株式会社及び漢洲鐵鋼株式会社である。前者はニューサウスウェールズの新カースル、後者はポート・ケムブラに在る。漢洲に於ける銅鐵需要の増大に應ずる爲にこの兩工場は更に附加設備の認可を受けてをり、一方南漢洲への鐵鋼業の進出が行はれてゐる。ワイアラの熔鑄爐建設事業も進捗してゐる。

(一) 漢 洲 唯一の鐵産出州たるニューサウスウェールズの最近十年間の鉄鋼、銅鐵産額を次に示す。

漢洲鉄鋼及び銅鐵産出高 (噸)

六月終了年度	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四
鉄 塊	三、八、六六	三、三、三三	一、三、三三	三、三、三三	三、三、三三
銅 塊	三、三、三三	三、三、三三	三、三、三三	三、三、三三	三、三、三三

計	北部領	ニューサウスウェールズ	タスマニア	クイーンズランド	西オーストラリア	南オーストラリア
七、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

(a) 六月終了年度 (b) 一九三六年十二月終了十八ヶ月。

(二) 戦時契約 漢洲産のウオルフラム及び重石を英國政府に賣却する取極めが成立した。追て決定せらるべき一定條件に従ひタンダステンは、0・b單位當り英貨二磅一〇志で賣却されることとなつてゐる。

二 カドミウム

カドミウムはニューサウスウェールズのプロクタンヒル及びタスマニヤ

六月終了年度	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
鉄 塊	六、六、六六	七、七、七	八、八、八	九、九、九	一〇、一〇、一〇
銅 塊	七、七、七	八、八、八	九、九、九	一〇、一〇、一〇	一一、一一、一一
鉛 塊	八、八、八	九、九、九	一〇、一〇、一〇	一一、一一、一一	一二、一二、一二
亜鉛 塊	九、九、九	一〇、一〇、一〇	一一、一一、一一	一二、一二、一二	一三、一三、一三
錫 塊	一〇、一〇、一〇	一一、一一、一一	一二、一二、一二	一三、一三、一三	一四、一四、一四

第九節 其他金屬礦物

ウオルフラム及び重石

一 ウオルフラム及び重石 二 カドミウム 三 コバルト 四 其他

一 ウオルフラム

州又は領	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ウオルフラム	九、九	一〇、一〇	一一、一一	一二、一二	一三、一三
重石	一、一	二、二	三、三	四、四	五、五

(一) 概 説 タンダステン鋼は數州、北部領及びバス海峡のキング島(タスマニヤ)に産出する。タンダステンは平時、戦時とも今後愈々重要性を増して行く金屬である。近年は低價格の爲に探鑄事業は制限され生産も漸減的であつた。一九三二年に價格は一cwtに付僅か三磅二志九片に過ぎなかつたが、一九三七年には一六磅六志の記録的水準に昇騰した。従つてウオルフラム及び重石の生産もそれに應じて増加した。一九三八年には僅少な減價を見たが、産出高及び價額は共に著しく増加した。次に最近五年間の産出高を示す。

ウオルフラム及び重石産出高

酸化コバルトとしてのこの金屬の抽出は、カドミウムと同一の方法で行はれ、プロクタンヒル及びタスマニヤ原産の銀、鉛、亜鉛を處理して得られる。次表はカドミウムと共にコバルトの産額を示す。

漢洲カドミウム及びコバルト産出高

計	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
カドミウム	一、一	二、二	三、三	四、四	五、五
コバルト	六、六	七、七	八、八	九、九	一〇、一〇

右記の表には國外に輸出せる原礦及び精礦中に含有せるカドミウム及びコバルトの量は計上されてゐない。

四 其 他

其他金屬礦物の各州に於ける所在、生産に就ては本年鑑第二二卷七八〇一七八三頁及び既刊本年鑑参照。

第十節 石炭

- 一 各州産出高
- 二 各州に於ける石炭の分布及び産出高
- 三 各州産出高
- 四 輸出
- 五 濠洲の石炭消費量
- 六 價格
- 七 英國に於ける價格
- 八 炭礦従業者
- 九 炭坑に於ける事故

各州に於ける石炭發見に就ては既刊本年誌第三卷五一五—五一六頁參照。次表は各州及び濠洲の産出高及び價額を示す。

石炭産出高

年 度	量 (噸)				
	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南 濠 洲	西 濠 洲
一九一三	10,511,154	5,592,323	1,077,944	323,618	13,484,039
一九一四	10,795,757	5,401,898	940,765	606,877	13,745,397
一九一五	6,433,553	5,113,333	811,308	433,400	12,791,054
一九一六	8,626,559	4,766,445	1,021,928	577,126	15,012,058
一九一七	9,199,626	4,667,755	1,006,879	555,075	15,369,335
一九一八	10,051,559	5,577,695	1,101,179	555,510	17,286,143
一九一九	9,550,920	5,077,326	1,113,436	604,755	16,346,437

(a) 次表掲載の煤炭を除く (b) 山元價格

既に引用したビクトリアの数字は煤炭を除いてある。煤炭の數量及び價額は次の通りである。

ビクトリア煤炭産出高

年 度	量 (噸)	價 額 (噸)
一九一三	5,624	191,111
一九一四	7,334	262,952
一九一五	5,010	181,898
一九一六	5,126,860	203,355
一九一七	5,832,629	251,511
一九一八	6,832,843	311,711

二 各州に於ける石炭の分布及び産出高

(一) ニューサウスウェールズ 同州の石炭産床は最も重要にして最も廣く採行されてゐる。主要炭田はニューカッスル、ブライ、リスゴウにあり、夫々北部、南部、西部の名で知られてゐる。各地方の石炭は著しく性質を異にし、北部の石炭は特にガス製造、家庭用及び蒸氣用に適し、南部及び西部の石炭は専ら蒸氣用である。現在では北部地區のグレタ炭層が西メイトランド、セスノック間に於て廣く採行され一五哩に亘るこの地方は現在濠洲の最重要の炭礦區である。次表は一九三四年—三八年五年間の前記三地區産出高を示す。

ニューサウスウェールズ三區石炭産出高

年 度	メイトランド	セスノック	グレタ
一九三三	1,800,000	1,200,000	1,500,000
一九三四	1,850,000	1,250,000	1,550,000
一九三五	1,900,000	1,300,000	1,600,000
一九三六	1,950,000	1,350,000	1,650,000
一九三七	2,000,000	1,400,000	1,700,000
一九三八	2,050,000	1,450,000	1,750,000

年 度	總計	價 額 (噸)	噸當り平均價格
一九一三	7,624,216	281,217	36.88
一九一四	8,626,559	311,711	36.13
一九一五	6,433,553	251,511	39.10
一九一六	8,626,559	311,711	36.13
一九一七	9,199,626	351,511	38.21
一九一八	10,051,559	411,711	41.00

(a) 山元價格

經濟不況に至らぬ以前、多年の間ニューサウスウェールズの石炭産出高は一千万噸を超えてをり、一九二四年には最高量の一、六一八、〇〇〇噸を産出した。一九三一年には六四〇萬噸に落ち、それ以後一九三八年の九、五七〇、九三〇噸に達する迄、各年順調に産出高が増加した。採炭開始以來一九三八年末迄の本州採炭額即ち四二、三〇〇萬噸の中約二八、七〇〇萬噸、六八％は北部地區、八、七〇〇萬噸、二一％は南部地區、四九〇〇萬噸、一一％は西部地區に産出された。

ニューサウスウェールズの機械採炭額は二、七二二、〇四九噸、即ち一九三八年の本州全産出高の二八・四％である。尙一九二八年は二二・四％であつた。

ビクトリア黒炭産出高

年 度	産出地 其他
一九三三	36,862
一九三四	39,533
一九三五	42,204
一九三六	44,875
一九三七	47,546
一九三八	50,217

年	ドイツ		ポーランド		ハンガリー		ベルギー		フランス		チエコスロバキア		ユーゴスラビア	
	数量(噸)	金額(千圓)	数量(噸)	金額(千圓)	数量(噸)	金額(千圓)	数量(噸)	金額(千圓)	数量(噸)	金額(千圓)	数量(噸)	金額(千圓)	数量(噸)	金額(千圓)
一九三六	1,582,000	11,000,000	1,100,000	7,500,000	1,100,000	7,500,000	1,100,000	7,500,000	1,100,000	7,500,000	1,100,000	7,500,000	1,100,000	7,500,000
一九三七	1,822,000	12,500,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000
一九三三	1,822,000	12,500,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000
一九三五	1,822,000	12,500,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000
一九三六	1,822,000	12,500,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000
一九三三	1,822,000	12,500,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000
一九三五	1,822,000	12,500,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000
一九三五	1,822,000	12,500,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000
一九三五	1,822,000	12,500,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000	1,200,000	8,000,000

(a) ザール地方を除く、同地方は一九三四年一、一三九、〇〇〇噸、一九三五年一月一日から二月十七日迄一、六七三、〇〇〇噸産出した。同日以後の産出高はドイツに含まれる。(b) 揚炭中を含む。(c) 濠洲産年額三〇萬噸を含む。(d) 不明。(e) 黒炭中を含む。

世界産額は一九三七年一億一千萬噸であつたが、一九三八年には一億二千萬噸に下つた、これは主として米國に於ける一億噸近くの産出減に

二四、二六五噸、二、六二二、二九二噸、内二、六九五、二二七噸、二、三三八、一八一噸はニューカッスルから積出された。他州への移出高は二、一三三、三九三噸、一、七七三、五三〇噸で、次の如く區分される。船荷一、七六三、六二八噸、一、五〇五、三八八噸、バンカー用三四九、七六五噸、二六八、一四二噸。國外輸出額は總計九一〇、八七二噸、八四八、七六二噸であり、バンカー用として五三二、二七二噸、五〇六、六四一噸、船荷としては三七九、六〇〇噸、三四二、一一一噸が積出された。

最近五年間のニューカッスウェールズ炭坑出炭區分は次の如し。輸出石炭はバンカー用石炭を含む。

四 輸 出

(一) 概 説 一九三八—三九年度の濠洲産石炭の輸出額(バンカー用を除く)は三八二、〇八五噸、三四七、〇五四噸であつた。ニューカッスウェールズは三八一、七七八噸、クイーンズランドは三〇五噸、ビクトリアは二噸輸出した。濠洲産出石炭海外輸出額は次表に示す。

年	数量(噸)	金額(千圓)
一九三三	2,025,555	14,081,055
一九三五	2,133,555	14,988,855
一九三六	1,935,366	13,737,378
一九三七	1,740,405	12,561,285
一九三八	1,740,405	12,561,285

石炭輸出額

年	数量(噸)	金額(千圓)
一九三三	1,913,000	13,211,000
一九三五	2,025,555	14,081,055
一九三六	1,935,366	13,737,378
一九三七	1,740,405	12,561,285
一九三八	1,740,405	12,561,285

年	各州移出(a)	國外輸出(b)	州内消費	計
一九三四	1,822,000	807,155	5,812,255	7,841,410
一九三五	1,822,000	876,555	5,933,740	8,632,295
一九三六	1,822,000	922,255	6,133,090	8,877,345
一九三七	1,822,000	933,555	6,733,100	9,488,655
一九三八	1,822,000	933,555	6,733,100	9,488,655

(二) ニューカッスウェールズ 一九三八年の石炭總輸出額は三、〇

上記五年間の全産額中各州移出二三%、外國輸出一〇%、州内消費六七%であつた。一九三八年の州内消費量にはツドニーから積出された州間バンカー用石炭四八、七一一噸が含まれてゐる。これは移出炭中には含まれてゐない筈である。

右表數字はニューカッスウェールズ鐵務省統計である。

五 濠洲の石炭消費量

入手し得た資料により濠洲に於ける石炭の産出並に用途に就て相當詳細に示すことが出来る。

平常は石炭の生産、消費は同方向に動くが、産業紛争のある場合には大

消費者は貯蔵炭に依存せざるを得ず、従つて年次数字は利用できないので、次表ではそれにより生ずる異常状態を避ける爲に五年間平均数を探つた。

濠洲の石炭消費量

項目	一九三三—三四年 (終了五年平均)		一九三八—三九年 (終了五年平均)	
	噸	噸	噸	噸
販賣用炭産出高(a)	八、七〇、七〇〇	八、七〇、七〇〇	八、七〇、七〇〇	八、七〇、七〇〇
輸入高	一、六〇、〇〇〇	一、六〇、〇〇〇	一、六〇、〇〇〇	一、六〇、〇〇〇
供給量計	一〇、三〇、七〇〇	一〇、三〇、七〇〇	一〇、三〇、七〇〇	一〇、三〇、七〇〇
外國輸出	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇
海外向バンカー用	五、三〇、〇〇〇	五、三〇、〇〇〇	五、三〇、〇〇〇	五、三〇、〇〇〇
計	八、三〇、七〇〇	八、三〇、七〇〇	八、三〇、七〇〇	八、三〇、七〇〇
燃料用	一、四九、六三三	一、四九、六三三	一、四九、六三三	一、四九、六三三
工場	一、四九、六三三	一、四九、六三三	一、四九、六三三	一、四九、六三三
鐵道機關車(c)	二、一六、三三三	二、一六、三三三	二、一六、三三三	二、一六、三三三
計	五、〇七、六〇〇	五、〇七、六〇〇	五、〇七、六〇〇	五、〇七、六〇〇
原料用	一、〇七、七三三	一、〇七、七三三	一、〇七、七三三	一、〇七、七三三
ガタ	一、〇七、七三三	一、〇七、七三三	一、〇七、七三三	一、〇七、七三三
コータ	六、〇九、〇〇〇	六、〇九、〇〇〇	六、〇九、〇〇〇	六、〇九、〇〇〇
計	一、六六、七三三	一、六六、七三三	一、六六、七三三	一、六六、七三三

項目	一九三三—三四年 (終了五年平均)		一九三八—三九年 (終了五年平均)	
	噸	噸	噸	噸
貯蔵炭を含む消費用炭高(d)	一、三三、三六六	一、三三、三六六	一、三三、三六六	一、三三、三六六
總計	八、三〇、七〇〇	八、三〇、七〇〇	八、三〇、七〇〇	八、三〇、七〇〇
褐炭産出高	三、二四、三三三	三、二四、三三三	三、二四、三三三	三、二四、三三三
褐炭産出高	三、二四、三三三	三、二四、三三三	三、二四、三三三	三、二四、三三三
發電所燃料用	一、一七、七三三	一、一七、七三三	一、一七、七三三	一、一七、七三三
煉炭工場用(e)	一、一〇、五五五	一、一〇、五五五	一、一〇、五五五	一、一〇、五五五
計	二、二八、二八八	二、二八、二八八	二、二八、二八八	二、二八、二八八

六 價 格

(一) ニューサウスウェールズ 本州石炭の価格は其産地に依り異なる。以前は、北部地区は一般に南部或は西部より多少高價であつたが、近年は南部地区炭田の平均価格は北部のものよりも僅かに高い。最近五年間の各地区及び本州の平均山元価格を次表に示す。一九三七年に於ける購買は一九二七年以来の最初のものである。

(二) ビクトリア 本州山元購買平均価格は一九三四年—二志一片、一九三五年—一志—〇片、一九三六年—一志—一、一九三七年—一志—三、一九三八年—一志—三片であつた。この平均は一九三八年に購買生産費一志—一を要した褐炭を含まない。

ニューサウスウェールズ石炭価格 (噸當り志・片)

年 度	北 部	南 部	西 部	州 平 均
一九三四	二二	二二	二二	二二
一九三五	二二	二二	二二	二二
一九三六	二二	二二	二二	二二
一九三七	二二	二二	二二	二二
一九三八	二二	二二	二二	二二

(三) クインスランド 最近五年間の主要石炭産出地区に於ける価格は次の如し。

クインスランド石炭価格 (噸當り志・片)

地 方	山 元 價 格				
	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
イブスウィッチ	一八	一八	一八	一八	一八
ダウリンズ	二二	二二	二二	二二	二二
ワイドボイ	二二	二二	二二	二二	二二
ワットハムプトン	二二	二二	二二	二二	二二
クラーモント	二二	二二	二二	二二	二二
ボニーモン	二二	二二	二二	二二	二二
マウント・マリガ (ナラゴ)	二二	二二	二二	二二	二二
平均	二二	二二	二二	二二	二二

(四) 西濠洲 最近五年間のコーリー(西濠洲)炭平均価格は一九三四—一志二片、一九三五年—一志—〇片、一九三六年—一志九片、一九三七年—一志四片、一九三八年—一志五片であつた。

(五) タスマニヤ 最近五年間の同州山元購買平均価格は一九三四年—一志四片、一九三五年—一志—一、一九三六年—一志—一、一九三七年—一志—一、一九三八年—一志—一〇片であつた。

七 英國に於ける價格

一九三三—三七年五年間の英國に於ける山元購買平均石炭販賣価格は一九三三年—一志、一九三四年—一志—一、一九三五年—一志—一、一九三六年—一志—一、一九三七年—一志—二、一九三八年—一志—二片であつた。

八 炭 礦 従 業 者

一九一三年、一九二三年及び一九三三—三八年各年の各州の坑外及び坑内炭礦従業者数は次の如くである。

炭 礦 従 業 者 數

年 度	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クインスランド	西濠洲	タスマニヤ	計
一九一三	一八、八四三	一、三三七	二、五八八	五、五九	一、一六	二五、四六
一九二三	三三、九六九	三、一三三	二、六三三	七、二	二、六	四六、九
一九三三	一三、三九九	一、五七	二、四八	六、六	二、二	一八、五五
一九三四	一三、四四	一、五七	二、四八	六、六	二、二	一八、五五
一九三五	一三、三三七	一、五七	二、四八	六、六	二、二	一八、五五
一九三六	一三、三三七	一、五七	二、四八	六、六	二、二	一八、五五
一九三七	一三、三三七	一、五七	二、四八	六、六	二、二	一八、五五
一九三八	一三、三三七	一、五七	二、四八	六、六	二、二	一八、五五

(a) 一九二四年以前の産出高は重観の要なし。
濠洲の炭礦従業者最大数は一九二六年の三一、七七四人である。同年後まもなく産業不況及び一九二九—三〇年間にニューサウスウェールズ主要

炭坑の一つが長期に亘り作業を停止したので従業者数に重大な影響を與へた。一九三四年以後漸次改善されたが、一九三八年の従業者数は上記最大数の僅か三分の二であつた。しかるに一九三八年出炭高は一九二四年の記録の出炭高一、三七〇萬噸より僅かに劣るにすぎなかつた。それは同産業に於ける機械化の發達が近年の出炭額増加の一要因であつたと考へられる。一九二八年にはニューサウスウェールズの石炭總生産高の二三・四%が機械により採炭されたが、一九三八年には二八・四%に増加した。

九 炭坑に於ける事故

(一) 濠洲 次表は死傷者数を従業者千名當り及び採掘石炭量當りで示してゐるが、後者は炭坑作業に伴ふ危険の程度を考慮する場合、考慮しなければならぬ要因である。事故に就ての正確な定義はないが、傷害者をして二週間又はそれ以上の期間に亘つて就業を妨げしめる災害による勞務不能は各州鑛務省によつて一律に事故とされてゐる。尙最近五年間の死亡率をも下表に示す。

炭坑従業者及び事故 (一九三八年)

州	炭坑従業者数	事故数	従業者千名に對する率	採炭量噸	炭坑當り
ニューサウスウェールズ	五、八二五	二一	〇・三六	八、〇〇〇	二、七五
ビクトリア	一、七六六	二	〇・一一	二、八二五	七、六三
クイーンズランド	二、四〇五	二	〇・〇八	七、七五	五、五三
西オーストラリア	七、五〇	一	〇・一三	五、六七五	六、〇五
タスマニア	三、九	一	二、五	四、五	一、六三
計	二二、一〇〇	二六	〇・一二	三〇、〇一〇	八、七六

下表は一九三四年―三八年間平均従業者数、死亡者数及び千人當りの比率を示す。

二 ニューサウスウェールズ

次表は鑛務省記録による最近五年間の本州生産高を示す。
ニューサウスウェールズ・コークス生産高

項 目	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
數 量 (噸)	六、八、三三	八、七、八五	八、五、〇〇	九、九、四四	一〇、一、〇〇
價 値 (萬 磅)	六、六、四六	八、三、八七	八、〇、六三	九、九、八三	一〇、〇、六六
價 格 (噸當り)	九、七六片	九、五二片	九、四七片	九、九八片	九、九七片

右表はコークス製造業に關するもので、ガス工場に於て製造されたコークスは含まない。産業不況前のコークス最大生産高は一九二七年の七〇九、〇〇〇噸であつた。一九三一年には二一七、五〇九噸に減少したが、一般的景氣回復と共に一九三八年に一、一三五、〇〇〇噸の新記録に上つた。同年の使用コークス噸数は五四八、従業者数は六四七名であつた。

三 クイーンズランド

本州でも少量のコークスが製造され、一九三八年には三〇、九八四噸、中二七、三二八噸はボーエンの州營コークス工場で生産された。これら工場からの製産品の大部分はマウント・アイザ鑛山株式会社及びチラゴ州營精鍊所に送られた。従来これら鑛山処理工場での使用コークスはニューサウスウェールズから移入したものであつたが、現在では州生産高は州の需要を充たし、更に少量の餘剰品が輸出に向けられ、一九三八年には二、三二九噸がボーエンからスマタに輸出された。

次表は最近五年間の産出高を示す。
クイーンズランド・コークス産出高

年 度	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
數 量 (噸)	三、六、六五	三、八、七	三、三、三六	三、四、九	三、〇、九四

炭坑死亡數 (一九三四年―三八年)

州	炭坑従業者平均數	死亡事故平均數	従業者千名に對する比率
ニューサウスウェールズ	二、四、二六	一、五、〇〇	一、〇二
ビクトリア	一、八、七	二、四〇	一、二八
クイーンズランド	二、四〇五	二、〇〇	一、三
西オーストラリア	七、五〇	〇、〇三	〇、四
タスマニア	三、九	〇、〇三	〇、七
計	一九、五五	三、〇〇	一、三

(二) 外 國 鑛山監督官の報告によれば一九三三―三七年五年間の英國に於ける坑夫千名に對する炭坑事故平均死亡率は一・一で、一九三四年一・三五、一九三六年一・〇二の間を上下してゐるが、同期間の濠洲の率は一・一四であつた。

第十一節 コークス

- 一 概説
- 二 ニューサウスウェールズ
- 三 クイーンズランド

濠洲に於ける優良炭の埋藏量は多大であるにも拘らず、コークス生産は一九一四―一八年大戦の前には約二五萬噸に過ぎず、國內需要額以下で外國より相當量の輸入を必要とした。併し近年國內産品は非常に優秀な標準に達し輸入は殆ど止み、而も濠洲コークスはニュージランド其他太平洋諸島へ輸出されてゐる。一九三八―三九年の輸入コークスは、九、七一九噸、中六、六九五噸は英國より、二、〇三〇噸はドイツより輸入した。西濠洲が主要輸入州であつた。輸出額は三〇、〇九一噸、五六、〇二七磅でその中二五、八四四噸、四二、二九一磅はニューカレドニヤに送られた。

石炭價格との重複を避ける爲にコークスに關する統計は本章の初めにある一般鑛物産出額表には含めてない。

第十二節 油母頁岩及び鑛油

- 一 油母頁岩
- 二 石炭液化油
- 三 天然石油

(一) 概 説 濠洲に於ける油母頁岩の鑛床及び鑛油の調査に關しては本年誌第二卷七九―七九三頁參照。
(二) ニューサウスウェールズ 濠洲に於ける油母頁岩工業の設立に就ては既刊本年誌參照。一九三七年に聯邦政府及びニューサウスウェールズ政府はナショナル・オイル・プロプライエタリー株式会社との間に協定をなし、同社はニューズ・カバテイ地区に於ける油母頁岩工業を開發することになつた。聯邦政府は二五五年間同社産出石油に對し毎年一十萬ガロン迄消費税を免除して、同工業を保護する事を約した。右計畫が成功すれば濠洲に於ける本事業が發展を促進せしめられると共に、技術家にとつて有益なる訓練の基礎となるに相違ない。一九四〇年に生産を開始した。
(三) タスマニア 一九三四年に本州の油母頁岩から約三八、〇〇〇ガロンの原油が製産され、一九三四年末迄の油母頁岩からの蒸溜油生産量は三五七、〇〇〇ガロンであつた。タスマニア・シエールオイル會社の工場は一九三五年一月末以後、閉鎖された。

二 石炭液化油

多數の工程による石炭からの石油製産に一般の關心が向けられ、聯邦政府、各州政府(西濠洲を除く)及び帝國化學工業株式會社の指名する人々より成る委員會が組織され、同委員會に附託される特殊事項に付報告をなす事になつた。一九三七年六月に提出された報告書には濠洲が石炭液化の施設をなし得る段階には未だ立ち至つてゐない旨を述べ、同委員會は外國の進歩と緊密な接觸を保つやうに進言した。石炭よりの石油製産に關する一

九三九年七月二十五日附報告書は液體燃料常設委員から主管大臣に提出された。同委員の報告は前年の委員の進言と同一主旨であつた。

三 天然石油

(一) 濠洲 天然石油は濠洲に事實存在してゐる。之はクインスランド、ビクトリア及び西濠洲で實證された。クインスランド、西濠洲及びニューサウスウェールズ各州には採算的採掘の可能な油脈の存在が有利な條件にある事が明かにされてゐる。併しニューサウスウェールズでは其の存在を明確に實證する記録がない。ビクトリアでは石油のある事は證明されてゐるが、採算的に生産し得るや否やは更に今後の経過に俟つべき問題である。石油探鑛に對し聯邦政府の與へた援助に關しては第十六節参照。

(二) ビクトリア 一九三八年の重油生産高は六、一七三ガロン、一五四磅であつた。同年末迄の總生産高は一〇六、四七六ガロン、二、六〇二磅であつた。州政府と共同して聯邦政府はビクトリアのギブスランド地方に調査試鑿を盛んに行つてゐる。

(三) クインスランド 本州の石油産地は現在でも非常に期待されてゐる。ロマで石油ガス及び軽油乃至中油が、ロングリッチで石油ガス及び油機が発見された。採算可能油脈の存在に有利な地質構造がインジュニースプリングシニア間に數箇所突きとめられ、石油探鑛は、一九三九年もロマ附近のマウント・バセット及びハットン・クリック並にアーケイディアの地方で、數會社により繼續された。石油が産出すると見當をつけた上記地方全部の鑛床に試鑛が行はれ、アーケイディアでは一番深く六、〇〇〇呎以上も穿鑛された。そこでは一日三、〇〇〇、〇〇〇立方呎に達する石油ガスの噴出が見られた、これら全部の試掘孔では石油ガス及び石油の存在する證據が見られた。

(四) 南濠洲 州政府は一定條件のもとに州内の試掘孔又は油井より蒸溜分九〇%以上の原油一〇萬ガロンを最初に採油したる個人又は團體に對し五千磅の補助金を提供することになつてゐる。

(五) 西濠洲 一九三九年には僅か一會社が西濠洲に於て活動してゐ

イアによるものであるが、其後の産出高は記録されてゐない。近年の産出高は市場の沈滞に制限されてゐる。

クインスランドでは一九三八年に價額二、一六六磅の寶石がアナキのサファイヤ礦區で購買されたが、恐らく個人的に賣却したり値上りを持つて保存してゐる分が澤山あるであらう。それ故、報告された分は非常に不完全なものであると考へられる。一九三四年には各礦區に約一二〇名の礦夫が働いてゐたが、一九三八年には二五名に減じた。一九二〇年に價額六六、〇〇〇磅の産出があつたが、以後は非常に減少した。

三 貴蛋白石

一九三八年にニューサウスウェールズで得た蛋白石の推定産額は四、二二六磅で、主としてライトニング・リッチ礦區で得られた。ホワイト・クリフ及びグラウイン礦區からも産出したが、總額は百磅にも満たなかつた。多くの礦夫、買手、蒐集家が産出又は賣買の記録を出さない中に産地を離れるので前記の數字は總産出高を示さない。時々非常に良い石が得られ、一九一一年には重量五オンス、價額三〇〇磅のものが發見された。一九二八年には大きな石が三度も發見され、その重量は各々七九〇、五九〇、二二三カラットあり、美麗な光輝と光澤を有つたものであつた。時折非常に良質の黒蛋白石が發見され、ワラングラ礦區から出たものは、重量六カラット半もあり、一九一〇年に一〇二磅で賣却されたが、一九二〇年の初期に得たものは六〇〇磅で賣却された。この地方は世界中で唯一の黒蛋白石の發見される場所と言はれてゐる。一八九〇年以後ニューサウスウェールズで得た蛋白石の總價額は一、六二七、〇二二磅と推定されてゐるが、その數字は上記の如く或る程度控へ目である。

ビクトリアのピーチワース地帯でも貴蛋白石が少量發見される。クインスランドの蛋白石産出地はキヌナ及びオバルトンからカンナム迄の州西部内地の廣大な面積に亘り、一九三八年産出高は約八〇磅、同年末迄には約一八八、〇〇〇磅に達したが、この數字は記録されない多量の蛋白石が個人的に處分されてゐるから單なる近似數に過ぎない。近年の産額

たにすぎない。同社は聯邦及び州政府の財政的援助を受けて、一九三九年にキンバレー地帯に於て深孔鑿井作業を開始した。

(六) 概要 一九三九年には石油探査を規定する各州の法律に統一を與へるために盡力された。外國に於ける最新法を基礎とした法案を聯邦政府が準備し、州政府に提示した。その結果改正法案はビクトリア及びクインスランドで通過し、西濠洲に於ては一部分改正の案が提出されてゐる。クインスランドでは早速實行に移され、州政府と主要なる一石油會社との間に協定が結ばれ、社は州内の石油探査費用として四〇萬磅を支出することとなつた。

第十三節 其他非金屬礦物

其他非金屬礦物の所在及び産出に關しては既刊本年鑑第二二卷七九三—七九六頁参照。本章第一節に於ける數量及び價額に關する表は一九三八年各州の主要品目の産出高を示す。

第十四節 寶石類

- 一 ダイヤモンド
- 二 ヴァファイヤ
- 三 貴蛋白石
- 四 其他の寶石類

寶石類の産出高に關する正確な統計を得るのは困難であるが、一九三八年ニューサウスウェールズに於けるダイヤモンド産出高は三〇〇カラット、三〇〇磅であつた。これはインヴァレル地帯の採掘者の採取したものである。一九三八年末迄の總産出高は二〇五、五四三カラット、一四八、〇〇〇磅であつた。

二 サファイヤ

一九二九年ニューサウスウェールズのサファイヤ産出高は六五オンス、四五〇磅であると報告されてゐる、これは悉くインヴァレル地帯のサファ

は需要の減退に制限され、一九三八年の従業者は僅かに六名であり、それも二ヶ月間だけで、採石された僅かばかりの寶石が賣れずに終り、礦夫は礦區を離れ去つた。産出高の最大記録は一八九五年の價額三二、七五〇磅であつた。

寶石市場不振のため南濠洲のステューアイト山脈のクーパー・ペティからの産出高は一九二九年一一、〇五六磅より一九三四年一、五一七磅に減じ、其後需要の増加により一九三七年一一、八八七磅に達したが、一九三八年は四、五七〇磅に下落した。同産地は埋藏量が豊富で多量の貴蛋白石が採取されたが、しかも既知の小部分の蛋白石産地のみが完全に試掘されたのみである。州の最大産出高は二四、〇〇〇磅と報告された一九二〇年であつた。

四 其他の寶石類

其他種々の寶石類が時々各州で發見された。即ち瑪瑙、紫水晶、綠玉石、空晶石、エメラルド、柘榴石、月長石、貴橄欖石、紅玉、黃玉、電氣石、土耳其玉、ジルコン等である。六〇九カラット(粗)、價額二七八磅のエメラルドが西濠洲マーチソン金礦地のクニー地方で一九二九年に産出した。一九三〇年同地方から報告された三、七五〇カラットのエメラルドは同年中に賣却されなかつたので、その價額は明確ではない。一九三〇年以後の産出高は記録されてゐない。

第十五節 鑛業従業者數、賃銀、事故

- 一 従業者總數
- 二 鑛業支拂賃銀
- 三 一九三八年事故數

濠洲鑛業従業者數は季節、金屬の價格、勞働市場の状態、新鑛山の永續性、既設鑛山の擴張等により變動する。一九三八年の従業者數は次の如くである。

鑛業従業者数 (一九三八)

州又は領	鑛業従業者数				計
	金	銅、鉛、亜鉛	石炭	其他	
ニューサウスウェールズ	三、七四〇	五、六三二	一、三二〇	一、五八五	一一、二七七
ビクトリア	六、三二五	—	—	一、七六六	八、〇九一
タインスマラ	三、三六六	—	—	—	三、三六六
南緯州	—	—	—	—	—
西緯州	—	—	—	—	—
北緯州	—	—	—	—	—
北緯領	—	—	—	—	—
南緯領	—	—	—	—	—
西緯領	—	—	—	—	—
北緯領	—	—	—	—	—
計	一〇、一〇六	五、六三二	一、三二〇	一、五八五	一八、六四三

南緯州の「其他」には鐵鑛業に従事する二五三名及び石膏鑛夫六三名、鹽採取者一四三名、蛋白石鑛夫五六名を含む。タスマニアの分はオスミリジウム鑛夫四八名、北部領の分は雲母鑛夫三〇名、ウオルフラム鑛夫二八七名を含む。

次表は一九〇一年以後各州の鑛業従業者数及び總人口に對する従業者数の割合を示す。

各州鑛業従業者数及び人口一〇萬に對する鑛業者数

州又は領	一九〇一年			一九一一年			一九二一年		
	鑛夫	人口一〇萬に對する割合	人口一〇萬に對する割合	鑛夫	人口一〇萬に對する割合	人口一〇萬に對する割合	鑛夫	人口一〇萬に對する割合	人口一〇萬に對する割合
ニューサウスウェールズ	三、七四〇	三、七四〇	三、七四〇	三、七四〇	三、七四〇	三、七四〇	三、七四〇	三、七四〇	三、七四〇
ビクトリア	六、三二五	六、三二五	六、三二五	六、三二五	六、三二五	六、三二五	六、三二五	六、三二五	六、三二五
タインスマラ	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六
南緯州	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西緯州	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北緯州	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北緯領	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南緯領	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西緯領	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北緯領	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一〇、一〇六	一〇、一〇六	一〇、一〇六	一〇、一〇六	一〇、一〇六	一〇、一〇六	一〇、一〇六	一〇、一〇六	一〇、一〇六

一九〇一年以後の全般的衰退は主に前記各項の理由によるものである。人口に對する割合は一九三一年以後はニューサウスウェールズ及びタスマニアを除く各州では増加を示し、主として多數の金探鑛者に依る。同年以後のその増加は約六、〇〇〇名である。鑛業従業者数は一、七〇〇名増加し、銀、鉛、亜鉛鑛業従業者数は三、〇〇〇名増加した。

一 鑛業支拂賃銀

鑛業支拂賃銀率に關しては既刊本年鑑には本章で述べてゐるが現在在本

州又は領	一九三一年			一九三七年			一九三八		
	鑛夫	人口一〇萬に對する割合	人口一〇萬に對する割合	鑛夫	人口一〇萬に對する割合	人口一〇萬に對する割合	鑛夫	人口一〇萬に對する割合	人口一〇萬に對する割合
ニューサウスウェールズ	三、七四〇	三、七四〇	三、七四〇	三、七四〇	三、七四〇	三、七四〇	三、七四〇	三、七四〇	三、七四〇
ビクトリア	六、三二五	六、三二五	六、三二五	六、三二五	六、三二五	六、三二五	六、三二五	六、三二五	六、三二五
タインスマラ	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六	三、三六六
南緯州	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西緯州	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北緯州	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北緯領	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南緯領	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西緯領	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北緯領	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一〇、一〇六	一〇、一〇六	一〇、一〇六	一〇、一〇六	一〇、一〇六	一〇、一〇六	一〇、一〇六	一〇、一〇六	一〇、一〇六

局發行「労働報告書」に記載しあり。

三 一九三八年事故数

次表は一九三八年鑛山事故による死亡、負傷者数を示す。

鑛業事故 (一九三八)

鑛業	死亡		負傷	
	計	割合	計	割合
石炭	二	—	—	—
銅、鉛、亜鉛	—	—	—	—
金	—	—	—	—
其他	—	—	—	—
計	二	—	—	—
石炭	—	—	—	—
銅、鉛、亜鉛	—	—	—	—
金	—	—	—	—
其他	—	—	—	—
計	—	—	—	—

第十六節 鑛業に對する政府の補助

- 一 聯邦
- 二 ニューサウスウェールズ
- 三 ビクトリア
- 四 タインスマラ
- 五 南緯州
- 六 西緯州
- 七 タスマニア
- 八 北緯領

(一) 概説 聯邦は一九二六年貴金屬試掘法、一九三〇年産金奨励法一九二六年、一九二七年、一九二八年石油試掘法に代る一九三六年石油探鑛法、一九三四年貸付金(失業救済)法、一九三四年北緯州調査法の規定により鑛業補助を與へてゐる。

これら各種の法律に關する經費に就ては既刊本年鑑参照。北部緯州調査法と石油探鑛法を除きこれらの各種法律に基く其の後の支出は考慮されてゐない。

(二) 北緯州の調査 一九三四年に北部緯州調査法が通過した。同法に依り聯邦並にタインスマラ及び西緯州政府は南緯二度以北の緯州の一定地域の飛行機による調査及び地質、地球物理學的調査に協力することに同意した。同調査は一九三七年終了三年間に行はれ、更に一九四〇年末迄延期された。調査總費用は二五〇、〇〇〇磅、中、聯邦政府は一四〇、〇〇〇磅、タインスマラは六七、五〇〇磅、西緯州は四二、五〇〇磅を支出の管である。最近の報告は一九三九年六月三十日終了期間に關するもので、各地域に就ての六〇通の報告書が附録として發行され、其他六〇通は準備中である。

(三) 石油探鑛 聯邦政府は緯州、パプア及びニューギニアに於ける石油探鑛を奨励し、過去十年間に相當の金額を地質調査及び試掘作業に投じた。同期間に拂はれた努力に就ては既刊本年鑑参照。

一九三六年以前の全法令に代る石油探鑛法が成立し、同法により二五〇、〇〇〇磅の金額が緯州並にパプア及びニューギニア領に於ける石油探鑛補助に充てられた。地質學的豫備調査が數次行はれ、現在は緯州の適當

地に試験が行はれてゐるが、採算的な生産は行はれてゐない。一九四〇年にはパイプに於て深坑試験の準備が行はれてゐる。

上記法令により利用し得る金額は次の場合に適用される。
(1) 鑽孔作業又は石油探鑛に関する地質學調査に従事する個人及び会社に對する貸付金の支拂。

(2) 鑽孔機械の購入。

同法の規定により四個の近代化的回轉鑽孔機械が購入され、石油探鑛に従事する会社に貸付された。四個の機械は購入以來タインランド、ピタトリア、ニューサウスウェールズ、西瀛洲及びパイプアで使用された。

(四) 顯微鏡的検査及び選鑛法の研究。上掲補助金の他に聯邦政府は金産物の必要に應じ顯微鏡による鑛物検査及び選鑛法を研究し金産額を増加せしむる目的で、一九三四年に科學工業研究委員會へ二五、〇〇〇磅下附した。右金額はこの研究を行ふ爲、その後五年間に費消された。この研究は適當な州機關と聯合して行はれたが、その研究所の中心はカルグーリーの鑛山學校、アデレードの鑛工學校、メルボルン大學である。

この計畫に成功して、更に二二、〇〇〇磅の下附金を得た。その中一九四〇—四一年分二、〇〇〇磅、殘額は次の五年間に各四、〇〇〇磅宛費消される豫定である。この計畫は鑛業諮問委員會により行はれてゐる。

(五) 液體燃料常設委員會。聯邦政府は液體燃料生産及び代用品使用に關する知識を調整し、瀛洲をして燃料供給に關しより大なる自給性を得せしむる情報を得るため、液體燃料常設委員會を組織した。同委員會は石炭液化油、ベンゾール、無水アルコール、油母頁岩油の生産及び道路用車の發生器及び壓縮ガス使用、タール代用燃料油としての使用等の問題の調査を計畫してゐる。現在迄に報告書六通が委員會から發行された。

二 ニューサウスウェールズ

本州政府の行つた主要な援助は探鑛者に對するものであるが、一九三八—三九年終了四年間には探鑛に關する豫算議決額よりの支出はなく、一切の申請は失業救済基金及び聯邦補助金より下附されてゐる。補助金は鑛業

あるが、利益金より全額返済されたのは僅か二件に過ぎぬ。州はマウン・ト・トレンス、ピーターボロー、モンゴラタ、タルクラー、グレンロスの碎鑛及びシアン化工場を經營し、一般用の分析試験は鑛山學校で行はれる。一九三八年の探鑛者への補助金は四、〇〇六磅に達した。

六 西 瀛 洲

一九〇二年鑛山開發法による補助は一九三八年に次の如く下附された。探鑛者補助一五、二八二磅、一般用碎鑛補助金一、一四〇磅、鑛山事業及び鑛山機械設備補助への貸付金五、二一〇磅、同年豫算議決各種補助額よりの其他補助金額は二八三磅、總額二一、九一五磅であつた。

一九三八年の操業州管碎鑛所數二四、中、三個所は民間に貸與されてゐた。一九三八年末迄のこの支出總計は収入より九一、九八一磅、借入金より三九〇、一〇八磅、其他財源より四二、四〇八磅、合計五二四、四九七磅であつた。經費は一九三八年迄に収入より八一、四一五磅超過した。一九三八年末迄の州管工場に於ける金、錫産出高總額は一〇、一八三、七七〇磅であつた。探鑛者に對する無料分析試験と鑛物鑑定はカルグーリー鑛山學校及びパイプアの政府試験所で行つた。

七 タスマニア

一九三八年に於ける鑛業補助金は二、九四二磅で、その中、四九〇磅は食糧費、二〇三磅は探鑛、一、九三七磅が會社及び個人への補助金、二七〇磅は道路及び軌道工事費、四二磅は碎鑛補助費として支出された。探鑛者の分析は名ばかりの僅少な料金で行はれ、探鑛者の鑛區調査はジョーハンの分析及び測量所が無料で行ふ。

八 北 部 領

一九三七—三八年の探鑛者に對する補助金額は四五一磅で、その他に鑛山會社及び鑛山所有者に一六、八六一磅が補助された。マランボイ、パインタリク及びテナントクリータの碎鑛所は政府が經

権のある認可鑛區に於ける掘鑿、穿孔等の呎數に基いて下附される。一九三八年の認可補助金額は一六、八五九磅に達したが、完成事業に關する實際支出は一、二、六九四磅であつた。碎鑛設備又は精鑛施設には四分利で貸付が行はれる。同年貸付金總額一〇、〇八七磅が認可された。一九三七年にウイゾール附近の新金鑛床發見に對して二五〇磅の賞與金を下附したが現在では賞與金の交付は中止されてゐる。

三 ビクトリア

鑛業關係支出額は一九三八年に二八、二九八磅であつた。その中五、一〇〇磅は探鑛者への補助金であり、九、八〇八磅は聯邦金屬鑛業補助金下附條件により、等額支出の割合で關係会社に補助した。殘額一三、三九〇磅は州管碎鑛、穿孔作業、地質調査等に當てられた。

四 クイーンズランド

一九三八—三九年の鑛業補助額は二八、七一〇磅に達し、中、二五、八四四磅は探鑛者への貸付、殘額は鑛山機械補助法に基く補助金一、四三九磅及び鑛産地の運輸機關等の設備一、四二七磅である。上記金額の他に一〇、〇〇〇磅が北部瀛洲の飛行機による調査に費消された。

州管鑛山事業はボーエン、スタイクス、マウントマリガンの三炭鑛、キッドストン、チャーチタース・タワーズ、バムホードの碎鑛所、クロンカリーの分析試験所、チラゴの精鑛所、ボーエンのコークス工場、アグラインバンクの州管處理工場を含む。チャーチタース・タワーズの碎鑛所は引續き民間に貸與されてゐる。

五 南 瀛 洲

一九三〇、三一年鑛業法により鑛業に援助が與へられてゐる。一九三八年末迄の補助金總額は七〇、九一五磅、中、一六、八〇七磅は返済され、四、七〇〇磅は帳消、四九、四〇八磅は負債となつてゐる。右金額の一部は政府所有となつた機械である。返済金は利益金より支出されるべきもので

營し、ダーウイン及びアリス・スプリングスにある政府分析試験所は探鑛者の爲に無料分析試験をなし、鑛石の見本検査、保管並に賣却を行ふ。

第十七節 産出及び輸出鑛石の金屬含有量

一 國內産出高 二 輸出鑛石、精鑛其他の金屬含有量

瀛洲鑛山金屬協會が各種資料より作成した統計によれば一九三四—三八年五年間に瀛洲に於て産出した主要金屬(金を除く)の數量は次の如くである。一九三九年度は公表に至らぬ。

瀛洲産出精鑛金屬

金屬	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
金 (オンス)	八、五五九	八、九六五	八、九六五	九、五五〇	九、五五〇
銀 (噸)	一、〇、三〇一	一、八、三一一	一、五、五五〇	一、六、五七七	一、八、三一一
銅 (噸)	五、五五九	六、六六六	七、〇、五五九	六、六六六	六、六六六
鉛 (噸)	七、九七〇	二、六六六	二、三三三	一、七、〇〇〇	一、七、〇〇〇
錫 (噸)	三、三三三	二、八七七	二、七七七	三、三三三	三、三三三

一九二二—二七年五年間の鉄鑛國內産出高は一九二三年三三〇、〇〇〇噸、一九二七年五一七、〇〇〇噸を上下してゐる。其の後の完全な報告は同協會發表の統計からは判明しないが、ニューサウスウェールズの「統計記録」(Statistical Digest)發表の金屬抽出統計によれば同州鉄鑛産出高は一九三三—三四年四八七、二五九噸、一九三四—三五年六九八、四九三噸、一九三五—三六年七八三、二二三噸、一九三六—三七年九一三、四〇六噸、一九三七—三八年九二九、六七六噸、一九三八—三九年一、一〇四、六〇五噸であつた。既述の如く原料鐵鑛石は現在南瀛洲から得てゐる。

二 輸出鑛石、精鑛其他の金屬含有量

輸出鑛石精鑛金屬含有量

濠洲鑛山金屬協會の提供した一九三四—三八年五年間輸出鑛石、精鑛其他の推定金屬含有量を次に示す。

品 目	輸 出 先					其 他
	英 國	米 國	ベルギー	ドイツ	日 本	
金 屬	含有鑛石	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
銀 (オンス)	鉛・銀・金塊	一八九,五四六	二,五六〇,二五	二,八〇〇,八六	三,五五,三五	三,四〇〇,五七
	鉛精鑛及鑛石	六,一三〇,四	二七五,一五	四四四,〇三	五七,四六	八三一,〇九
鉛 (噸)	鉛精鑛及鑛石	一七,五三三	二,七三,六	三三,五五六	一〇四,八四〇	三〇六,一〇三
	鉛・銀・金塊	二,五九,〇二	二,九六,四四	三,四七,七,四六	四,三六,七,七一	四,五八,四,三
計	鉛精鑛及鑛石	一八,八八六	三,〇二九	三,八〇,八六	一〇六,三〇〇	三〇七,六〇六
	鉛・銀・金塊	二,〇五五	九,〇二九	一七,四七七	一〇,〇八八	一五,〇九九
亞鉛 (噸)	亞鉛精鑛及鑛石	一,八〇〇	一,〇六六	一,五八七	一,四二〇	一,〇六六
	計	三,六六六	二,一三三	三,一七四	二,八四〇	二,一三六
銅 (噸)	銅精鑛及鑛石	一,一三三	一,一六二	二,七七〇	二,三九九	三,三六
	計	一,一三三	一,一六二	二,七七〇	二,三九九	三,三六
錫 (噸)	錫精鑛及鑛石	一,九	一,九	三,四	一,五	一,〇
	計	一,九	一,九	三,四	一,五	一,〇

第十八節 鑛石、金屬其他國外輸出額

次表は一九三八—三九年の濠洲産鑛石、精鑛、金屬の國外輸出數量、價額並に輸出先國別を示す。

濠洲産鑛石金屬等の國外輸出額 (一九三八—三九)

品 目	輸 出 總 額	輸 出 先						
		英 國	米 國	ベルギー	ドイツ	日 本	ニュージーラン	其 他
鑛石	一,七七六	一,一三三	一,一六二	二,七七〇	二,三九九	三,三六	一,〇	一,〇
銀	八,四七七	一,一三三	一,一六二	二,七七〇	二,三九九	三,三六	一,〇	一,〇
鉛	二,六四三,六〇	一,一三三	一,一六二	二,七七〇	二,三九九	三,三六	一,〇	一,〇
亞鉛	一,八七二	一,一三三	一,一六二	二,七七〇	二,三九九	三,三六	一,〇	一,〇
銅	一,一三三	一,一三三	一,一六二	二,七七〇	二,三九九	三,三六	一,〇	一,〇
錫	一,一三三	一,一三三	一,一六二	二,七七〇	二,三九九	三,三六	一,〇	一,〇
精鑛	一,一三三	一,一三三	一,一六二	二,七七〇	二,三九九	三,三六	一,〇	一,〇
其他	一,一三三	一,一三三	一,一六二	二,七七〇	二,三九九	三,三六	一,〇	一,〇
計	一,一三三	一,一三三	一,一六二	二,七七〇	二,三九九	三,三六	一,〇	一,〇

三九一

(a) ナエコスロバキア四〇、〇〇〇cwt、四、六〇二磅、オランダ三一、七二三cwt、三、九二六磅 (b) 印度三五七、五九九cwt、三、五五、四七九磅、
 (c) 主としてタスマニアより輸出したオスマリジウム (d) フランス (e) セイロン八、八〇一、一〇七純オンス、九〇一、二〇九磅、印度二二二、二二五
 九純オンス、二三、五三三磅

計	銀 棒、 塊	金 棒、 粉末 等	白金、 オスマリジウム 等	亜鉛 塊	鉛 塊	錫 塊	銅 塊	マ 塊	カドミウム 塊	其 他	精 錬	鉛 泥、 炭、 石炭	錫 塊	銅 塊	亜鉛 塊	
	九、六八、〇五五	一、四八、七五五	(c) 四、七六六	四、三六、五六六	三、七〇、一七七	九、五	一、四七、七四	九、五	五、六、五五五	二、七、七九	二、八、二二	七、七、七九	八、〇、一三九	一、〇、九二	八、〇、四六六	八、〇、四六六
	三、三、三二、三三三	七、四、四、八七	二、八、二、四二	一、八、八、九六	一、八、一、四三	一、〇	一、五、六	一、〇	一、一、六六	七、〇、八	三、六	五、六、九	八、一、九	一、〇、九二	四、六、一三九	六、三、三、五五
	三、三、三二、三三三	一、一、八、七、三三	三、七、六	四、一、六、九六	△五、〇、〇					八、七、三	七、七、三	二、六、六	二、六、六	一、〇、九二	四、一、一、四八	四、一、一、四八
	七、四、四、八七	一、一、八、七、三三								七、七、三	三、六	二、六、六	二、六、六	一、〇、九二	四、一、一、四八	二、一、二、六八
	一、三、六、六、六六	二、三、五、五、五五								八、七、三	七、七、三	一、七、七	一、七、七	二、八、八	一、八、四、〇	一、一、八、八
	五、四、二、三〇									三、三、三	三、三、三	一、七、七	一、七、七	二、八、八	一、八、四、〇	二、一、二、六八
	二、一、二、九三	七、七、七五													七、七、七	七、七、七
	一、〇、六、五五														一、八、四、〇	二、一、二、六八
	(e) 六、四、七三	(d) 七、七、七														(a) 八、五、八

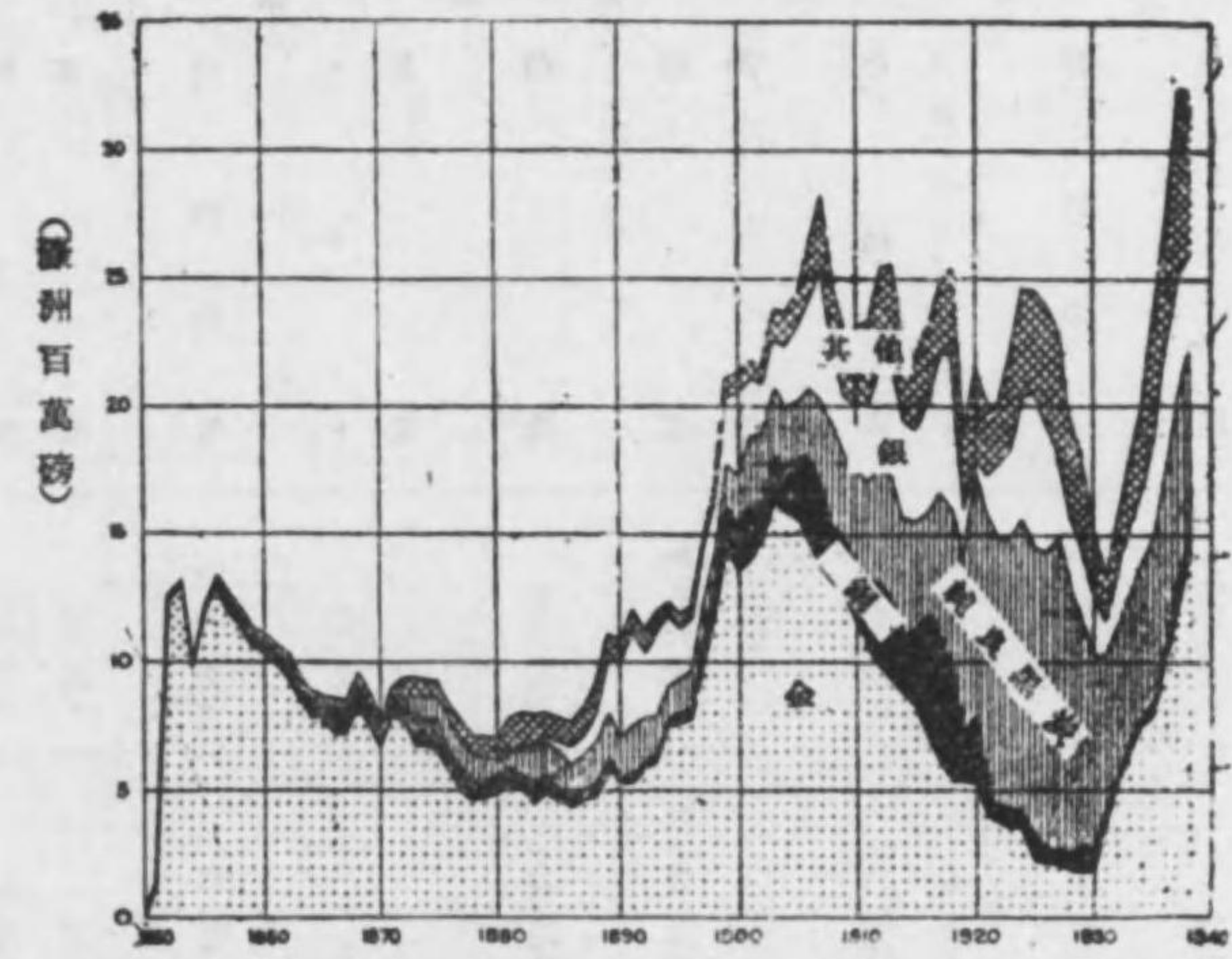
精 銀、 塊	其 他	亜鉛	錫	ウ ォ ル フ ラ ム	鐵 塊	銀 塊	銅 塊	精 錬	鉛 泥、 炭、 石炭	錫 塊	銅 塊	亜鉛 塊	鉛 塊	錫 塊	銅 塊	計
四、四、三、五五	六、三、七	一、九、五〇九	一、一、二七	一、七、七、七	八、〇、〇〇〇	五、五、七	一、〇、九二	二、七、七	七、七、七	三、三、三	二、八、二	四、三、六	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	八、〇、四六六
		一、九、五〇九	一、一、二七	一、七、七、七	八、〇、〇〇〇	五、五、七	一、〇、九二	二、七、七	七、七、七	三、三、三	二、八、二	四、三、六	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	八、〇、四六六
一、九、三、九		一、九、五〇九	一、一、二七	一、七、七、七	八、〇、〇〇〇	五、五、七	一、〇、九二	二、七、七	七、七、七	三、三、三	二、八、二	四、三、六	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	八、〇、四六六
		一、九、五〇九	一、一、二七	一、七、七、七	八、〇、〇〇〇	五、五、七	一、〇、九二	二、七、七	七、七、七	三、三、三	二、八、二	四、三、六	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	八、〇、四六六
三、三、三		一、九、五〇九	一、一、二七	一、七、七、七	八、〇、〇〇〇	五、五、七	一、〇、九二	二、七、七	七、七、七	三、三、三	二、八、二	四、三、六	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	八、〇、四六六
		一、九、五〇九	一、一、二七	一、七、七、七	八、〇、〇〇〇	五、五、七	一、〇、九二	二、七、七	七、七、七	三、三、三	二、八、二	四、三、六	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	八、〇、四六六
一、九、三、九		一、九、五〇九	一、一、二七	一、七、七、七	八、〇、〇〇〇	五、五、七	一、〇、九二	二、七、七	七、七、七	三、三、三	二、八、二	四、三、六	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	八、〇、四六六
		一、九、五〇九	一、一、二七	一、七、七、七	八、〇、〇〇〇	五、五、七	一、〇、九二	二、七、七	七、七、七	三、三、三	二、八、二	四、三、六	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	八、〇、四六六
三、三、三		一、九、五〇九	一、一、二七	一、七、七、七	八、〇、〇〇〇	五、五、七	一、〇、九二	二、七、七	七、七、七	三、三、三	二、八、二	四、三、六	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	八、〇、四六六
		一、九、五〇九	一、一、二七	一、七、七、七	八、〇、〇〇〇	五、五、七	一、〇、九二	二、七、七	七、七、七	三、三、三	二、八、二	四、三、六	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	八、〇、四六六
一、九、三、九		一、九、五〇九	一、一、二七	一、七、七、七	八、〇、〇〇〇	五、五、七	一、〇、九二	二、七、七	七、七、七	三、三、三	二、八、二	四、三、六	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	八、〇、四六六
		一、九、五〇九	一、一、二七	一、七、七、七	八、〇、〇〇〇	五、五、七	一、〇、九二	二、七、七	七、七、七	三、三、三	二、八、二	四、三、六	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	八、〇、四六六
三、三、三		一、九、五〇九	一、一、二七	一、七、七、七	八、〇、〇〇〇	五、五、七	一、〇、九二	二、七、七	七、七、七	三、三、三	二、八、二	四、三、六	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	八、〇、四六六
		一、九、五〇九	一、一、二七	一、七、七、七	八、〇、〇〇〇	五、五、七	一、〇、九二	二、七、七	七、七、七	三、三、三	二、八、二	四、三、六	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	八、〇、四六六
一、九、三、九		一、九、五〇九	一、一、二七	一、七、七、七	八、〇、〇〇〇	五、五、七	一、〇、九二	二、七、七	七、七、七	三、三、三	二、八、二	四、三、六	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	八、〇、四六六
		一、九、五〇九	一、一、二七	一、七、七、七	八、〇、〇〇〇	五、五、七	一、〇、九二	二、七、七	七、七、七	三、三、三	二、八、二	四、三、六	三、七、〇	三、七、〇	三、七、〇	八、〇、四六六

三九〇

第十三章 畜産業

- 第一節 畜産業の創始と發達
- 第二節 馬
- 第三節 牛
- 第四節 羊
- 第五節 羊
- 第六節 獸皮の貿易

主要畜産物價額 1850-1938



説明—最上部曲線は全畜産物價額を、各線間の垂直間隔は畜産物別價額を示す。

第十三章 畜産業

第一節 畜産業の創始と發達

一 初期統計 二 其後の統計 三 家畜の増加 四 變動 五 家畜と人口との關係 六 家畜と面積との關係 七 其他家畜 八 主要畜産物 九 畜産物價額 一〇 肉の消費量

一 初期統計

キャプテン・フリリップが一七八八年一月に最初の植民地を設立した時伴つた家畜は馬七頭、牛六頭、羊二九頭、豚一二頭及び少數の山羊だつたといはれる。同年末に當時の植民大臣シドニーに宛てたキャプテン・フリリップの手紙に一七八八年五月一日に於ける植民地の各種家畜数を述べてある。右數及び爾後の家畜数を次表に示す。

年 月 日	馬	牛	羊	豚	山羊
一七八八年 五月一日	七	七	元	七	元
一七九一年 十一月十日	(b)	八	五	(a)	(a)
一七九四年 七月一日	(c)	四〇	五五	(a)	五三
一七九五年 六月十五日	(c)	一六	八三	(a)	六五
一七九六年 九月一日	五	三七	一五二	(a)	一四七
一八〇〇年 八月十五日	四〇	四三	六三三	一八六	二一八

(a) 記載なし (b) 驢馬三頭を含ませず (c) 驢馬七頭を含ませず
一七八八年の報告は家畜の他に家兎五匹を含む。

二 其後の統計

一八〇〇年以後の濠洲に於ける家畜の統計報告は個人所有の家畜を除き主に政府所有の家畜に就てであつた。人口の増加、移住面積の擴大及び個人所有地の増加によつて初期當時に正確な報告を得る事が困難だつたのは當然である。數字は一八六〇年迄は多少不完全なものであつたが、同年以降は大部分の州から可成完全な報告を得る事が出来た。現在家畜統計は主として警察機關を通じて毎年全州で蒐集されるが、一八八五年より一八八八年及び一八九三年より一八九五年の統計は南濠洲では蒐集されず、一八九五年より一八九九年及び一九〇一年より一九〇三年までのビクトリアの記録にも同様な缺陷がある。これらの年度の濠洲總計を得る爲に除外數字を挿入したが、それは夫々の年度の實數とはほんの僅かの相違だらう。

三 家畜の増加

一八六〇—一九三〇年間の每一〇年及び一九三一年以後各年の濠洲に於ける主要家畜數に關する詳細は三九二頁上段に示す如くであり、本章末には家畜數變動を表示す。

同表記載の七十八年間に濠洲の家畜は著るしく増加し、馬三〇三%、牛二二五%、羊四五二%、豚二二九%の増加であつた。この合計の平均年増加率は次の如くである—馬一・八〇%、牛一・五二%、羊二・二一%、豚一・四六%。

四 變動

併し右の増加率は繼續的ではなく同期間中に主として間隔的に濠洲畜産史に影響を與へた早魃によつて著しい變動があつた。其は一八六八年、一

家畜

十二月三十一日現在	馬	牛	羊	豚
一八六〇	四三、五五	三、九七、九五	三〇、一五、六六	五三、〇六
一八七〇	七六、七三	四、三六、三六	四、五九、六二	五三、〇六
一八八〇	一、〇六、七四	七、五七、三三	三、一四、三三	八五、七六
一八九〇	一、五三、五六	一〇、三九、八六	九、八八、三二	八九、二一
一九〇〇	一、〇九、六四	八、四〇、三三	七、〇三、九三	九〇、四九
一九一〇	二、一五、八六	一、七四、七四	九、〇六、〇六	一、〇五、八六
一九二〇	三、四二、五〇	二、四九、七七	一、七九、七三	七四、四六
一九三〇	一、七二、七四	二、七三、九六	二、〇五、三九	一、〇七、六九
一九三一	一、七五、五〇	二、三〇、九三	二、〇六、八三	一、一七、八四
一九三二	一、七五、四七	三、六八、二七	二、三九、九二	一、一〇、四七
一九三三	一、七五、三三	一、四三、三三	一、〇九、九二	一、〇四、八七
一九三四	一、七五、三六	一、四三、三三	一、〇九、九二	一、〇四、八七
一九三五	一、七五、三三	一、四三、三三	一、〇九、九二	一、〇四、八七
一九三六	一、七五、三〇	一、四三、三三	一、〇九、九二	一、〇四、八七
一九三七	一、七五、二五	一、四三、三三	一、〇九、九二	一、〇四、八七
一九三八	一、七五、二〇	一、四三、三三	一、〇九、九二	一、〇四、八七

八七七年、一八八三—八四年、一八九二年、一八九三年、一八九五年、一九〇一—二年、一九一二年、一九一四年、一九一八年、一九一九年、一九二一—二三年、一九二五—二六年、一九二七—二八年である。
 家畜数の最大限に達した年は次の如くである。馬一九一八年二、五二七、一四九頭、牛一九二二年一四、四四一、三〇九頭、羊一九三七年一三、三七二、五一八頭、豚一九三五年一、二九三、九六四頭。

五 家畜と人口との関係

濠洲の人口一人當り各種家畜数は七十八年間に次の如き變化を示した。
 人口一人當り家畜數

年	馬	牛	羊	豚
一八六〇	〇・元	〇・四	一七・六六	〇・三
一八七〇	〇・元	〇・四	一七・六六	〇・三
一八八〇	〇・元	〇・四	一七・六六	〇・三
一八九〇	〇・元	〇・四	一七・六六	〇・三
一九〇〇	〇・元	〇・四	一七・六六	〇・三
一九一〇	〇・元	〇・四	一七・六六	〇・三
一九二〇	〇・元	〇・四	一七・六六	〇・三
一九三〇	〇・元	〇・四	一七・六六	〇・三
一九三三	〇・元	〇・四	一七・六六	〇・三
一九三四	〇・元	〇・四	一七・六六	〇・三
一九三五	〇・元	〇・四	一七・六六	〇・三
一九三六	〇・元	〇・四	一七・六六	〇・三
一九三七	〇・元	〇・四	一七・六六	〇・三
一九三八	〇・元	〇・四	一七・六六	〇・三

六 家畜と面積との関係

濠洲の各州及び領に於ける平方哩當り家畜數は次頁の表に示す。
 七 其他家畜
 一九三八年の其他家畜數は次の如くである。但し詳細不明のビクトリヤを除く。山羊八四、三九一頭、駱駝二、七四五頭、驢馬及び驢馬八、六二二

〇頭、その中、山羊はタインスランドに最も多く、駱駝、驢馬、驢馬は西濠洲に多い。山羊の飼養ではアンゴラ種山羊及び其山羊毛(モヘヤ)が多少重視され、アンゴラ種山羊六、三七五頭が上記の總額八四、三九一頭に含まれてゐる。その中一、八三一頭はニューサウスウェールズ、一、〇〇〇頭はタインスランド、二、九三一頭は南濠洲、六一三頭はタスマニヤである。

八 主要畜産物純輸出額

一九三四—五年乃至一九三八—三九年間の輸入額を超過した濠洲の主要畜産物輸出額は次の如し。

平方哩當り家畜數 (一九三八)

州又は領	馬	牛	羊	豚
ニュージーランド	一・七	九・元	一五・六六	一・三
ウエストリヤ	一・七	九・元	一五・六六	一・三
ビクトリヤ	一・七	九・元	一五・六六	一・三
タインスランド	〇・六	九・元	一五・六六	一・三
南濠洲	〇・五	〇・八	三・六	〇・八
西濠洲	〇・五	〇・八	三・六	〇・八
タスマニヤ	一・六	〇・六	九・〇	〇・〇
北濠洲	〇・〇	一・七	一・七	一・七
濠洲首都領	一・七	七・五	三・三	〇・六
濠洲	〇・元	四・三	七・三	〇・七

畜産物純輸出額

品名	單位	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
生 牛 頭	頭	四、三三	四、六四	四、六四	一、八四	四、〇五
馬 頭	頭	四、一八	四、六四	四、六四	三、五九	三、五九
羊 頭	頭	一〇、〇七	一六、〇四	一六、〇四	一、九四	二、四九
骨 及 脂	cwt	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
毛	封度	九、六三	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
その他	封度	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
合計		一、五五九、六三	一、五五九、六三	一、五五九、六三	一、五五九、六三	一、五五九、六三

計	(a) 淡貨價額		(b) 個別記録なし		(c) 冷蔵牛肉を含む		註(一)は純輸入を示す。
	毛	付	毛	付	毛	付	
牛	1,750,000	1,500,000	2,800,000	2,800,000	900,000	900,000	700,000
羊	800,000	800,000	1,700,000	1,700,000	1,000,000	1,000,000	800,000
其他(未加工生皮を含む)	(-)	(-)	110,000	110,000	(-)	(-)	(-)
脂	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
洗	4,000,000	4,000,000	5,000,000	5,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
剪	3,000,000	3,000,000	4,000,000	4,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
梳	7,500,000	7,500,000	8,000,000	8,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000
屑	5,900,000	5,900,000	6,000,000	6,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000
計	5,700,000	5,700,000	6,700,000	6,700,000	7,600,000	7,600,000	7,600,000

九畜産物價額

各州畜産物の總價額、農場價額、純價額の一九三八—三九年度及び前四
畜産物總價額、農場價額、純價額(一九三八—三九)(噸)

州	主要市場總價額	販賣費	農場價額	農場地價額	種子及農場家畜飼料	生産過程使用其他材料價額	純價額(a)
ニュージーランド	2,600,000	1,800,000	3,400,000	3,400,000	400,000	300,000	3,100,000
オーストラリア	1,700,000	1,500,000	2,300,000	2,300,000	300,000	200,000	2,100,000
カナダ	1,200,000	1,000,000	1,600,000	1,600,000	200,000	100,000	1,500,000
南米	6,000,000	5,000,000	8,000,000	8,000,000	1,000,000	500,000	7,500,000
合	11,500,000	10,300,000	15,300,000	15,300,000	2,000,000	1,000,000	14,300,000

年間の詳細を次表に示す。それに使用した報告出所の詳細及び用語の説明は第二十八章「雜」参照。併し維持費は各州を通じて計上されず、減價額却費も控除してゐない。従つて生産物純價額はこれらの費用を含む。

品目	一九三九	一九三八	一九三七	一九三六	一九三五	一九三四
牛肉	1,500,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000	1,100,000	1,000,000
羊肉	800,000	750,000	700,000	650,000	600,000	550,000
豚肉	1,200,000	1,100,000	1,000,000	900,000	800,000	700,000
鶏肉	500,000	450,000	400,000	350,000	300,000	250,000
魚肉	300,000	250,000	200,000	150,000	100,000	50,000
其他	200,000	150,000	100,000	50,000	50,000	50,000
合計	3,500,000	3,350,000	3,200,000	3,050,000	2,900,000	2,750,000

減價額却費は純生産價額では差引かれてゐないが、一九三八—三九年各州調査を綜合した其合計は四四五、八〇六磅に達した。

一〇肉の消費量
濠洲に於ける一人當り肉消費量は其他諸國の詳細と共に下表に示す。掲載数字は何れも官廳資料に依るが、それが同一の基礎によつたものか否かは判然しない。

濠洲平均消費量はニュージーランドより僅かに低いが、カナダ、英國、米國より遙かに高い。この諸國の牛肉、羊肉、羔肉消費量は濠洲に比して僅少であるが、豚肉の消費量は濠洲、ニュージーランド兩國の平均額よりも遙かに大である。

初期時代から有用馬種飼養に就ては濠洲の氣候及び牧場の適應性は充分

第二節 馬

- 一 濠洲に於ける馬匹育成の適應性
- 二 濠洲に於ける馬の分布
- 三 州に於ける分布
- 四 人口との關係
- 五 諸外國との比較
- 六 馬匹國外貿易

一 濠洲に於ける馬匹育成の適應性

に認められてゐた。高級種馬の輸入と慎重なる牝馬採擇と共に自然の恩恵は凡ゆる種類の馬を充分に育成した。この各特徴を結合した結果、重戦用中量用、軽量乗馬車用の何れの種類でも濠洲産馬は他の國々のものと比較して優れてゐる。濠洲馬は印度の陸軍當局に高く評價され、その需要量は軍の機械化の爲に往年の如く多くはないが、可成の数の馬が補充用として毎年購入されてゐる。

馬飼養頭數

Table showing horse feeding head counts for various regions (New South Wales, Victoria, Queensland, Western Australia, Tasmania, Northern Territory, Northern Rhodesia) from 1933 to 1938.

(a) 翌年三月三十一日現在。

濠洲馬匹總數は一九一八年に最大數に達し、二、五二七、一四九頭を算した。同年に米國、一九二一年にカナダは最高記録を見た。濠洲の頭數は自動車運輸の發達及び農場に於ける石油發動機使用耕作及び其他機械使用の増加の結果、一九一八年以後著しく減少した。併し過去五年間には恐らく物價下落の爲農場での動力使用機械の利用休止に依つて稍々減少を免れてゐる。戰時對策としてガソリン制當制の採用は農村産業に馬を當然普遍的に使用せしめる傾向にある。

三州に於ける分布率

一九三八年度濠洲馬總數中の各州及び領の馬匹總數の比率は次の如し。ニューサウスウェールズ三一・四九%、ビクトリア一九・七五%、クイン

二 濠洲に於ける馬の分布
ニューサウスウェールズ、クインズランド、ビクトリアは濠洲馬匹總數の七六%以上を放牧してゐる。最近五年間各州及び領の飼養頭數は次表の如し。

スランド二五・五三%、南濠洲一・二五%、西濠洲八・二五%、タスマニヤ一・七五%、北部領一・九一%、濠洲首都領〇・〇七%。各州の比率は最近五年間殆ど變動が無かつた。

四 人口との關係

人口との割合では北部領の馬の頭數は他の何れの主要地域よりも遙かに多い。次位はクインズランドで、濠洲首都領は一人當り馬匹數は最少である。人口一人當り頭數は一九二七年以後、調査區域では總て減少してゐる。一九三八年度比較頭數は次の如し—ニューサウスウェールズ〇・二〇、ビクトリア〇・一八、クインズランド〇・四四、南濠洲〇・三三、西濠洲〇・三一、タスマニヤ〇・一三、北部領五・三二、濠洲首都領〇・一一、全濠洲では〇・二五。

五 諸外國との比較
世界の主要産馬國に於ける馬匹數は次の如し。
主要國馬匹總數

Table comparing horse stock in major countries (USA, Canada, Australia, etc.) with columns for country name, year, and stock count.

六 馬匹國外貿易

(一) 輸出額 濠洲産馬匹の輸出は初期年度より遙かに低調である。一九〇一—五年は平均輸出頭數一八、〇〇〇頭以上であつたが最近五年間の數字は四、〇〇五に過ぎない。最近五年間の輸出馬匹頭數合計は二〇、〇二六頭、價額六九六、〇六一磅、年平均頭數四、〇〇五頭、價額一三九、二二二磅に當る。平均輸出價額は三四磅一五志二片であつた。主として軍馬補充用に當てられる印度への輸出馬は三、一四五頭を數へ、五年間平均輸出頭數の七九%であつた。

(二) 輸入額 濠洲の輸入馬は比較的少數で、それは主に英本國からの優良種馬、ニュージランドからの競馬用馬であつた。最近五年間輸入馬一頭當り平均價額は三七一磅であつたが、年平均輸入頭數は僅かに三二〇頭、價額一四八、八四〇磅であつた。次表は一九三四—三五年乃至一九三八—三九年間の馬の輸出入及び純輸出額を示す。

Table showing horse import and export statistics for Australia from 1934 to 1939, including head counts and values.

(-)は純輸入額を示す。

第三節 牛

- 一 飼養目的
- 二 濠洲に於ける分布
- 三 諸外國との比較
- 四 牛の輸出額
- 五 屠殺牛
- 六 牛肉の生産及び消費
- 七 冷凍牛肉輸出額
- 八 戦時契約
- 九 オタワ會議に於ける肉に關する協定
- 一〇 英國の冷蔵、冷凍牛肉輸入額

一 飼養目的

牛の飼養は各州で行はれ、地方によつて屠殺用牛の産出を目的としたり有利な乳牛用の飼養を目的としたりしてゐる。濠洲パターの輸出貿易の發展は酪農業に大きな刺激を與へ、濠洲の温帯地方が同産業に最適なのでビクトリア、ニューサウスウェールズ、特にクイーンズランド南部に於ける乳牛頭数を著しく増加し品質も改良された。他方食用牛は主に熱帯地方即ちクイーンズランド北部、北部領、西濠洲北部のキンバリー地区に於て飼養

牛飼養頭數

十二月三十一日	ニューサウスウェールズ(a)	ビクトリア	クイーンズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	北部領	濠洲首都領(a)	計
一九三三	三、四〇、八三二	三、〇〇、〇〇〇	六、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	九二、〇〇〇	三六、〇〇〇	八九、〇〇〇	八、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇
一九三五	三、八〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	六、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	八八、〇〇〇	三七、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇
一九三六	三、八〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	六、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	三五、〇〇〇	八五、〇〇〇	九、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇
一九三七	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	六、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	八五、〇〇〇	九、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇
一九三八	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	六、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	八五、〇〇〇	九、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇

(a) 翌年三月三十一日現在。

此率は以前程高くないが、一九三八年にはクイーンズランドは濠洲の牛頭數の四七・四〇%を占めてゐる。一九三八年度の各州及び領の比率はニューサウスウェールズ二一・八七%、ビクトリア一三・二〇%、クイ

されてゐる。

二 濠洲に於ける分布

一八八〇年迄はニューサウスウェールズが主要牛飼養州であつたが同年にクイーンズランドが首位を占め其後も同地位を保持してゐる。一八九四年迄は濠洲の牛の頭數は非常に急激な増加をし、同年には一二、三一、六一七頭に達したが、一八九五年以後は早魃の影響と扇益熱の被害のために一九〇二年には七、〇六二、七四二頭に減じた。同年に終つた被害甚大な早魃の後、牛群は漸次増加し、其後屢々襲つた早魃にも拘らず増加を續け遂に一九二一年には最大頭數一四、四四一、三〇〇頭に達し、同年以後頭數は主に冷凍牛肉に對する海外需要の低下に依り一九二九年迄減少し續け不況時代に酪農業の擴張と共に回復したが、再び減少し、最近四年間の減少頭數は一、〇〇〇、〇〇〇頭以上に達してゐる。

最近五年間州及び領の食肉用及び搾乳用牛頭數は次の如し。

三 諸外國との比較

次表は濠洲及び世界の主要牛飼養國に於ける最近の牛頭數を示す。

各國牛頭數

國名	年度	牛頭數(單位千)	國名	年	牛頭數(單位千)
印度(英領)	一九三六	二九、七三	タンガニカ	一九三七	五、〇二五
及南(英領)	一九三八	六、八二二	マダガスカル	一九三七	四、〇七
米	一九三八	六、〇〇〇	コロンビア	一九三七	四、〇七
ソ	一九三五	四、〇〇〇	ペルー	一九三五	四、〇七
ブラジル	一九三五	三、〇〇〇	チリ	一九三五	四、〇七
アルゼンチン	一九三七	三、〇〇〇	パナマ	一九三七	四、〇七
支那	一九三五	三、〇〇〇	キューバ	一九三七	四、〇七
ドイ	一九三八	二、九二一	ハイチ	一九三七	四、〇七
フランス	一九三八	二、八三三	ドミニカ	一九三七	四、〇七
南ア	一九三八	二、八三三	セント・ビンセント	一九三七	四、〇七
南ア	一九三七	二、八三三	トリニダード	一九三七	四、〇七
ポ	一九三八	一、〇〇〇	ジャマイカ	一九三七	四、〇七
メ	一九三〇	一、〇〇〇	バハマ	一九三七	四、〇七
英	一九三八	八、〇二五	セント・ルシア	一九三七	四、〇七
コ	一九三五	八、〇二五	セント・ビンセント	一九三七	四、〇七
ウ	一九三七	八、〇二五	セント・クリストファー	一九三七	四、〇七
カ	一九三八	八、〇二五	セント・ピエール	一九三七	四、〇七
イ	一九三八	七、〇二五	セント・パウル	一九三七	四、〇七
ト	一九三八	五、〇二五	セント・ヘレナ	一九三七	四、〇七
タ	一九三八	五、〇二五	セント・カタリナ	一九三七	四、〇七
ケ	一九三二	五、〇二五	セント・ニコラス	一九三七	四、〇七

四 牛の輸出入額

生牛輸出額は決して多くはないが、牧牛業の産出高は濠洲輸出貿易に大いなる貢獻をなしてゐる。輸入牛は少數で、馬の場合と同様に高價な種牛である。詳細は次の如し。

牛輸出入額

年 度	輸 入		輸 出		純 輸 出 額	
	頭數	價額(澳磅)	頭數	價額(澳磅)	頭數	價額(澳磅)
一九三四—三五	一六	三〇、〇〇〇	三三	三、八八一	一七	二六、一九九
一九三五—三六	一六	三三、五三七	三三	三、三六三	一七	三〇、二一四
一九三六—三七	九	三、三六	三六	七、三五五	二七	四、一九九
一九三七—三八	一	一、六九三	三六	五、七六三	三五	四、〇七〇
一九三八—三九	三	七、五〇〇	四七	九、五七五	四四	一、〇七五

(-)は純輸入額を示す。

最近五年間の輸入牛平均價額は一頭當り八一磅一三志四片であるが、同期間輸出牛平均價額は一九磅八志一片であつた。前述の如く輸入牛は主として種牛用である。

五 屠殺 牛

一九三四—三八年間各年の屠殺牛頭數は次頁所載の如し。

六 牛肉の生産及び消費

一九三八—三九年濠洲牛肉生産推定高は一、二五二、六三一、〇〇〇封

年 度	ニュージーランド	ピタトリアヤ	クインズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領	濠洲首都領	計
一九三三	九四、七九	五九、三六	八六、一五	一四、一〇	一〇、三三	三、五八	四、三六	一、七九	二、七三
一九三五	一、〇〇、四三	七三、三三	八六、四〇	一五、六六	一〇、三三	三、六八	一、五二	一、三〇	三、七〇
一九三六	一、八六、四六	七三、三三	一、〇四、九〇	一六、四六	一四、二四	四、七八	四、八二	三、三九	三、七〇
一九三七	一、三三、三〇	九七、三六	一、二六、三三	一六、四六	一四、二四	四、七八	三、三九	三、三九	三、七〇
一九三八	一、三六、〇四	八二、七三	一、三六、四三	一六、四六	一四、二四	四、七八	三、三九	三、三九	三、七〇

(a) 翌年六月三十日終了年度。

度、其中九六九、四九五、〇〇〇封度即ち約七七％は国内需要に當てられ、残部二八三、一三六、〇〇〇封度即ち二三％は冷凍、冷蔵、罐詰肉として輸出された（第一節「二〇」参照）。

七 冷凍牛肉輸出額

冷凍肉の輸出は一八八一年頃より開始され、同年以後取引は著しく増大し過去五年間に於ける輸出数量及び價額は次の如し—一九三四—三五年二一、〇九九、一〇九封度、二、五五九、六〇五磅、一九三五—三六年一、九六、八二三、二四八封度、二、四八一、八九六磅、一九三六—三七年一、三三三、八五四、一八九封度、三、〇三六、二九九磅、一九三七—三八年一、九三、八〇三、五三二封度、四、三六七、〇六四磅、一九三八—三九年一、七七一、九六三、八二九封度、四、三二三、六八〇磅、而して一九三二—三三年以後下記記載量の冷蔵牛肉は前記に含まれてゐる（第一節「八」表参照）。濠洲牛肉の最大顧客は英國で、一九三八—三九年には價額三、九〇一、六九一磅、輸出總額の約九〇・二を輸入した。其の他の濠洲牛肉輸入國を順に列挙すればエジプト、英領マレー、マルタ、フィリッピン群島、香港で、これらの國々は英國と合せて、輸出總額の九八・六二％を占めてゐる。冷蔵肉の方が需要の多い點から濠洲牛肉産業の國外貿易は冷蔵牛肉が濠

洲から英國に完全に輸送し得る事を調査證明される迄は極めて不利な地位にあつた。一九三二—三三年に二五四、〇〇〇封度、一九三三—三四年に一、五一五、〇〇〇封度の試験的輸出が行はれ、その後輸出額は次の様に増加した—一九三四—三五年二一、五七〇、九二八封度、三二二、二三九磅、一九三五—三六年二二、一九三、七三七封度、三四八、〇四七磅、一九三六—三七年四一、八六九、六九五封度、六〇八、一七五磅、一九三七—三八年五八、六九〇、五五九封度、九七二、三四一磅、一九三八—三九年五八、九六三、〇〇九封度、九八八、一四八磅。

八 戦時契約

英國政府は濠洲食用肉購入を契約した。これに就ての詳細は第二十八章「雜」参照。

九 オタワ會議に於ける肉に關する協定

一九三二年八月オタワに開催された帝國經濟會議の協定は濠洲食用肉産業に刺戟を與へ、同協定により英國政府は一九三二年一月一日より外國産食用肉の輸入の調整を行ふこととなつた。この問題に關しては第二十六章「貿易」に詳細に記述。

一〇 英國の冷蔵、冷凍牛肉輸入額

次表は一九三四—三八年間各年の英國の冷蔵、冷凍肉輸入數量、價額を示す。

英國冷蔵、冷凍牛肉輸入額

輸 出 國	冷 藏 肉—數 量 (cwt)	冷 藏 肉—價 額 (磅)	冷 凍 肉—數 量 (磅)	冷 凍 肉—價 額 (磅)	
計	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
ブ ラ ジ ル	五九、一〇三	五八、五三	五九、六三	五九、六三	五九、六三
ウ ル グ ア イ	五〇、九七	五〇、九七	五〇、九七	五〇、九七	五〇、九七
ア ルゼンチン	六、九四三、二二	六、九四三、二二	七、二八、六八	六、九四三、二二	六、九四三、二二
英 領 諸 國	二六、四四五	四六、一七	八六、二七	九六、八七	九六、八七
計	八、三三、五八	八、四六、五九	八、七九、六三	八、六九、六九	八、六九、六九
ブ ラ ジ ル	七六、六三	七九、七三	八〇、九六	八〇、九六	八〇、九六
ウ ル グ ア イ	九七、四六	九七、四六	九七、四六	九七、四六	九七、四六
ア ルゼンチン	二、六六、〇三	二、五九、八八	三、〇〇、四六	三、〇〇、四六	三、〇〇、四六
英 領 諸 國	二、八〇、四三	七六、六三	二、八〇、四三	二、八〇、四三	二、八〇、四三
計	一、三、八二、六五	一、三、八二、六五	一、三、八二、六五	一、三、八二、六五	一、三、八二、六五
ウ ル グ ア イ	五、四七、七	五、四七、七	五、四七、七	五、四七、七	五、四七、七
ブ ラ ジ ル	四、九七、〇	四、九七、〇	四、九七、〇	四、九七、〇	四、九七、〇

の第一位を占めてゐた。次の数字は主に國際農業研究所年鑑よりの轉載で羊毛主要生産國に於ける羊頭數に關する最近の調査である。首位は一一、〇〇〇萬頭を有する澳洲が占め、以下ソ聯八、五〇〇萬頭、米國五、四〇〇萬頭、アルゼンチン四、四〇〇萬頭、印度四、二〇〇萬頭の順である。早産のため南阿聯邦の羊頭數は一九三三年四、六〇〇萬頭より一九三五年の三、六〇〇萬頭へ低下したが、一九三八年には四、一〇〇萬頭に増加した。アルゼンチンに於ても、一九三〇年四、四四〇萬頭より一九三五年三、八〇〇萬頭へ減少したが、一九三七年には四、四〇〇萬頭に達した。一九二五—二九年間のソ聯の羊頭數は澳洲を凌駕した。最大記録頭數は一九二八年一三、〇〇〇萬頭であつたが、同年以後は著しく減少し、一九三四年の飼養頭數は四六、八四八、〇〇〇頭に過ぎなかつた。第二次五ヶ年計畫は一九三七年迄に八、五〇〇萬頭に増加せしめる計畫であつたが、一九三八年に漸くそれに近い數字に達した。ソ聯の羊は粗毛で、羊毛の品質は下級品に屬するが、ソ聯政府は品質の改良に努力してゐる。一九三四年度の品質分類は優良品一〇%、中級品一六%、劣等品七四%であつた。一九三八年には優良品が一四%、中級品が三九%に増し、劣等品が四七%に減少した。ソ聯の羊毛生産高は一九三八年三〇、三〇〇萬封度に達し、平均剪毛量は一頭より三封度以上であつた。

各國羊頭數

國名	羊頭數 (單位千)	國名	羊頭數 (單位千)
澳洲	一一、〇〇〇	英國	一、九三〇
米國	八、五〇〇	法國	一、九三〇
アルゼンチン	四、四〇〇	ソ聯	一、九三〇
印度	四、二〇〇	南阿聯邦	一、九三〇
南阿聯邦	四、六〇〇	ラニュージア	一、九三〇
ラニュージア	一、九三〇		

羊輸出額 (價額は邊磅)

年	輸出額	輸出額	輸出額
一九三四—三五	一、七五七	一、七五七	一、七五七
一九三五—三六	二、二七〇	二、二七〇	二、二七〇
一九三六—三七	五、三三三	五、三三三	五、三三三
一九三七—三八	四、三三三	四、三三三	四、三三三
一九三八—三九	五、三三三	五、三三三	五、三三三

屠殺羊 (羔を含む)

年	屠殺羊	屠殺羊	屠殺羊	屠殺羊	屠殺羊	計
一九三四	六、八五九、七七一	七、九三六、〇七〇	一、七五七、九三六	一、九三〇、〇〇〇	一、〇一九、五五八	一、八七五、〇〇〇
一九三五	六、〇〇〇、七〇九	七、九三六、〇七〇	九、三三三、〇〇〇	一、九三〇、〇〇〇	一、〇一九、五五八	一、七五七、九三六
一九三六	六、四一六、〇三七	七、九三六、〇七〇	一、〇一〇、五五九	一、九三〇、〇〇〇	一、〇一九、五五八	一、七五七、九三六
一九三七	六、八五九、七七一	七、九三六、〇七〇	一、〇一〇、五五九	一、九三〇、〇〇〇	一、〇一九、五五八	一、七五七、九三六
一九三八	六、三三三、三三三	七、九三六、〇七〇	一、〇一〇、五五九	一、九三〇、〇〇〇	一、〇一九、五五八	一、七五七、九三六

(a) 昭和六年六月三十日終了年度。

し、同年に二〇、五〇〇萬封度が積出された。一九一四—一九九年の大戦中はその發展を阻害され、戦後數年間は恐らく羊毛の高値の爲に從前の積積量に比し相當の減少を見た。輸出は一九二九—三〇年に再び上昇を示し、同年以降から殆ど不斷にその發展が繼續された。以前は主に冷凍羊肉が船積品であつたが、一九二二—二四年には羔肉が羊肉に代り、過去十年間の羊肉羔肉の船積増加は羔肉の輸出が殆ど大部分を占めてゐた。

最近五年間各年の羊肉及び羔肉船積數量及び價額は次の如し—羔肉一九三四—三五一年一三五、八七九、六五一封度、三、五一五、二三〇磅。一九三五—三六年一五一、三七七、八三八封度、四、〇二〇、一六三磅。一九三六—三七年一六二、八八五、八八七封度、四、四六六、八〇一磅。一九三七—三八年一五九、五五六、二二一封度、四、六四五、六二四磅。一九三八—三九年一五八、三三三、七四四封度、四、三九三、七七三磅。羊肉

五羊の輸出額

國名	輸出額	輸出額	輸出額	輸出額	輸出額
ルーマニア	一九三七	二、三三三	メキシコ	一九三〇	三、六〇〇
ベネチア	一九二九	一、一三〇	カナダ	一九三八	三、四一五
佛領赤道	一九三七	一、一〇〇	ポーランド	一九三八	三、二一一
西アフリカ及び	一九三八	一、〇一〇	チュニース	一九三七	三、〇〇〇
佛領モロッコ	一九三八	一、〇一〇	ポルトガル	一九三四	三、〇〇〇
ニュージーランド	一九三八	一、〇一〇	ケニア	一九三〇	三、〇〇〇
スタラビニア	一九三八	一、〇一〇	アイルランド	一九三八	三、〇〇〇
フランス	一九三八	一、〇一〇	アイスランド	一九三八	三、〇〇〇
イタリヤ	一九三八	一、〇一〇	アイスランド	一九三八	三、〇〇〇
ブルガリア	一九三八	一、〇一〇	アイスランド	一九三八	三、〇〇〇
ギリシヤ	一九三七	一、〇一〇	アイスランド	一九三八	三、〇〇〇
アルゼンチン	一九三七	一、〇一〇	アイスランド	一九三八	三、〇〇〇
チリ	一九三六	一、〇一〇	アイスランド	一九三八	三、〇〇〇
ドミニカ	一九三八	一、〇一〇	アイスランド	一九三八	三、〇〇〇
イタリヤ	一九三八	一、〇一〇	アイスランド	一九三八	三、〇〇〇
ポリア	一九三一	一、〇一〇	アイスランド	一九三八	三、〇〇〇

生牛に於けると同様に澳洲よりの生羊の輸出額は比較的重要性がない。最近五年間、普通種羊が西澳洲から英領マレーへ送られた。一九二九年十一月二十七日に種羊の輸出は、貿易關稅大臣の認可の場合以外は禁止された。併し種羊のニュージーランド、南アフリカ、日本への輸出頭數は増加してゐる。一九三八—三九年の積出高は一二、二三五頭、價額四五、七四四磅であつた。澳洲より輸出した普通種羊は大部分マレー及び太平洋諸島へ送られた。次表は一九三四—三五乃至一九三八—三九年間の種羊及び剪毛用羊輸出額を示す。

六屠殺羊

七羊肉、羔肉の生産及び消費高

一九三八—三九年間の羊肉、羔肉生産高は七一七、四五四、〇〇〇封度に達し、其中五二七、二四一、〇〇〇封度、即ち七三%は國內で消費され残り一九〇、二二二、〇〇〇封度、即ち二七%は輸出された(第一節「一〇」参照)。

八冷凍羊肉及び羔肉の輸出額

冷凍により保存された羊肉、羔肉の輸出貿易は一九一三年迄急激に膨脹

一九三四—三五年六〇、三一四、三五一封度、九六〇、四七九磅。一九三三—三六年二六、六二九、五四四封度、四四五、五八九磅。一九三六—三七年四五、五七二、三五九封度、七六六、八五一磅。一九三七—三八年四二、二四六、二四五封度、六九四、三五七磅。一九三八—三九年二八、一五五、七五七封度、四一三、六九三磅。

羊肉の主要輸入国は牛肉と同じく英國で、一九三八—三九年度輸出總數量の九七%を占めてゐる。

九 戰 時 契 約

英國政府は瀋洲の羊肉、羔肉に對して購買契約を締結した。その詳細に關しては第二十八章「雜」を参照。

一〇 オタワ會議の決議

英國への食肉輸入額の調整に關するオタワに於ける帝國經濟會議の協定に就ては既述の如し(第三節「九」参照)。

一一 英國の冷凍羊肉、羔肉輸入額

一九三八年終了五年間の各國よりの英國輸入冷凍羊肉及び羔肉の數量、價額は次表の如し。

英國冷凍羊肉輸入額

輸出國	羊肉—數量 (cwt)				
	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
チリ	八三、三六六	八九、三三六	九七、七六六	一〇一、〇〇〇	九七、五五五
ウルグアイ	一三、〇六〇	一六、三三三	一八、〇〇〇	二一、五五五	二五、七二二
アルゼンチン	一七、七六八	一五、四三三	二二、二八八	二〇、〇七〇	二六、八八四
其他諸國	二、八八五	二、八〇〇	二、〇〇〇	四、八七二	一、四三三
外國計	一一七、〇七九	一一六、八六九	一三九、〇五四	一四五、二七二	一四五、〇〇二

輸出國	羊肉—價額 (磅)				
	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
チリ	一、五九六、八五五	一、七二七、四三三	一、九四四、四六三	二、〇九三、三三三	二、〇四四、九一六
ウルグアイ	一、〇六五、〇〇〇	一、〇六五、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
アルゼンチン	一、〇六五、〇〇〇	一、〇六五、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
其他諸國	四、七〇〇	四、九〇〇	四、〇〇〇	八、七〇〇	二、〇〇〇
外國計	三、七二六、七五五	三、八五七、三三三	四、一四四、四六三	四、五九三、三三三	四、九四四、九一六

英國冷凍羊肉、羔肉輸入額

輸出國	羊肉—數量 (cwt)				
	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
チリ	一三〇、〇七九	一三〇、〇七九	一三〇、〇七九	一三〇、〇七九	一三〇、〇七九
ウルグアイ	一三、〇六〇	一三、〇六〇	一三、〇六〇	一三、〇六〇	一三、〇六〇
アルゼンチン	一七、七六八	一七、七六八	一七、七六八	一七、七六八	一七、七六八
其他諸國	二、八八五	二、八八五	二、八八五	二、八八五	二、八八五
外國計	一六三、八〇二	一六三、八〇二	一六三、八〇二	一六三、八〇二	一六三、八〇二

第五節 羊 毛

一 概 説 二 附付羊毛及び洗上羊毛 三 生産高 四 剪毛量比較の
 際の注意 五 世界羊毛生産高 六 戰時契約 七 一九三九—四〇年
 期評價 八 國內加工羊毛消費量 九 羊毛輸出額 一〇 羊毛の輸出
 額及び國內販賣額 一一 價額 一二 英國の羊毛輸入 一三 主要輸
 入國及び供給地 一四 羊毛業の調査

瀋洲は世界の一流羊毛生産國である。世界の羊頭數の六分の一以下を以つて世界供給量の四分の一を生産する。其上、品質優良なメリノ種羊毛の世界生産高の半ばは瀋洲で産出される。生産高の大部分は輸出されるが、國內消費量は羊毛工業の活潑なる發展によつて増加しつゝあり、一九三八—三九年度總生産高の七%を占めてゐる。

世界主要羊、羊毛生産國に於ける瀋洲の占める重要な地位は次表に一層明瞭に示されてゐる。

羊及び羊毛主要生産國

國 名	年 度	頭 數 (百萬)	羊毛生産額 (附付單位百萬封度)
澳 洲	一九三八—三九	一一・一	六四
英 國	一九三八—三九	五・七	四六
アルゼンチン	一九三七—三八	四・七	三九
ニュージーランド	一九三八—三九	三・四	三九
南 阿 聯 邦	一九三八—三九	八・五	三九
南 阿 聯 邦	一九三八—三九	四・一	三九

輸出國	羊肉—價額 (磅)				
	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
チリ	一、五九六、八五五	一、七二七、四三三	一、九四四、四六三	二、〇九三、三三三	二、〇四四、九一六
ウルグアイ	一、〇六五、〇〇〇	一、〇六五、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
アルゼンチン	一、〇六五、〇〇〇	一、〇六五、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
其他諸國	四、七〇〇	四、九〇〇	四、〇〇〇	八、七〇〇	二、〇〇〇
外國計	三、七二六、七五五	三、八五七、三三三	四、一四四、四六三	四、五九三、三三三	四、九四四、九一六

二 脂付羊毛及び洗上羊毛

羊毛の重量を「脂付」とするか「洗上」とするかは異つた季節、地方の剪毛量を比較する場合に重大な影響を與へる問題である。一回の剪毛中の脂肪及び混合物の量は國によつてのみならず、同一國の地方によつても相異なる。さらに氣候的諸條件、羊の品種及び飼育状態によつても異なる。その上洗上羊毛の清潔度に就ての判然した標準が規定されてゐない。従つて脂付か洗上かによるも、年度又は季節を異にする濠洲剪毛量の比較は正確に同一視することはできない。廣汎な調査の後、本局は平均清潔量を脂付量の四六・一五%と見積つた。換言すれば洗上羊毛一封度は脂付羊毛二封度六分の一と等量である。

羊毛總生産高(封度)

州又は領	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇(a)
ニュージーランド	1,250,000	1,550,000	1,850,000	2,150,000	2,450,000
ビターストランド	1,250,000	1,550,000	1,850,000	2,150,000	2,450,000
クイーンズランド	1,250,000	1,550,000	1,850,000	2,150,000	2,450,000
南オーストラリア	1,250,000	1,550,000	1,850,000	2,150,000	2,450,000
西オーストラリア	1,250,000	1,550,000	1,850,000	2,150,000	2,450,000
タスマニア	1,250,000	1,550,000	1,850,000	2,150,000	2,450,000
北オーストラリア	1,250,000	1,550,000	1,850,000	2,150,000	2,450,000
計	1,250,000	1,550,000	1,850,000	2,150,000	2,450,000

(a) 豫想量につき訂正を要す (b) 濠洲首都領を含む (c) 概数

(二) 一九四〇—四一年度推定量 一九四一年六月終了期の公式報告は未だ得られない。多くの地方では未だ剪毛されてゐないので豫想量ではあるが三五〇萬俵に近いと思はれる。この推定數量が實現すれば一九四〇—四一年濠洲羊毛總生産高は一〇五、〇〇〇萬封度に近い。

最近五年間の輸出洗上羊毛の數量は「脂付」とした全羊毛輸出額の約一五%であつた。

三 生産高

(一) 數量 濠洲羊毛生産の大部分は生羊から剪毛される。約六%は羊皮商に買取られ、約五%は輸出皮に付いてゐるものである。羊毛生産高統計は飼養者、羊皮商等から得た資料から作成される。次表は最近五年間の生産高を示してゐるが、一九三九—四〇年度數字は豫想量で訂正を要する。濠洲産羊毛の總價額をも亦併示してある。この價額は聯邦主要市場の競賣の賣上げ脂付羊毛の平均價額に基づく。一九三九—四〇年の羊毛價格は後述する帝國羊毛購入案に基き平均封度當り一三・四三七五片とされた。

四 剪毛量比較の際の注意

數年に亙る剪毛量を比較する場合、氣候其他の事情の爲、土地により剪毛期が遅れて剪毛中に三ヶ月生育羊毛を含む一方、次の剪毛中に十二ヶ月未滿生育羊毛を含む點を考慮に入れなければならない。

五 世界羊毛生産高

次表は世界羊毛生産高を示し、羊毛生産國としての濠洲の重要性を明らかにしてゐる。一九三八—三九年に於ては全生産高三九九、〇〇〇萬封度の中濠洲は九八、四〇〇萬封度即ち二四・七%を産出してゐる。同年度世界生産高に於ける英帝國の分は一八四、九〇〇萬封度即ち四六・三%を占めてゐることは興味がある。

國名	一九〇九—一三平均	一九三三—三四平均	一九三五—三六平均	一九三七—三八平均	一九三九—四〇平均
濠洲	1,010,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000
ニュージーランド	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000
南アフリカ	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000
ウルク	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000
支那	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000
英帝國	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000
印度	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000
トルコ	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000
スペイン	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000
計	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000

計	一九三六—三七	一九三八—三九	一九三九—四〇	一九四〇—四一	一九四一—四二
フランスマ	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000
イギリス	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000
ドイツ	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000
イタリア	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000
フランス	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000
オーストラリア	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000
ニュージーランド	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000
南アフリカ	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000
ウルク	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000
支那	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000
英帝國	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000
印度	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000
トルコ	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000	2,800,000
スペイン	2,500,000	2,600,000	2,700,000	2,800,000	2,900,000
計	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000

六 戦時契約

一九三九年九月の戦争勃發後、聯邦政府と英國政府との間に商議が纏り、その結果英國は戦争進行期間中の濠洲剪毛全部の買付と戦後一年間の剪毛の買付を契約した。價格は濠洲倉庫渡英貨一〇片四分の三、即ち英貨一三・四三七五片に固定され、又英國以外で使用する羊毛の販賣利益金は兩國間に於て等分に分割することと定めた。

其他諸國	三三、九五	四、五三、三三	四、五三、三三	四、五三、三三	四、五三、三三	四、五三、三三	四、五三、三三
計	七、四七、一〇	七、九三、八五	七、九三、八五	七、九三、八五	七、九三、八五	七、九三、八五	七、九三、八五

(a) 其他諸國に含まる。

(三) 輸出總價額 一九三八—三九年度内産商品總輸出價額の三九%を占めたが、一九三八—三九年度には三六%に減少した。本期間の價額及び主要羊毛輸出先國を次表に示す。

羊毛輸出價額(磅)

輸出先國	一九三〇—三一年平均	一九三三—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
英國	10,208,267	12,007,777	18,799,496	33,035,184	30,307,877	18,523,125
其他英國領	(a)	四九,三六六	四九,三六六	九四,四八五	八四,六二九	六五,一四一
ベルギー	二,五四六,九五	五,四三三,七五	六,一八四,〇九九	八,一五五,五五	四,七三〇,七九九	四,七三〇,七九九
フランス	六,四四六,八三	三,五八六,〇六	四,四三三,四九九	五,四四一,三二六	七,一一一,〇〇六	七,五六一,四九九
ドイツ	五,一三三,三六	一,五一一,〇九	二,三三三,四九九	三,五八六,三三三	三,八七二,二〇〇	一,九三三,三〇〇
イタリア	103,444	八七,七五	二七五,五九九	二,五八六,五八	一,八八六,六三	一,七五五,三〇〇
日本	五二六,五八	八,六〇二,二九	一四,九四四,四九九	七,五三三,九九九	一,〇〇三,三三六	八,〇〇三,三三六
オランダ	(a)	八五,三〇	一,〇六六,五九九	七〇七,七六	一,〇六六,五九九	八六,一六
ポロランド	(a)	六三,〇八	六六,一〇八	九八,六六	九八,六六	一,〇六六,五九九
米	七五,三六	一,〇六六,五九九	七〇七,七六	七〇七,七六	一,〇六六,五九九	一,〇六六,五九九
其他諸國	三六,三六	一,〇六六,五九九	一,〇六六,五九九	二,五八六,三三三	三,八七二,二〇〇	一,七五五,三〇〇
計	三六,三六	一,〇六六,五九九	一,〇六六,五九九	二,五八六,三三三	三,八七二,二〇〇	一,七五五,三〇〇

(a) 其他諸國に含まる。

一〇 羊毛の輸出額及び国内販賣額

濠洲羊毛の約九〇%は通常国内で賣却される。英國、フランス、ベルギー、ドイツ其他歐洲諸國、米國、日本、支那、印度からの買付人がシドニー、メルボルン、メルボルン、シドニー、パララット、ブリスベーン、アデレード、パース、ホバート、ロウンセストンで行はれる賣賣に出席する。輸出額及び国内販賣額、各州賣買羊毛品種の比率及び數量に關する詳細は本局發行「生産時報」に記載。

一一 價額

羊毛は濠洲の畜産富源の主要な要素であり、國民の繁榮は、大部分剪毛の販賣高に左右される。一九三三—三九年度終了の十ヶ年間に於ける脂付羊毛平均價額は濠洲の羊毛販賣中心地で、封度當り一片二分の一で取引された。一九二八—二九年度終了の戦後九年度間の封度當り平均價額は一八片、戦前一九一三—一四年終了の戦後九年度間の封度當り平均價額は一八片、一九三〇年に始まつた羊毛價格の暴落は三年間繼續した。一九三三—三四年には著るしく昂騰し、封度當り平均一五・八四片となり、前年の封度當り八・七二片と比較すると八一・六%の騰貴であつた。一九三四—三五年には下落し、次の二年間には上昇したが、一九三七—三八年及び一九三八—三九年には再び下落した。

國民所得に影響を及ぼす羊毛價格の變動は次の數字に反映してゐる。脂付羊毛の平均競賣場價格に基く一九三三—三九年度の産出高は一九三七—三八年の五四、一三二、〇〇〇磅に比して、四二、〇四二、七三四磅であつた。最高記録は一九二四—二五年の八一、四三〇、〇〇〇磅であり、不況時の一九三〇—三一年價額は三四、八〇四、〇〇〇磅であつた。一九三四—三五年から一九三八—三九年度の五季間平均産毛額は五一、一八一、〇〇〇磅であつた。

一九三九—四〇年の産毛價額は六二、〇〇〇、〇〇〇磅と推定されるがこの數字は訂正を要する。

次表は全濠洲羊毛賣方問屋組合によつて作製されたものであるが、濠洲に於ける脂付羊毛の平均競賣場價格を示す。この價格は記載年度間に取引された凡ゆる品種又は品質の脂付羊毛の平均價格を表すものである。

羊毛封度當り平均市場價格 (片)

種別	一九三〇—三一年	一九三三—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
脂付羊毛(a)	一五・三	九・五	一四・〇	一六・六	二二・五	一〇・五
(b) 一級品	一五・三	九・五	一四・〇	一六・六	二二・五	一〇・五

(a) 全濠洲羊毛賣方問屋組合 (b) 取引價格は英貨一〇片四分の三と同額。産貨、英貨及び金通貨による一九三〇—三一年以後の脂付羊毛封度當り平均價格は次の如し。

脂付羊毛封度當り平均價格 (片)

年	度	液	貨	英	貨	金	價	格
一九三〇—三一	三二	八・六	八・六	六・六	六・六	六・六	六・六	六・六
一九三一—三二	三三	八・七	八・七	六・六	六・六	六・六	六・六	六・六
一九三二—三三	三四	八・七	八・七	六・六	六・六	六・六	六・六	六・六
一九三三—三四	三五	九・五	九・五	七・七	七・七	七・七	七・七	七・七
一九三四—三五	三六	一〇・一	一〇・一	一一・九	一一・九	一一・九	一一・九	一一・九
一九三五—三六	三七	一〇・六	一〇・六	一一・九	一一・九	一一・九	一一・九	一一・九
一九三六—三七	三八	一一・五	一一・五	九・九	九・九	九・九	九・九	九・九
一九三七—三八	三九	一〇・九	一〇・九	八・五	八・五	八・五	八・五	八・五
一九三八—三九	四〇	一一・四	一一・四	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五	一〇・五

英貨及び金通貨による平均價格は産貨平均價格を各年度に於ける九月、六月間の平均換算率によつて算出す。これは正確ではないが一般向としては充分であらう。

量を示す。但し皮付羊毛を除く。

主要羊毛輸入国及び供給地 (一九三八年) (百萬付度)

輸入国	輸入国生		輸入額				輸入総額
	産高	(a)	澳洲	南阿那邦	アルゼンチン	ニュージーランド	
英 国	110.0	10.0	10.0	1.0	1.0	1.0	113.0
ベルギー	0.7	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	5.7
オランダ	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	4.0
フランス	5.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	9.0
ドイツ	4.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	8.5
イタリア	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	4.0
日本	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	5.0
イギリス	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	5.0
ポランド	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	5.0
米 国	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	5.0
計	117.2	117.2	117.2	117.2	117.2	117.2	117.2

(a) 脂付羊毛として計算。

右表中輸入総額に關聯して、可成の通過貿易が大陸諸國間に行はれてゐる點に注意せねばならない。それ故これら諸國の記録された輸入総額はその國內の消費に向けられるものと考へてはならない。主としてこの通過貿易に關係してゐる國は英國、ベルギー、フランスである。一九三八年度再輸出數量は英國二億六千九百萬付度即ち輸入總額の三〇%、ベルギー七千六百萬付度即ち三五%、フランス四千九百萬付度即ち一三%であつた。

一四 羊毛業の調査

濠洲羊毛業の狀態を調査、報告する爲に委員會が一九三二年八月十五日に聯邦政府によつて組織された。同委員會の報告は一九三二年十一月二十

一二 英國の羊毛輸入

一九三八年度に主要羊毛生産國から英國が輸入した羊毛の數量及び價額に關する次表は、濠洲が母國への羊毛供給に占める重要な地位を良く示すものである。

英國羊毛 (a) 輸入額 (一九三八年)

原産國	數量(付度)		價額(磅)	
	數量	價額	數量	價額
澳洲	1,555,568,650	1,875,000,000	1,555,568,650	1,875,000,000
ニュージーランド	1,215,954,000	1,400,000,000	1,215,954,000	1,400,000,000
南阿那邦	1,000,000,000	1,100,000,000	1,000,000,000	1,100,000,000
アルゼンチン	7,300,000,000	8,000,000,000	7,300,000,000	8,000,000,000
印度	1,000,000,000	1,100,000,000	1,000,000,000	1,100,000,000
フランス	1,100,000,000	1,200,000,000	1,100,000,000	1,200,000,000
アイルランド	1,000,000,000	1,100,000,000	1,000,000,000	1,100,000,000
ナリイ	1,500,000,000	1,600,000,000	1,500,000,000	1,600,000,000
アイル	1,500,000,000	1,600,000,000	1,500,000,000	1,600,000,000
計	11,100,000,000	12,500,000,000	11,100,000,000	12,500,000,000

(a) 脂付及び洗上羊毛。

英國の羊毛輸入額中、濠洲羊毛は數量に於て四一%、價額に於て四六%、ニュージーランドは數量に於て二二%、價額に於て二二%を占めた。英國領土から得た總計は六七四、六一九、六〇〇付度、三二、二六九、四五七磅であり、この數字は輸入羊毛總量の七七%、總價額の七九%に相當してゐる。

一三 主要輸入國及び供給地

下表は主要羊毛輸入國に關し一九三八年度羊毛生産高及び輸入額の詳細を主要供給地と共に示す。輸入數量は脂付、洗上の區別をなさず羊毛の買

四日に提出された。同調査は生産費、價格等に互り、同産業の復興に對して勸告を行つた。詳しくは本年鑑第二九卷六四四頁参照。

第六節 獸皮の貿易

- 一 貿易額
- 二 毛付羊皮
- 三 毛無羊皮
- 四 獸皮
- 五 其他獸皮

國內處理獸皮のほかに、相當の量が輸出されてゐる。即ち一九三四—三五年乃至一九三八—三九年五年間の國外輸出牛馬羊、其他獸皮の年額は二七、二九六、五五一磅即ち年平均五、四五九、三二〇磅に達した。

二 毛付羊皮

五年間の毛付羊皮輸出價額總計は一三、八九七、六一七磅であり、各獸皮價額中で最大である。一九三八—三九年度にはフランスが最大購買者で、總積荷の七四%を占め、英國は第二位で一五%、次いでドイツは七%であつた。一九三四—三五年乃至一九三八—三九年各年度毛付羊皮輸出額は次の如し。

毛付羊皮輸出額

年 目	一 九 三 四	一 九 三 五	一 九 三 六	一 九 三 七	一 九 三 八	一 九 三 九
數 量	1,075,554	1,181,160	1,185,354	1,273,626	1,265,000	1,773,554
價 額(磅)	1,773,554	2,185,354	2,185,354	2,666,666	2,666,666	3,510,100

三 毛無羊皮

毛無羊皮は主として米國へ輸出され、一九三八—三九年度は、積荷の四〇%に達し、フランスは二四%、英國は一六%であつた。最近五年間の數量價額は下表に示す。

毛無羊皮輸出額

年 目	一 九 三 四	一 九 三 五	一 九 三 六	一 九 三 七	一 九 三 八	一 九 三 九
數 量	2,370,250	2,550,000	2,550,000	2,550,000	2,550,000	2,550,000
價 額(磅)	2,370,250	2,550,000	2,550,000	2,550,000	2,550,000	2,550,000

四 獸皮

(一) 輸出額 不況時に低落した牛皮輸出は再び重要性を得た。一九三八—三九年度積荷は次の如し—英國四一〇、一〇〇磅、ドイツ七六、五〇二磅、フィンランド四四、七二二磅、米國四〇、一五一磅、デンマーク三三、四五二磅、其他一四七、九四三磅。最近五年間輸出額は次の如し。

牛皮輸出額

年 目	一 九 三 四	一 九 三 五	一 九 三 六	一 九 三 七	一 九 三 八	一 九 三 九
數 量	6,600,000	6,600,000	6,600,000	6,600,000	6,600,000	6,600,000
價 額(磅)	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000

一九三四—三五年乃至一九三八—三九年度の輸出積皮は三、六〇八、三六六枚、八二七、七〇二磅、主に米國に積荷された。米國の占めた平均價額は一九三八—三九年度總輸出額の六五%である。馬皮の年輸出額は極めて少量で過去五年間平均僅か八、九六七枚、五、二六九磅であつた。

(二) 輸入額 牛皮及び犍皮輸入額は相當多く、最近五年間年平均額は三〇六、一五七磅に達してゐる。ニュージーランドが主要な供給地であり、太平洋諸島、フランス、イタリアからも少量が輸入されてゐる。一九三四—三五年乃至一九三八—三九年度の犍皮を含めた輸入牛皮の數量、價額は次頁の如し。

牛皮輸入額

年	数量 (cwt)	金額 (a) (磅)
一九三三	七、七三	一、八七三
一九三四	六、三三	一、二七
一九三五	七、七五	一、八八六
一九三六	六、九四	一、九三九
一九三七	六、九四	一、九三九
一九三八	六、七三	一、八七三

(a) 凍肉。

輸入馬皮は少量である。一九三八—一九三九年度輸入金額は六五四磅であつた。

五 其他 獸皮

前項以外の獸皮輸出額は次の如し。

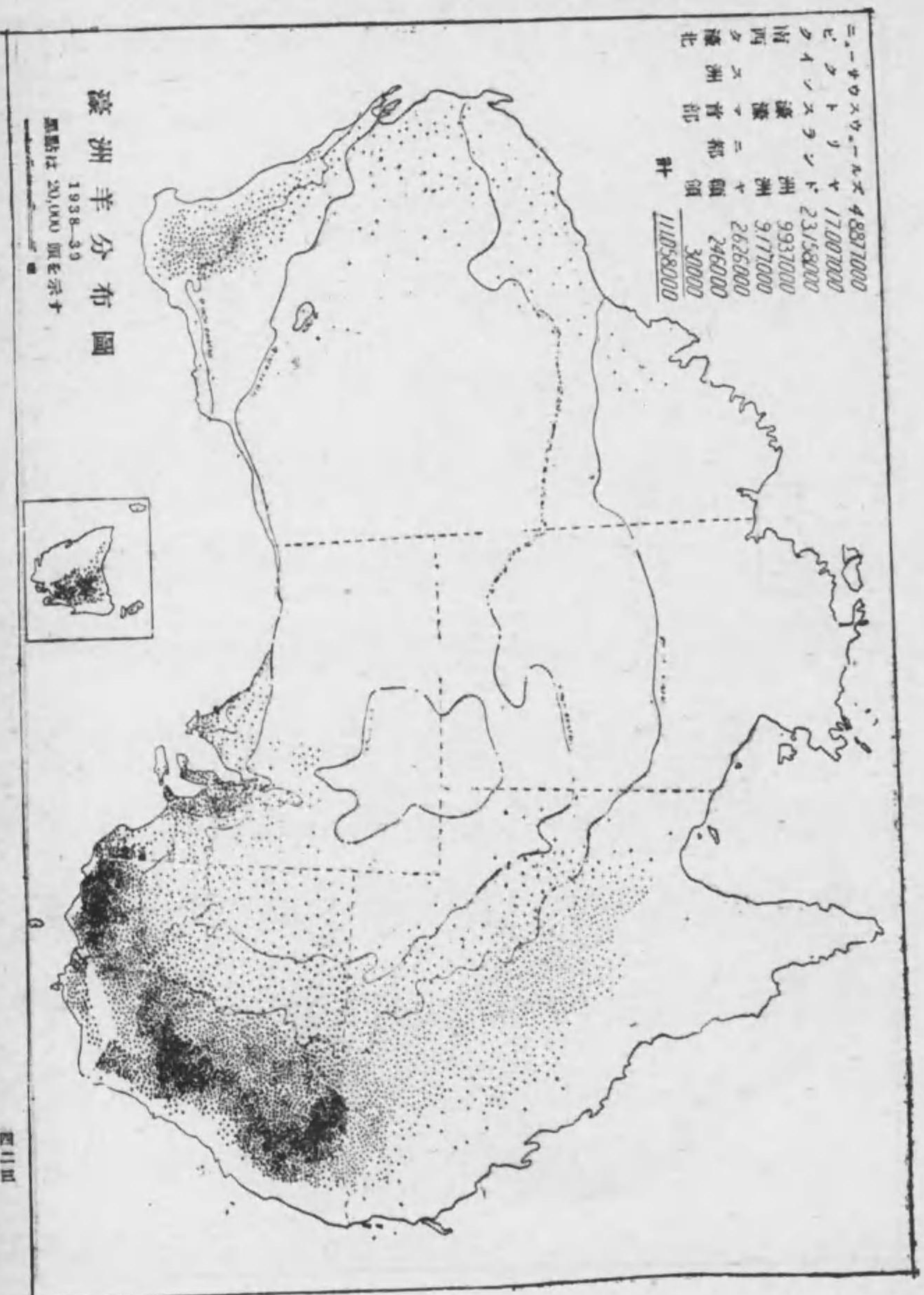
其他獸皮輸出額 (磅)

種類	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
兎	八六、三三	一、七三、八三	一、四九、三三	一、〇五、七九	四九、二〇		
袋	一、〇〇	一、八、六八	三、五、二五	六、六一	一、六、〇〇		
カンガル	一、五、五七	三、九、四九	三、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、六、〇〇		
狐	五、三三	六、〇〇	八、〇〇	六、六八	七、七〇		
ワラビ	一、〇、五二	三、〇、〇〇	三、五、七九	三、七、六五	九、六〇〇		
其他	四、五、六	五、六、六	二、五、四六	二、五、四六	二、五、四六		
計	一、二、六、七〇	三、〇、七、〇三	三、七、一、三三	三、七、一、三三	一、四、三、〇六		六、七、七、七

この獸皮は主として米國及び英國へ積荷され、一九三八—一九三九年度の兩國分の金額は下表の如し。

米國、英國への其他獸皮輸出額 (一九三八—一九三九) (磅)

種類	英國	米國
兎	一、五、五九	五、五、四三
袋	二、一、六六	四、六、〇〇
カンガル	七、〇〇	一、六、〇〇
狐	一、八、〇〇	二、二、〇〇
ワラビ	二、三、六三	六、五、三三
其他	二、三、六三	九、五、三三
計	一、〇、六、二一	三、五、七、七



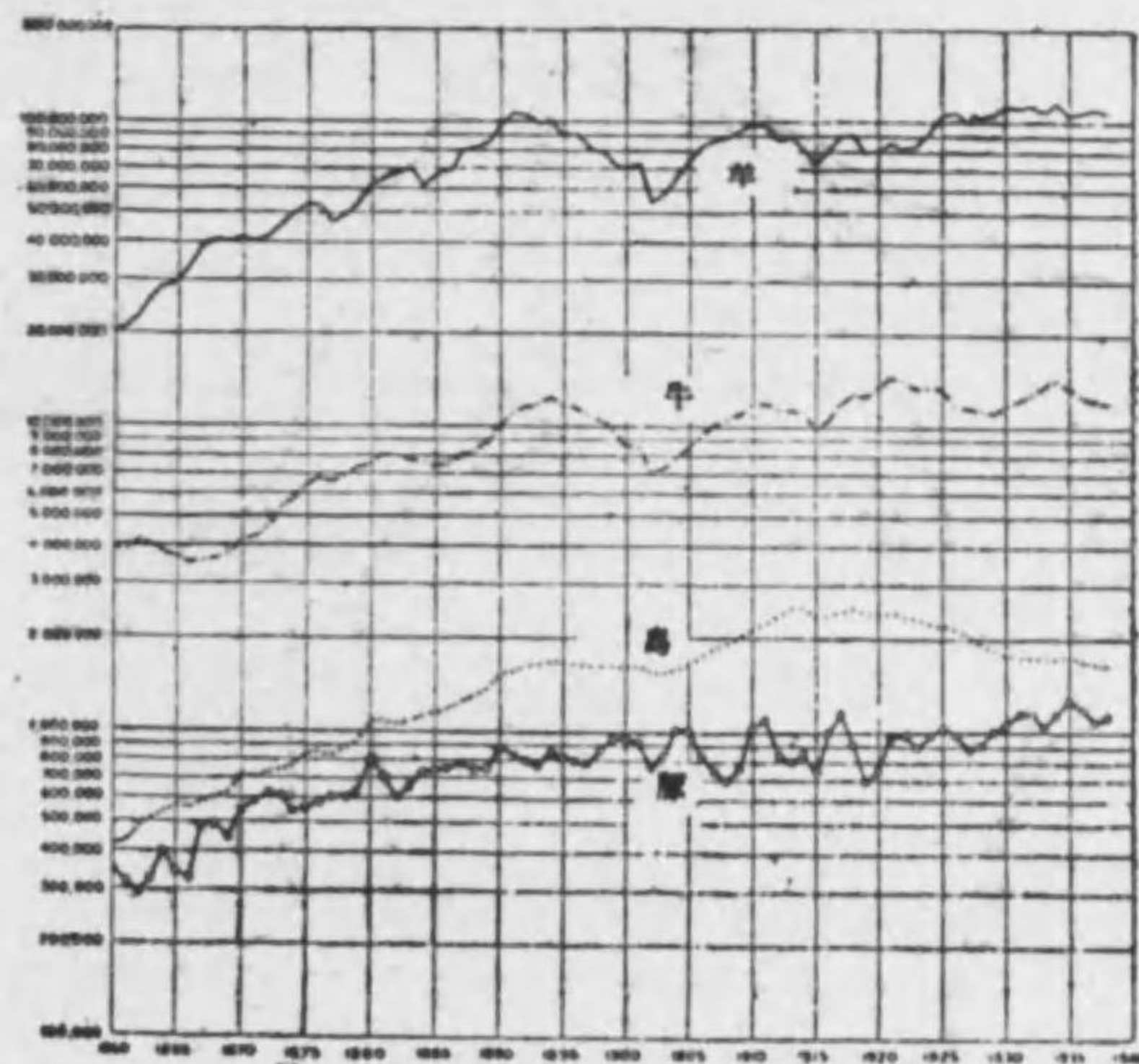
第十四章 農

第一節	緒言
第二節	農業の發達
第三節	作物の分布、生産及び價格
第四節	小麦
第五節	燕麥
第六節	玉蜀黍
第七節	大豆
第八節	米
第九節	其他の穀物及び豆類
第十節	馬鈴薯
第十一節	其他の根菜及び球根作物

業

第十二節	乾草(秣)
第十三節	綠草(秣)
第十四節	甘蔗及び甜菜
第十五節	葡萄園
第十六節	果樹園
第十七節	其他作物
第十八節	獎勵金
第十九節	肥料
第二十節	貯藏飼料
第二十一節	農業學校及び農事試驗場
第二十二節	農業雇傭者

家畜頭數 1860—1938



説明—上記半圖中垂直の目盛は對數値で曲線の高低に依り増減率を示す。實際の頭數は左側の數字に依り示す。

第十四章 農

業

註—特に明記なき場合は以下の「農業年度」は六月三十日終了とす。

第一節 緒言

ニューサウスウェールズ最初の移住者によつて試みられた耕作並に一八三三年以前にパラマッタ及びホークスベリー河岸に於て又其の後ブルー・マウンテンの西部に於ける農適地の發見に關する簡單な記述は既刊本年鑑第二二卷六七〇頁に記載。

第二節 農業の發達

- 一 初期の記録
- 二 耕作の發達
- 三 栽培牧草
- 四 濠洲農會議

一七九七年八月十九日付ニューサウスウェールズに於ける家畜及び耕作地の報告」中でヘンター總督は、耕作面積を次の如く示してゐる—小麦三、三六一エーカー、玉蜀黍一、五二七エーカー、大麦二六エーカー、馬鈴薯一一エーカー、葡萄八エーカー。
一八〇八年の統計によれば、耕作面積は次の如し—小麦六、八七四エーカー、玉蜀黍三、三八九エーカー、大麦五四四エーカー、燕麥九二エーカー。

一、豌豆及び大豆一〇〇エーカー、馬鈴薯三〇一エーカー、燕薯一三エーカー、果樹五四六エーカー、亞麻及び大麻三七エーカー。
一八五〇年迄に濠洲耕作全面積は四九一、〇〇〇エーカーに増大し、その中一九八、〇〇〇エーカーは現在のニューサウスウェールズ、一六九、〇〇〇エーカーはタスマニヤで耕作された。一八五〇年末に、ビクトリヤに於ける耕作面積は五二、一九〇エーカーであつたが、同地は當時のニューサウスウェールズのポルト・フィリップ地方であつた。
一八五一年及び其後數年に互る金發見は先づ農業發展に非常な混亂的影響を與へ、耕作面積は、一八五〇年の四九一、〇〇〇エーカーから、一八五四年の四五八、〇〇〇エーカーに減少した。併し大量の人口流入の爲に生じた農産物の需要は間もなく耕作地の増加を促した。即ち一八五八年末耕作面積は一〇〇萬エーカーを超えた。其中、最も増加したものはビクトリヤで、二九九、〇〇〇エーカーであつた。同年度の南濠洲耕作地は二六四、〇〇〇エーカー、タスマニヤ二二九、〇〇〇エーカー、ニューサウスウェールズ二二三、〇〇〇エーカーであつた。

二 耕作の發達
次表は一八六〇年以降毎十年間及び最近五年間各年の各州耕作面積を示す。

期 間	ニューサウスウェールズ	ビクトリヤ	タインスランド	南濠洲	西濠洲	タスマニヤ	北部領	濠洲首都領	計
一八六〇—一	三六六、二四四	六六六、六六六	五、五五五	三九三、二六四	三三、七〇五	一五、一八〇	—	—	一、二二五、六六八

一八七〇—一	六八、五三三	六、八四〇	三、三二〇	一〇、一七五	五、五七五	一、五七五	二、一四〇、七五
一八八〇—一	六八、五三七	一、五八、八〇九	二、一、九八	三、〇七、三三三	一、〇、六八	一、〇、六八	四、五〇、九一
一八九〇—一	八五、三七〇	二、〇三、五五五	三、三、九三	三、〇五、五二五	一、五七、五七	一、五七、五七	五、四〇、三三
一九〇〇—一	二、四六、七七七	三、一、三三三	四、五、七九	三、五九、六六〇	三、三、三三	三、三、三三	八、八二、六六
一九一〇—一	四、六六、〇七	四、九、七〇	六、七、二二	三、七、六六	三、七、六六	三、七、六六	二、八五、八八
一九二〇—一	四、四六、三三	四、八、九〇	七、九、九七	三、三、二〇、八八	一、八、四、七	一、八、四、七	一、五〇、六八
一九三〇—一	六、八二、一〇七	六、七、五、六〇	一、一、四、二六	五、四、五、七五	四、七、〇、七	四、七、〇、七	三、五、一、六八
一九三四—三五	五、六六、六六	四、六、七、六六	一、三、六、六九	四、六、六、八	三、五、〇、〇〇	一、一、三	三、〇、三、八、七九
一九三五—三六	五、七五、六六	四、四、六、六	一、一、三、六六	四、六、六、八	三、三、一、八	一、一、三	三、〇、三、八、七九
一九三六—三七	五、七五、六六	四、四、六、六	一、一、三、六六	四、六、六、八	三、三、一、八	一、一、三	三、〇、三、八、七九
一九三七—三八	六、五〇、一〇	四、六、六、六	一、六、八、七六	四、七、七、七	三、五、三、六	一、六、八、七六	三、〇、三、八、七九
一九三八—三九	七、〇九、三三	五、〇、九、三九	一、七、四、九	四、七、七、七	三、五、三、六	一、七、四、九	三、〇、三、八、七九

農業の發達は一八六〇年から一九一五—一六年度迄殆ど順調に進み同年度には一九一四—一九年の世界大戦中、小麦増産に對する特別の努力の結果、一八、五二八、二三四エーカー栽培された。四年後に一時、作付面積は戦時中の輸送船腹確保困難による小麦手持在荷により一三、二九六、四〇七エーカーに減少した。戦争終了後、作付面積は再び増加し始め、一九三〇—三一年度に二五、一六三、八一六エーカーの新しい最高點へ堅實に増加し続けた。其後小麦價格の低落は農業を深刻に不振ならしめ、作付面積は一九三五—三六年度には二、〇〇〇萬エーカー以下に減少した。同年以後、面積は三五〇萬エーカー増加した。小麦は濠洲に於て最も早く栽培される作物であり、總作付面積に於ける實質上の變化は主としてこの穀物作付面積の變動如何に依る。

三 栽培牧草
凡ての州には主に灌木叢を焼拂つた後へ播種した牧草地が可成あり、そ

これは「作付面積」中には含まれない。併しその土地はもとの農地に還元し易く、従つてこれに關する資料は正式の記録としては確實でない。

四 濠洲農會議

一九三四年十二月にキャンベラで開催された農業及び販賣問題に關する聯邦及び州大臣會議の結果、濠洲農會議として知られてゐる恒久的組織が設置された。同會議は聯邦の商務大臣、開發關係大臣と各州農務大臣とから成り、必要あらば他の聯邦及び各州大臣を會議員に選び得る。會議の主要職能は(1) 農業一般の福祉と開發増進、(2) 農産物の品質改善と商標標準の維持、(3) 生産物と市場との均衡の確保、(4) 組織的販賣等である。其の他に農業常設委員會として知られてゐる恒久的技術委員會は會右議の諮問機關として活動し、次の任務を遂行する爲に組織された。(1) 全濠洲の農業研究に於ける協力及び調整の確立、(2) 直接或は右會議を通じて農業問題研究の創始及び發展に關し聯邦及び州政府への進言、(3) 動植物

のベスト(譯註—濠洲に於ては農牧場に害を與へるものをすべてベストといふ)及び其他の病害に對する豫防方法に關する聯邦、州又は州相互間の協力の確保及びそれに關する聯邦及び州政府への進言。この委員會の人員は州農務省次官及び科學産業研究委員會常任委員及び保健省次官から成る。

第三節 作物の分布、生産及び價格

主要作物作付面積 (一九三八—三九) (エーカー)

作物	ニューサウス	ビクトリア	タインスランド	南濠洲	西濠洲	タスマニヤ	北部領	濠洲首都領	濠洲
小麦	四、六五、八三三	二、七、四、六	四、一、〇、七	三、〇、八、二〇	三、三、一、一〇	九、八、九	—	三、〇、一	一、四、一、〇、〇
大麦	一、九、九、九	六、七、六	八、六、七	三、六、八、八	四、三、一、一〇	—	—	—	一、六、八、〇、〇
燕麥	—	—	—	—	—	—	—	—	—
玉米	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大豆	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他穀類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
牧草其他種子	—	—	—	—	—	—	—	—	—
果樹	—	—	—	—	—	—	—	—	—
葡萄—生産的(b)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不生産的(b)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市場向蔬菜	—	—	—	—	—	—	—	—	—
甘蔗—生産的(b)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不生産的(b)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

次表は一九三八—三九年度主要作物別作付面積を示す。

- 一 作物の分布
- 二 州及び領の作付別面積比較
- 三 濠洲主要作物作付面積
- 四 主要作物平均總生産高
- 五 主要作物エーカー當り平均生産高
- 六 農産物總價額
- 七 生産物價額、總價額及び純價額

作物	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南洋州	西洋州	タスマニア	北部領	洋州首都領	洋州
馬鈴薯	16,866	10,866	10,366	4,366	5,366	6,366	1,366	1,366	4,366
玉蜀黍	1,256	1,256	1,256	1,256	1,256	1,256	1,256	1,256	1,256
其他根菜	7,566	7,566	7,566	7,566	7,566	7,566	7,566	7,566	7,566
其他	2,566	2,566	2,566	2,566	2,566	2,566	2,566	2,566	2,566
南瓜、メロン	5,566	5,566	5,566	5,566	5,566	5,566	5,566	5,566	5,566
棉花	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566
其他	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566
計	70,966	70,966	70,966	70,966	70,966	70,966	70,966	70,966	70,966

(a) 不明。(b) [譯註] 四六四頁参照。

二州及び領の作付別面積比較

一九三八—三九年度に於ける各州及び領の總作付面積一〇萬エーカー以上の耕作割合を次表に示す。四州即ちニューサウスウェールズ、ビクトリア、南洋州、西洋州に於て穀物用小麦作は最大面積を占めてゐる。ク

作付別面積比較 (一九三八—三九) (%)

作物	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南洋州	西洋州	タスマニア	北部領	洋州首都領	洋州
小麦	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3	80.3
大麦	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1
燕麦	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6
其他	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

インスランドの最大面積を占める作物は綠草(秣)、小麦、甘藷、玉蜀黍であり、タスマニアに於ては乾草(秣)、果樹園、綠草(秣)、馬鈴薯、燕麦である。前記の如く、小麦は南洋州の主要作物であり、その穀物用及び秣用小麦栽培面積は一九三八—三九年度に於て總耕作地の六六%を占めてゐる。

作物	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南洋州	西洋州	タスマニア	北部領	洋州首都領	洋州
甘藷	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
玉蜀黍	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
果樹	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
馬鈴薯	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
其他	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

三 洋州主要作物作付面積

最近五年間主要作物作付面積は一九一九—二八年十年間平均と共に次表に示す。

主要作物作付面積 (千エーカー)

作物	一九一九—二八年	一九三〇—三四年	一九三五—三六年	一九三六—三七年	一九三七—三八年	一九三八—三九年
小麦	19,128	19,341	19,351	19,361	19,371	19,381
大麦	2,466	2,466	2,466	2,466	2,466	2,466
燕麦	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256
其他	9,766	9,766	9,766	9,766	9,766	9,766
南瓜、メロン	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566
棉花	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566
其他	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566	1,566
計	38,288	38,541	38,551	38,561	38,571	38,581

作物	(a) 麦芽用のみ	(b) 甘藷を含まず	(c) 南瓜、メロンを含む
計	16,133	20,439	21,439
其他	1,066	1,066	1,066
果樹	7,566	7,566	7,566
市場向蔬菜	4,566	4,566	4,566
其他	2,566	2,566	2,566
計	16,133	20,439	21,439

四 主要作物平均總生産高

次表は一九三八—三九年度終了五年間及び一九一九—二八年十年間の主要作物平均總生産高を示す。

年 度	南 洋 洲	西 洋 洲	計
一九二八—二九	10,000,000	1,521,500	11,521,500
一九二九—三〇	8,588,600	1,928,900	10,517,500
一九三〇—三一	4,500,000	870,000	5,370,000
一九三一—三二	7,700,000	1,325,000	9,025,000
一九三二—三三	9,133,000	1,928,900	11,061,900
一九三三—三四	9,133,000	1,928,900	11,061,900
一九三四—三五	9,133,000	1,928,900	11,061,900
一九三五—三六	9,133,000	1,928,900	11,061,900
一九三六—三七	9,133,000	1,928,900	11,061,900
一九三七—三八	9,133,000	1,928,900	11,061,900
一九三九—四〇	9,133,000	1,928,900	11,061,900
計	84,000,000	15,000,000	99,000,000

次表は一九二八—一九三九年以後の各年各州農産物純価額及び人口一人當りの純価額を示す。

年 度	純 価 額 (a) (噸)		南 洋 洲	西 洋 洲	計
	ウニールウズ	ビクトリア			
一九二八—二九	15,215,000	1,521,500	6,498,900	7,339,700	13,838,600
一九二九—三〇	11,061,900	1,928,900	5,300,700	6,229,600	11,530,300
一九三〇—三一	9,133,000	870,000	3,800,000	4,570,000	8,370,000
一九三一—三二	11,061,900	1,325,000	4,800,000	5,525,000	10,325,000
一九三二—三三	11,061,900	1,928,900	6,200,000	7,128,900	13,328,900
一九三三—三四	11,061,900	1,928,900	6,200,000	7,128,900	13,328,900
一九三四—三五	11,061,900	1,928,900	6,200,000	7,128,900	13,328,900
一九三五—三六	11,061,900	1,928,900	6,200,000	7,128,900	13,328,900
一九三六—三七	11,061,900	1,928,900	6,200,000	7,128,900	13,328,900
一九三七—三八	11,061,900	1,928,900	6,200,000	7,128,900	13,328,900
計	115,000,000	15,000,000	48,000,000	55,000,000	103,000,000

年 度	一 人 當 り 純 價 額 (a)	
	ウニールウズ	ビクトリア
一九二八—二九	11,061,900	11,061,900
一九二九—三〇	8,588,600	12,700,000
一九三〇—三一	4,500,000	6,500,000
一九三一—三二	7,700,000	9,000,000
一九三二—三三	9,133,000	10,500,000
一九三三—三四	9,133,000	10,500,000
一九三四—三五	9,133,000	10,500,000
一九三五—三六	9,133,000	10,500,000
一九三六—三七	9,133,000	10,500,000
一九三七—三八	9,133,000	10,500,000
計	115,000,000	15,000,000

第四節 小 麥

一 小麥産業王立調査委員会 二 小麥栽培の發達 三 小麥農場 四 洋洲及び外國の小麥生産高 五 小麥價格 六 小麥及び小麥粉の輸出額 七 主要小麥粉輸出國 八 主要小麥輸入國 九 洋洲小麥消費量 一〇 小麥收穫高 一一 播種小麥の品種 一二 小麥及び小麥粉在庫高 一三 自發的小麥ブール 一四 戦時小麥市場販賣 一五 小麥農場の分類表

一 小麥産業王立調査委員会

小麥の栽培、取入、販賣及び小麥粉、パンの製造、配給、販賣の經濟條件に關して調査報告をなす爲、一九三四年一月に王立調査委員会が組織さ

れた。同委員会により綿密な調査が行はれ其結果五部の報告書が提出された。第一及び第二報告書は小麥栽培を扱ひ、第三は麵粉製造、第四は製粉業、第五報告書は一九三六年二月に完了したが、之は同委員会の調査の歴史を扱ひ、同委員会が提出した主要の勸業に就て論じてゐる。

小麥産業への財政的援助に就ては第十八節「補助金」参照。

一 小麥栽培の發達

(一) 面積及び生産高 (a) 一九三四—三五年乃至一九三九—四〇年

小麥は洋洲で栽培される主要作物である。一八六〇年以來殆ど引續いて行はれてゐる。初期の發展に於ける顯著なる特徴は金發見による人口増加と表層金を採り盡した後の人口の再編成である。一八九三年の經濟不況によ

り其の發展が妨げられたが、其後、耕作機械が發明され、増産手段として過磷酸肥料に對する認識が深まり、又濠洲に一層適應する新しい小麦品種が移入され、著しく發展するに至つた。集約移住地計畫の樹立及び歸還兵其他の定住化は、その膨脹を促進した附随的要素である。近年に於ける停滯は一九一四—一九年の戦争と經濟的不況の場合だけであつた。既述の

小麦作付面積及び生産高

如く小麦作付面積の變動は作付總面積の上に實質的に反映してゐる。一九三八—一九三九年に終了する五年間の各州に於ける穀用小麦作付面積及び生産高は次表の通り、同表には又一九三九—四〇年の推定作付面積及び生産高並に一九三八—一九三九年終了十年間の平均生産高をも附す。

年 度	面積 (ヘクタール)					平均 年 間 平 均 年
	ニュージーランド	ビクトリア	タインスマン	南 濠 洲	西 濠 洲	
一九三三—三四年	1,825,766	2,247,631	3,221,519	2,163,335	2,275,751	1,825,766
一九三五—三六年	2,052,373	2,333,333	3,296,311	2,269,226	2,550,628	2,052,373
一九三六—三七年	2,022,616	2,325,827	3,264,648	2,266,226	2,550,628	2,022,616
一九三七—三八年	2,022,616	2,325,827	3,264,648	2,266,226	2,550,628	2,022,616
一九三八—三九年	2,022,616	2,325,827	3,264,648	2,266,226	2,550,628	2,022,616
一九三九—四〇年 (a)	2,022,616	2,325,827	3,264,648	2,266,226	2,550,628	2,022,616
一九三〇—三九年 平均	2,022,616	2,325,827	3,264,648	2,266,226	2,550,628	2,022,616

年 度	生産 高 (トナリ)					平均 年 間 平 均 年
	ニュージーランド	ビクトリア	タインスマン	南 濠 洲	西 濠 洲	
一九三三—三四年	48,626,000	57,552,000	77,121,000	51,225,000	63,528,000	48,626,000
一九三五—三六年	54,832,000	67,552,000	86,621,000	57,744,000	71,939,000	54,832,000
一九三六—三七年	54,832,000	67,552,000	86,621,000	57,744,000	71,939,000	54,832,000
一九三七—三八年	54,832,000	67,552,000	86,621,000	57,744,000	71,939,000	54,832,000
一九三八—三九年	54,832,000	67,552,000	86,621,000	57,744,000	71,939,000	54,832,000
一九三九—四〇年 (a)	54,832,000	67,552,000	86,621,000	57,744,000	71,939,000	54,832,000
一九三〇—三九年 平均	54,832,000	67,552,000	86,621,000	57,744,000	71,939,000	54,832,000

(a) 訂正を要す。

小麦作付面積は一九一五—一六年起に著實に増加し、同年度には戦時中の爲特別努力の結果一二、四八四、五一二ヘクタールの作付が行はれた。併し同年以後戦争状態及び天候不順の爲甚だしく減少し、一九一九—二〇年に於ては六、四一九、一六〇ヘクタール即ち一九一五—一六年の約半分に減少した。

一九二〇—二一年以後、聯邦及び州當局の奨励により一九三〇—三一年に於ける最大作付面積は一、八〇〇ヘクタールに擴張された。翌年にその面積は一、四七五ヘクタールに減じ、一九三二—三三年には一〇〇〇ヘクタール以上を増加したが、爾後の三年間には一、二〇〇ヘクタールに減少した。作付面積の減少は勿論不況時に於ける小麦の低価格に依つて生じたものである。價格の昂騰は小麦作付面積を再び増大させ、遂に一九三八—三九年には一、四三〇ヘクタール以上に擴大した。

一九三八—三九年年度穀用小麦作付面積分布圖表は、本章末に掲載されてゐる。

一九三八—三九年の天候條件は小麦には特に不良であつた。濕潤状態が全季節を通じて續いた爲に可成の減産が豫想されたが、各州共豫想に反し(一九一四—一五年以来の旱魃であつたビクトリアを除く)満足すべき生産高を示した。ビクトリアは一ヘクタール當り六・五九トナリ、南濠洲では過去十年間の平均生産高よりも約〇・五トナリの増産であつた。西濠洲の天候條件は前年度よりも順調ではなかつたが、それでも過去三年間よりも増産であつて、過去十年間平均生産高は〇・五トナリ低く一ヘクタール當り一〇・七九トナリであつた。一九三八—三九年度一ヘクタール當り南濠洲平均生産高は前年の一三・六三トナリ、西濠洲平均生産高は前年の一〇・八三トナリに比較して一〇・八三トナリであつた。一九三八—三九年に於ける小麦總生産高は前年の一八七、三〇〇、〇〇〇トナリ

シエル、一九三二—三三年の記録額である二二三、九〇〇、〇〇〇トナリに比較して、一五五、四〇〇、〇〇〇トナリであつた。

過去十九年間の小麦年生産高は一億トナリを超えた。而して専門家の意見に依る種子の選擇、休耕、肥料の利用等の如き改良せる農作法を小麦栽培者が實行してゐるので將來收穫が全然駄目になることは無いであらうと見ゆ。

一九三九—四〇年度小麦收穫高に關する最終數字は未だ入手出来ないが極く最近の推定に依る播種面積は一三、二七六、〇〇〇ヘクタールで前年度より約一〇〇ヘクタール即ち七・五%以上の減少であるが、生産高は前年の一五、五四〇萬トナリ即ち一ヘクタール當り一〇・八三トナリに比較すると二一、〇二〇萬トナリ即ち一ヘクタール當り一五・八三トナリである。實際は各州共平均收穫高以上に收穫されたが、濠洲の小麦作付面積全般に互つて等しく天候が良好であつたといふことは稀有なことである。この平均收穫一ヘクタール當り一五・八三トナリといふ數字を超えたのは過去八〇年間に僅かに三回文であつた。即ち一八六〇—六一年の一五・九一トナリ、一八六六—六七年の一六・三五トナリ、一九二〇—二一年の一六・〇八トナリである。依つて如何に豊作であつたかが判るであらう。併しタスマニアでは状態が非常に悪く一ヘクタール當り九・三八トナリ、西濠洲の生産高は今迄にない最低記録であつた。但しタスマニアに於ける小麦作は比較的重要でない。

(b) 作付面積生産高及び價格 (一八六一—七〇年乃至一九二一—三〇年) 次表は一八六一—七〇年間の平均作付面積、生産高及び一ヘクタール當り生産高及び一八七一年以後の平均卸賣價格を示す。掲載せる價格はメルボルン(ウィリアムタウン)に於ける平均を示してをり、濠洲全體を代表するものと見てよい。

濠洲小麦平均作付面積、生産高及び卸賣価格

期	作付面積 (ヘクタール)	生産高 (ブッシュェル)	平均卸賣価格 (ブッシュェル)
一八六一—七〇	一、四七、四七〇	一、四七、四七〇	一、〇〇
一八七一—八〇	一、四七、四七〇	一、四七、四七〇	一、〇〇
一八八一—九〇	一、四七、四七〇	一、四七、四七〇	一、〇〇
一八九一—一九〇〇	一、四七、四七〇	一、四七、四七〇	一、〇〇
一九〇一—一〇	一、四七、四七〇	一、四七、四七〇	一、〇〇
一九一一—二〇	一、四七、四七〇	一、四七、四七〇	一、〇〇
一九二一—三〇	一、四七、四七〇	一、四七、四七〇	一、〇〇

小麦エーカー當り收穫高 (ブッシュェル)

年	度	ウエーサウス ウエーサウス	ビクトリア	タインスランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	濠洲首都領	計
一九三三—三四	一九三三—三四	二、四七五	二、三〇六	一、八〇六	九、六二二	二、一七五	三、三〇七	三、三〇七	二、一七五
一九三三—三四	一九三三—三四	二、三〇六	二、三〇六	一、八〇六	九、六二二	二、一七五	三、三〇七	三、三〇七	二、一七五
一九三三—三四	一九三三—三四	二、三〇六	二、三〇六	一、八〇六	九、六二二	二、一七五	三、三〇七	三、三〇七	二、一七五
一九三三—三四	一九三三—三四	二、三〇六	二、三〇六	一、八〇六	九、六二二	二、一七五	三、三〇七	三、三〇七	二、一七五
一九三三—三四	一九三三—三四	二、三〇六	二、三〇六	一、八〇六	九、六二二	二、一七五	三、三〇七	三、三〇七	二、一七五
一九三三—三四	一九三三—三四	二、三〇六	二、三〇六	一、八〇六	九、六二二	二、一七五	三、三〇七	三、三〇七	二、一七五
一九三三—三四	一九三三—三四	二、三〇六	二、三〇六	一、八〇六	九、六二二	二、一七五	三、三〇七	三、三〇七	二、一七五
一九三三—三四	一九三三—三四	二、三〇六	二、三〇六	一、八〇六	九、六二二	二、一七五	三、三〇七	三、三〇七	二、一七五
一九三三—三四	一九三三—三四	二、三〇六	二、三〇六	一、八〇六	九、六二二	二、一七五	三、三〇七	三、三〇七	二、一七五
一九三三—三四	一九三三—三四	二、三〇六	二、三〇六	一、八〇六	九、六二二	二、一七五	三、三〇七	三、三〇七	二、一七五

の大戦前當時には、濠洲は小麦輸出として第六位を占めたが、この地位は近年向上し、今やカナダ、アルゼンチンの輸出に次でゐる。輸出額は一

九三八年終了五年間の輸出総額約一八・五〇%を占めた。

三 小麦農場

過去五年間の二〇エーカー及び其以上の面積に小麦を栽培する農場数は次表の如し。株式会社組織又は協同組織による農場は一農場として算入されてゐる。

州	一九三三—三四	一九三三—三四	一九三三—三四	一九三三—三四
ニューサウス ウエーサウス	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三
ビクトリア	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三
タインスランド	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三
南濠洲	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三
西濠洲	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三
タスマニア	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三
計	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三

四 濠洲及び外國の小麦生産高
(一) 平均生産高 次表は世界の主要小麦栽培國に於けるエーカー當り平均生産高を示す。オランダの四五ブッシュェルの最大量からパレスティナの約六ブッシュェルの最少量に至る。

國名	平均生産高 (ブッシュェル)	國名	平均生産高 (ブッシュェル)
オランダ	四五・〇	パレスティナ	六・〇
オーストラリア	一六・五	オーストラリア及びズデー チン地域を含む	一〇・〇
オーストラリア	一六・五	オーストラリア及びズデー チン地域を含む	一〇・〇
オーストラリア	一六・五	オーストラリア及びズデー チン地域を含む	一〇・〇

國名	平均生産高 (ブッシュェル)	國名	平均生産高 (ブッシュェル)
オランダ	四五・〇	パレスティナ	六・〇
オーストラリア	一六・五	オーストラリア及びズデー チン地域を含む	一〇・〇
オーストラリア	一六・五	オーストラリア及びズデー チン地域を含む	一〇・〇
オーストラリア	一六・五	オーストラリア及びズデー チン地域を含む	一〇・〇

(二) 總生産高 各國小麥生産高の最近公式統計を次表に示す。
各國小麥總生産高

國名	生産高(千ブッシュェル)		國名	生産高(千ブッシュェル)	
	一九三六年平均	一九三九年		一九三六年平均	一九三九年
ソ連	1,818,000	(b) 2,140,000	エジプト	55,000	49,000
米國	810,000	769,000	滿洲國	—	—
支那	(b) 75,000	(c) 65,000	アルゼンチン	3,300	3,600
印度	35,000	31,000	ギリシア	3,300	3,000
フランス	32,000	36,000	チリ	3,500	3,100
イタリヤ	27,000	28,000	スエーデン	3,800	3,500
カナダ	25,000	24,000	イタリヤ	3,000	3,000
ドイツ	23,000	22,000	シリア及レバノン	1,800	1,800
ポロツ	17,000	16,000	佛領インド支那	1,800	1,800
オーストラリア	16,000	15,000	ベルギー	1,700	1,700
ルーマニア	15,000	14,000	オランダ	1,600	1,600
トルコ	14,000	13,000	南アフリカ	1,500	1,500
スペイン	(c) 11,000	11,000	デンマーク	3,300	3,000
スイス	10,000	10,000	ウルグアイ	3,300	3,000
ブラジル	10,000	10,000	チリ	3,300	3,000
ハンガリー	8,000	8,000	ポルトガル	3,300	3,000
イタリヤ	(e) 7,000	7,000	メキシコ	3,300	3,000
ポロツ	7,000	7,000	朝鮮	—	—
ブルガリア	6,000	6,000	リトアニア	8,000	9,000
英領印度	6,000	6,000	アフリカ	7,000	8,000
日本	5,000	5,000	インド	7,000	8,000

註一 一九三九年上期收穫高は北半球は一九三九年度、南半球は一九三九—四〇年度分を示す。
 (a) 一九三八年 (b) 訂正を要す (c) 一九三七年 (d) オーストラリア及びブチン地域を含む (e) 一九三六年 (f) ルクセンブルグを含む。
 世界の小麦生産高を完全に示すことは必要な資料を提供しない国がある為不可能である。併し羅馬國際農業研究所は報告国より入手せる数字を編纂して次の如き結果を得た。

世界小麥生産高 (a)

年	度	作付面積(エーカー)	生産高(ブッシュェル)	一エーカー當り生産高(ブッシュェル)
平均	一九〇九—一三	3,700,000,000	3,700,000,000	一・〇
一九二八—三二	3,700,000,000	3,700,000,000	一・〇	
一九三三—三六	3,700,000,000	3,700,000,000	一・〇	
一九三七—三九	3,700,000,000	3,700,000,000	一・〇	
一九三九—四一	3,700,000,000	3,700,000,000	一・〇	
平均	一九三三—三九	3,700,000,000	3,700,000,000	一・〇

(a) ソ連を含む報告国より集計。
 最近五年間の世界小麥生産高に對する瀋洲の割合は、面積に於て三・六%、産額に於て三・〇%であつた。
 上記表に洩れてゐる主要國は支那で、一九三八年度は未だ詳細は判明し

ないが、一九三七年四、二六〇萬エーカーから六三、六〇〇萬ブッシュェルの小麦を生産し、一エーカー當り一四・九三ブッシュェルを産出した。併し以上の支那に關する数字は國際農業研究所の言ふ所に依れば、主として臆測によるものであり、大體の推定數と見るべきである。更にその数字は支那共和國に包含される總ての領土を含んではない。支那の生産高を加算すると一九三七年世界總生産高は五四四、七〇〇萬ブッシュェルを超過するであらう。

一九三八年度作付面積は一、四〇〇萬エーカーの増加であつて、その區分は歐洲、北米、印度、アルゼンチンであつた。一九二八—三二年間平均に比較すれば小麦作付面積は全世界を通じて増加してゐる。

一九三八年度の世界小麦作付面積及び生産高は最高記録であつた。面積は三七、九〇〇萬エーカーを超えたが、生産高は僅かに六、〇〇〇ブッシュェルの増産に過ぎなかつた。

一九二八年以來豐作が續き、特に北米に於て蓄積された。この在荷は一九三三—三四年間に最大限に達したが、一九三六年終了三年間の世界生産高の減少により再び通常額に復歸した。その結果、價格の上向を生じ、その爲作付面積も再び一九三八年の記録水準に増大したが、順調な天候に恵まれ、生産高は記録的數量に達し、在荷は再び蓄積されて價格を低下せしめた。一九三九年には更に世界的豐作により事態は悪化し、價格は一九三一—三四年の不況時の水準に戻つた。一九三三年及び一九三四年の如き大量在荷が再び過剰生産國に現出したといはれる。

五 小麦價格

一九二八—三一年間に起つた小麦價格の崩落は主として輸出國に於ける在荷累積に依つた。小麦の加重平均價格(シドニー、メルボルン、ブタペストに於ける荷主指値)は一九二八年の五志一片四分の一から一九三一年の二志四片四分の三に、即ち五三%の下落である。一九三二年に其價格は三志二分の一片に上つたが、一九三三年には二志九片四分の三に、一九三四年には二志七片二分の一に下落した。一九三五年九月には三志四片以上になり、

一九三六年十二月迄上昇し續け、その平均價格は殆ど五志三片であつた。同月から一九三七年十月迄に、平均價格は五志を超した。十一月には四志六片に戻り、十二月には更に四志四片に下落し、一九三八年三月迄持續した後四志に下つた。一九三八年三月以來價格は繼續的に下落し、一九三八年十一月に二志六片となり、一九三九年八月からブッシュェル當り二志一片となつた。次表は一九三八年終了五年間小麦價格及び一九三九年終了八ヶ月間平均額を示す。

小麦の價格 (シドニー、メルボルン、ブタペスト)
 (者發價バラ價に對する荷主指値加重平均)

小麦價格	一九三五—一九三六	一九三六—一九三七	一九三七—一九三八	一九三八—一九三九	一九三九—一九四〇
ブッシュェル當り價格	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五	一・一五
一志片	—	—	—	—	—
二志片	—	—	—	—	—
三志片	—	—	—	—	—
四志片	—	—	—	—	—
五志片	—	—	—	—	—

一九三九年九月戰争勃發以後、小麦價格は世界市場に於て暴騰した。瀋洲では八月のブッシュェル當り二志一片から九月に二志六片に上廻つた。其の後瀋洲小麦局が組織され、小麦公開市場が閉鎖され、現在では小麦價格は國外輸出及び國內消費とも瀋洲小麦局に依つて決定されてゐる。斯かる狀況の下で今次大戰前荷主指値の基準で相場を付けることは不可能ではあるが、一九四〇年の小麦輸出平均價格は概算でブッシュェル當り三志一片二分の一である。

六 小麦及び小麦粉の輸出額

(一) 數量 次表は一九三四—三五年乃至一九三八—三九年間の小麦及び小麦粉の輸出及び純輸出額を示す。便宜上小麦粉は小麦相當量で表す。即ち小麦粉一噸は小麦四八ブッシュェルに當る。小麦及び小麦粉は一九〇〇年以後不作切抜けの爲に僅か二回の輸入を行つた。即ち一九〇二—三年小麦收穫高は一二、三七八、〇〇〇ブッシュェルの少量で、一二、四六八、〇〇〇ブッシュェルの小麦及び小麦粉(小麦換算)が輸入され、一九一四—一五年に七、二七九、〇〇〇ブッシュェルが同年産出高二五、〇〇〇、

其他	一五・三	其他	五・〇	其他	三三・九	其他	一五・一
計	100・0	計	100・0	計	100・0	計	100・0

近年の主要品種の變化に注意する事は興味がある。ニューサウスウェールズに於ては一九二九年には比較的重要でなかつたナバワ (Nabawa) が一九三三年には著名なものとなり一九三六年迄首位にあつたが同年よりフォード (Ford) が首位となつた。一九二九—三四年間ビクトリアに於て播種した主要品種はフリー・ガリポリ (Free Gallipoli) であつたが、一九三五年以後はガーカ (Girka) ラニー (Raney) ダンレイ (Dunley) が之に代つた。南瀛洲ではナバワ (Nabawa) が一九三三年に首位になつてきて、一九三六年に於ても尙未だ優位ではあるが、首位はラニー (Raney) に譲つた。西瀛洲に於てもナバワ (Nabawa) は一九三四年ベンカピ (Bencahin) が取つて代る迄は主要なる品種であつた。このベンカピは一九三三年には總面積の七%を占めたに過ぎなかつたが、翌年には二・五%播種され、一九三八年には殆んど三七%を占めて首位になつた。科學産業研究委員会は瀛洲産小麦一、〇〇〇種以上の目録を作成した。

一二 小麦及び小麦粉在庫高

一九三九年十一月三十日現在各州小麦及び小麦粉在庫高及び最近四年前の同日現在瀛洲總保有高を次表に示す。數字は製粉業者、卸賣商、各州鐵道省及び其他より蒐集した報告に依るものであるが、場合により農家手持高を除く。

州	小麦(ブッシュ)	小麦粉(噸)	小麦として合計(a)
ニューサウスウェールズ	五,〇五七,〇〇〇	四八八,五	六,五四五,五〇〇
ビクトリア	四,〇〇〇,〇〇〇	三七,〇〇〇	四,三六七,〇〇〇

小麦及び小麦粉在庫高 (一九三九年十一月三十日現在)

州	一九三九年十一月三十日	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年
計	一六,〇二一,七六五	九,六六九,四四三	五,三三三,八六六	四,五五五,四四九	三,三二一,三二〇
タインスタランド	五,〇三二,一六	三,一四九,四四	一,六六六,六六	一,〇〇〇,〇〇	六六六,六六
西瀛洲	四,〇〇〇,〇〇	二,二二二,二二	一,一〇一,一〇	一,〇〇〇,〇〇	一,〇〇〇,〇〇
南瀛洲	三,〇〇〇,〇〇	一,五〇〇,〇〇	七五〇,〇〇	七五〇,〇〇	七五〇,〇〇
タスマニア	一,〇〇〇,〇〇	五〇〇,〇〇	二五〇,〇〇	二五〇,〇〇	二五〇,〇〇

一三 自發的小麦プールの

小麦プールの詳細は既刊本年鑑参照。このプールは一九三九年九月に瀛洲小麦局創設によりその運用を停止した。

一四 戦時小麦市場販賣

(一) 概説 一九三九年九月戦争勃發當時、瀛洲小麦栽培業は低價格時代を経験してゐた。小麦は一九三九年八月にブッシュル當り二志一片に下落した。之に比し一九三八年八月には三志一片、一九三七年八月には五志一片で、經濟不況時代の月平均低價格であつた一九三一年八月には二志二片であつた。低價格は別として其他の困難なる問題が戦争状態に依つて惹起された。それは市場販賣と輸送の問題である。世界主要輸出に於ける膨大な在貨と消費中心地が瀛洲から遠隔なることにより生ずる自然的不利のために瀛洲は最も困難なる地位に置かれるに至つたのである。これらの状態に鑑み、聯邦政府は小麦買上規則に従つて、或る例外を除

き、瀛洲全小麦買上の爲、一九三九年九月二十一日に瀛洲小麦局を創設した。一九三九年十一月十六日の告示に依り一九三九—四〇年度の收穫を買上げた。

(二) 瀛洲小麦局 小麦買上規則に基き小麦局は商務大臣の監督により小麦及び小麦製品の買上、賣却及び處理、買上小麦の處置貯蔵、保護、積荷等の事項に關する取扱ひ及び取締、並に小麦局を設置した規則の運用を有効ならしめる其他諸事項の處理をなす権限を與へられた。

(三) 小麦買上及び處理 第一プール—一九三八—三九年度の小麦は總量一七、八三九、五〇五ブッシュル買上げられ、主要港本船渡ブッシュル

小麦買上及び處理高 (一九四〇年八月三十一日現在)

摘	第一プール (一九三八—三九年度收穫殘高)		南瀛洲		西瀛洲		タスマニア		計
	買上小麦	處理高	買上小麦	處理高	買上小麦	處理高	買上小麦	處理高	
買上小麦	六,七五五,〇〇〇	二,八〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一七,八三九,五〇五
買却済小麦	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	六,七五五,〇〇〇	二,八〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一七,八三九,五〇五
第二プール (一九三九—四〇年度收穫)									
買上小麦	六,六六六,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一三,〇〇〇,〇〇〇
買却済小麦	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	六,六六六,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一三,〇〇〇,〇〇〇

手持在庫	三六、五、〇〇〇	三三、一九、〇〇〇	二五、五、〇〇〇	三六、六、〇〇〇	三三、六、〇〇〇	二、一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
------	----------	-----------	----------	----------	----------	----------	------------

四五〇

(a) 製粉用及小麦粉としての輸出小麦の賣却分を含む。(b) 国内消費用製粉用として賣却された小麦を含む。
 小麦及び小麦粉の賣却の爲に小麦局に依つて契約された中には英米國政府への六、三〇〇萬ブッシェル、日本への一、二〇〇萬ブッシェルが含まれてゐたが、右は積出されてゐない。

(四) 融 資 小麦買上規則の條項に従つて主務大臣は小麦局への貸付に關し聯邦銀行と取極めする權限を有し、右貸付金は聯邦政府に依つて保證せられる。

一九四〇年八月三十一日現在第二ブールの爲に行つた小麦局の融資額は合計、三一、五二九、〇〇〇磅に上り、中二八、七九三、〇〇〇磅は小麦栽培者に支拂はれ、二、七三六、〇〇〇磅は経費として使用された。賣却金額は一四、四〇七、〇〇〇磅、小麦税よりの収入七二六、〇〇〇磅で合計總額一五、一三三、〇〇〇磅であつた。聯邦銀行からの當座借越金は同日現在で一六、三九六、〇〇〇磅であつた。

一五 小麦農場の分類表

(一) 概 説 主要生産州に於ける小麦栽培全農場に關する一九三五—三六年度年次農業調査で集つた報告に基き州統計官の協力を得て廣汎な分析が行はれたが、其結果を次の諸表に示す。

小麦栽培者貸付金 (一九四〇年八月三十一日現在) 濠洲小麦局

摘 要	第一ブール		第二ブール	
	支出高(本給渡)	支出高(貨物自動車、貨物引渡、終港)	計	計
小麦栽培者貸付	志	片	千磅	志
第一支拂(a)バラ積	〇	〇	一、七五	〇
第二支拂	〇	〇	〇	〇
第三支拂	〇	〇	〇	〇
最終支拂	〇	〇	〇	〇
袋積	〇	〇	〇	〇
バラ積	〇	〇	〇	〇
袋積	〇	〇	〇	〇
バラ積	〇	〇	〇	〇
袋積	〇	〇	〇	〇
バラ積	〇	〇	〇	〇

(a) 之より鐵道運賃を控除 (b) 一九四〇年九月十一日支拂承認

州	農 場		小 麥 農 場		農 場
	小麥栽培農場地數	總面積(エーカー)	平均面積(エーカー)	作付面積(エーカー)	
ニューサウスウェールズ	二、六三三	三、三六、二六	一、二三	一、〇八、〇〇〇	二、七五

州	農 場		小 麥 農 場		農 場
	小麥栽培農場地數	總面積(エーカー)	平均面積(エーカー)	作付面積(エーカー)	
ビクトリア	二、一七〇	二、三、四、三六	一、〇八	二、三三、三三	二、七五
南 洋 洲	二、一七七	一、七、八、四六	一、〇〇	二、二六、四〇	二、七五
西 洋 洲	九、〇九	一、九、三、九、六一	二、一三	二、〇、〇、六六	二、七五
計 (四州)	一五、〇七〇	一八、〇七、〇六一	一、二八	一、一、七、七、七三	二、七五

(三) 小麦栽培及羊 本分析の目的の一つは他の農産が如何なる程度迄小麦栽培と關係してゐるかを確めるにあつた。次表に示す如く小麦農場の七五%は羊を飼養し、その羊は各州羊頭數中に著しい割合を占めてゐる事が知られる。

小麦農場及び羊 (一九三五—三六)

州	農 場		羊 頭 數		州羊頭數(a)	小麦農場の占める比率
	無	%	數	%		
ニューサウスウェールズ	二、三六	一、〇三	一、三、六、七	一、三、六、七	五、二、六、〇〇	二、七五
ビクトリア	一、〇八	三、七〇	六、九、七	一、〇、一、三	一、七、七、七三	二、七五
南 洋 洲	三、七〇	三、七〇	六、九、七	一、〇、一、三	一、七、七、七三	二、七五
西 洋 洲	三、七〇	三、七〇	六、九、七	一、〇、一、三	一、七、七、七三	二、七五
計 (四州)	一〇、九二	一〇、九二	二、八、〇、〇	二、八、〇、〇	一、〇、〇、〇	二、七五

(a) 小麦地域以外の羊を含む。

小麦農場及び乳牛 (一九三五—三六)

州	農 場		乳 牛 頭 數		州乳牛頭數(a)	小麦農場の占める比率
	無	%	數	%		
ニューサウスウェールズ	二、三六	一、〇三	一、三、六、七	一、三、六、七	五、二、六、〇〇	二、七五
ビクトリア	一、〇八	三、七〇	六、九、七	一、〇、一、三	一、七、七、七三	二、七五
南 洋 洲	三、七〇	三、七〇	六、九、七	一、〇、一、三	一、七、七、七三	二、七五
西 洋 洲	三、七〇	三、七〇	六、九、七	一、〇、一、三	一、七、七、七三	二、七五
計 (四州)	一〇、九二	一〇、九二	二、八、〇、〇	二、八、〇、〇	一、〇、〇、〇	二、七五

四五〇

(四) 小麦農場及び乳牛 大多數の農場は羊の他に乳牛をも飼育してゐる。下表脚註に示す如く、ニューサウスウェールズでは搾乳場として登録した農場のみを擧げてゐるので、四州間の比較はよく出来ない。

(五) 小麦農場及び豚 小麦栽培と關聯して行はれる豚飼育の程度は次表に示す。

(六) 小麦農場の播種面積及びエーカー當り收穫高 小麦栽培農場は各主要生産州別作付面積及びエーカー當り收穫高に分類されてゐたが、本年

南	一、六〇〇	一、五〇〇	一、〇、八七〇	夫、二五	一、七、六六	四、五七
西	一、九二	一、九〇二	七、〇八	八〇・九	三、〇三	一、四、三三
計	(三州) 五、六四	二、六二九	元、八八三	八、八八三	三、〇三	一、三、九、五七

(a) 小麥地域外の乳牛を含む (b) ニューサウスウェールズは登録搾乳場のみであるが、小麥栽培農場一五、九二三の中一、七七五は同時に搾乳場としても登録し其の飼育乳牛数は五一、三四四頭であった。

小麥農場及び豚 (一九三五—三六)

州	農		場		豚頭数	州豚頭数 (a)	小麥農場の占める比
	無	有	無	有			
ニューサウスウェールズ	10,000	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	50%
ビクトリア	8,000	8,000	4,000	4,000	4,000	4,000	40%
南	5,000	5,000	2,500	2,500	2,500	2,500	25%
西	5,000	5,000	2,500	2,500	2,500	2,500	25%
計 (四州)	28,000	28,000	14,000	14,000	14,000	14,000	50%

(a) 小麥地域外の豚を含む。

當では四州合計を示せるだけである。各州の詳細は統計局刊行「生産時報」第三〇號に發表された。作付面積別分類は次の如し。

小麥農場の作付面積 (一九三五—三六) 主要生産州

小麥作付面積	農	場	作付面積	生	産	高
エーカー	數	%	千エーカー	千ブツ	シエル	%
一	一、九	七、五	一、九	一、九	一、九	一、九
二	一、四	四、七	一、四	一、四	一、四	一、四

次表は平均收穫高分類を示す。

小麥農場平均收穫高 (一九三五—三六、主要生産州)

平均收穫高	農	場	小麥作付面積	生	産	高
エーカー	數	%	千エーカー	千ブツ	シエル	%
三以上六以下	五、八七	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
六以上九以下	六、六三	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
九以上一二以下	六、八三	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一二以上一五以下	六、八〇	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一五以上一八以下	五、八五	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一八以上二一以下	四、九三	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
二一以上二四以下	三、九六	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
二四以上二七以下	二、九四	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
二七以上三〇以下	一、五三	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
三〇以上三三以下	一、〇九	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
三三以上三六以下	五、〇	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
三六以上三九以下	一、七	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
三九以上四二以下	一、六	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
四二以上四五以下	一、三	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
四五以上四八以下	一、五	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
四八以上五五以下	一、四	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
計	五、五九	一〇〇・〇	一、七〇	一〇〇・〇	一、七〇	一〇〇・〇

右表の最重要は相當の播種面積から非常に低い收穫を得た事で、三〇〇萬エーカー以上即ち總作付面積の四分の一からエーカー當り六ブツシエル

五〇	九	九	五、五三	一〇七	三、三	五、八四	四二
一	九	九	二、五三	五六	四、七	八、三九	六〇
一〇〇	一九九	二、九元	三、三	一、七三	四、六	五、三三	一、七九
二〇〇	二九九	二、〇六	二、五	二、三三	三、三	三、九七	三、〇〇
三〇〇	三九九	七、二〇	二、九	三、〇	三、六	三、八	一、九〇
四〇〇	四九九	三、六五	七二	一、五九	二、六	一、六	二、八
一〇〇	四九九	三、八	三、八	八、〇三	七、九	一〇、七	七、七
五〇〇	五九九	一、八	三、五	九、五	八、二	一〇、三	七、二
六〇〇	六九九	六、六	一、八	五、四	五、一	六、〇	四、三
七〇〇	七九九	四、九	〇、九	三、七	三、一	三、八	二、七
八〇〇	八九九	三、〇	〇、六	二、六	二、〇	二、八	一、八
九〇〇	九九九	一、八	〇、四	一、五	一、八	一、八	一、一
一〇〇〇	一九九九	六、六	〇、七	四、五	三、九	四、七	三、三
二〇〇〇	以上	三	一	〇、六	〇、七	〇、七	〇、七
計	五〇〇	以上	五、五九	一〇〇・〇	一、七〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

小麥は主要生産州で大規模に栽培されてゐる。即ち一九三五—三六年度生産高の七六%以上は、二〇〇エーカー又は夫以上の面積に作付された。一三、五三一個所の農場は一〇〇エーカー以下の小面積に小麥を栽培したが其收穫高は總計の六%に過ぎなかつた。他方、一〇%以下が七〇〇エーカー以上の非常に広い地域から收穫された。作付平均面積は二二七エーカーであつた。

以下を收穫し、同面積の殆ど二分の一が收穫三ブツシエル以下であつた。他方小麥地方の廣大な土地の生産力は三九〇萬エーカーに於てエーカー當り一五ブツシエル以上の收穫高を示し、一方一〇〇萬エーカー近くでエーカー當り二五ブツシエル又は其以上を收穫してゐる。

第五節 燕 麥

- 一 耕作の進歩
- 二 世界生産高
- 三 燕麥の價格
- 四 輸出入額
- 五 オートミル其他
- 六 燕麥收穫高

一 耕作の進歩

(一) 面積及び生産高 燕麥は通例濠洲で栽培する穀物の中で小麥に次いで重要なものであるが、一九三八—三九年度作付面積は小麥六一・〇五%に對し僅か七・五九%に過ぎない。最近五年間の燕麥作付面積及び生産高は次頁表の如し。

燕麥收穫高は、最近十年間に著しい變化を示し、一九二九—三〇年の一四、四二四、一八六ブツシエルから一九三五—三六年に一八、七二〇、七四ブツシエルに達し、右年平均量は一六、四三六、七四五ブツシエルであつた。全濠洲での燕麥の記録的生産高は一九二四—二五年の一九、三九三、七三七ブツシエルである。オートミル用としての需要は年一五〇萬ブツシエルから二〇〇萬ブツシエル迄の間で、燕麥は主に飼料に當てられ、その價額、特に豐作年の價額は作付面積の擴大を促すほどのものではない。

燕麥の主要栽培地はビクトリアで、平均、濠洲全栽培高の三分の一以上を産出する。他州に於ても多量の燕麥を産出するが、クインズランドの栽培面積は極く僅かである。

(二) 平均生産高 燕麥のエーカー當り平均生産高は州によつて著しく異り、タスマニヤが最高で、南濠洲が最低である。最近五年間各年平均生産高及び一九三〇—三九年十年間平均生産高は次頁表の如し。

燕麥作付面積及び生産高

年	面積 (ヘクタール)		生産高 (ブッシェル)	
	ウエーリス	ピタトリア	ウエーリス	ピタトリア
一九三三—三五年	二七、四四五	五〇、六六八	一、五七、四四五	一、五七、四四五
一九三五—三六	二七、九六三	五〇、六六三	一、五七、四四五	一、五七、四四五
一九三六—三七	二七、八七三	五〇、六六三	一、五七、四四五	一、五七、四四五
一九三七—三八	二七、八七三	五〇、六六三	一、五七、四四五	一、五七、四四五
一九三八—三九年	二七、八七三	五〇、六六三	一、五七、四四五	一、五七、四四五
十一年間平均	二七、八七三	五〇、六六三	一、五七、四四五	一、五七、四四五

燕麥エーカー當り平均生産高 (ブッシェル)

年	ウエーリス	ピタトリア	タインスランド	南洋洲	西洋洲	オスマニヤ	澳洲首都領	蒙 洲
一九三三—三五	五、八六六	五、八六六	六、二一九	二、三三三	四、〇八〇	一、〇五三	七、六三三	一、六〇六
一九三五—三六	五、八六六	五、八六六	六、二一九	二、三三三	四、〇八〇	一、〇五三	七、六三三	一、六〇六
一九三六—三七	五、八六六	五、八六六	六、二一九	二、三三三	四、〇八〇	一、〇五三	七、六三三	一、六〇六
一九三七—三八	五、八六六	五、八六六	六、二一九	二、三三三	四、〇八〇	一、〇五三	七、六三三	一、六〇六
一九三八—三九年	五、八六六	五、八六六	六、二一九	二、三三三	四、〇八〇	一、〇五三	七、六三三	一、六〇六
十一年間平均	五、八六六	五、八六六	六、二一九	二、三三三	四、〇八〇	一、〇五三	七、六三三	一、六〇六

瀋洲のエーカー當り燕麥最低記録平均生産高は一九一四—一五年の異常な早魃年の五・六〇ブッシェルであり、最近十年間の最高生産高はエーカー當り一五・七三ブッシェルに達した一九三二—三三年度である。

一九三三—三九年度州府市場に於ける平均卸賣価格を次表に示す。

品名	単位	平均卸賣価格
ブッシェル當り	シドニー	一〇・七
	メルボルン	一〇・七
	ブリスベン	一〇・七
	アデレード	一〇・七
	パース	一〇・七
	ホバート	一〇・七

三 燕麥の價格

瀋洲に於ける燕麥生産高は小額の規則的輸出貿易には充分である。一九三四—三五年乃至一九三三—三九年間燕麥輸出入數量、價額を次に示す。

年 度	輸 入		輸 出	
	數量 (ブッシェル)	價額 (千ポンド)	數量 (ブッシェル)	價額 (千ポンド)
一九三四—三五	七、七三三	一、七六六	五、六〇三	一、五八六
一九三五—三六	八、七〇三	二、〇六六	六、六〇三	一、九〇三
一九三六—三七	二、〇六六	一、六六六	三、〇六六	一、〇六六
一九三七—三八	三、〇六六	二、〇六六	四、〇六六	一、二六六
一九三八—三九	四、〇六六	三、〇六六	五、〇六六	一、四六六

瀋洲輸入燕麥の數量は通常は多量ではないが、一九二七—二八年は純輸入量が四六〇、五八一ブッシェルに達し、ニュージールランドがその主要供給地である。上記各年度の燕麥主要輸出國は英國、ニュージールランド、英

燕麥世界生産高

年 度	面積 (百エーカー)	生産高 (百ブッシェル)	エーカー當り平均生産高 (ブッシェル)
一九二八—三二年平均	一、六六六	一、六六六	一、〇〇〇
一九三三	一、六六六	一、六六六	一、〇〇〇
一九三四	一、六六六	一、六六六	一、〇〇〇
一九三五	一、六六六	一、六六六	一、〇〇〇
一九三六	一、六六六	一、六六六	一、〇〇〇
一九三七	一、六六六	一、六六六	一、〇〇〇
一九三八	一、六六六	一、六六六	一、〇〇〇
一九三九	一、六六六	一、六六六	一、〇〇〇

國際農業研究所の計算によれば、一九三八年度の世界燕麥生産高は三、七〇四、〇〇〇、〇〇〇ブッシェルに達した。これは一三六、〇〇〇、〇〇〇エーカーから收穫されたもので、エーカー當り二七・二四ブッシェルの平均生産高を示してゐる。これに比較すると同期間の瀋洲エーカー當り平均收穫高(八・七ブッシェル)は非常に過少に見える。エーカー當り四〇ブッシェル程度の收穫高は稀ではなく、歐洲の或る國ではエーカー當り平均收穫高五〇ブッシェル以上の記録がある。次表には最近六年間世界生産高及びエーカー當り收穫高平均を一九二八—三二年五年間平均と共に示す。

領マレー、セイロン、印度、モウリシヤスであつた。

五 オートミル其他

一九三八—三九年度濠洲オートミル生産高は三〇四、五〇一cwtに達し、殆ど全部が国内で消費された。オートミルに使用された燕麥の量は一九二二、〇八〇ブッシュェル、即ち總生産高の約一二%である。これら

の國外貿易は少額で、一九三八—三九年度のオートミル、挽割小麥及びロールド・オート (Rolled oat) 輸入高は一、七四七cwt、輸出高は二一、三八六cwtである。

六 燕麥收穫高

一九三八—三九年度燕麥收穫高推定價額は次の如し。

燕麥收穫高 (一九三八—三九)

種	要	ウエーサウス	ビクトリア	クイーンズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニヤ	濠洲首都領	濠洲
總價 (噸)	六四、五〇	五九、三三	三〇、一六	一七、五九	三三、六六	三、六〇	六、八	三、〇五、六一	
エーカー當り收穫高 (噸)	二二	〇一、五六	二六、七	一七、一〇	一〇、二	五、六一	二、八六	一、一〇、一八	

(a) 粟の價額は除く。

第六節 玉蜀黍

- 一 玉蜀黍生産州
- 二 耕作の發達
- 三 世界生産高
- 四 玉蜀黍價格
- 五 輸出入額
- 六 玉蜀黍粉
- 七 玉蜀黍收穫高

玉蜀黍は穀用として主にニューサウスウエールズ、クイーンズランドで栽培され、一九三八—三九年度の二州作付面積は三〇五、六一エーカー、即ち濠洲の九四%である。次はビクトリアが一八、四八五エーカー、南濠洲三七エーカー、西濠洲が八エーカーである。タスマニヤの氣候は穀用玉蜀黍の生産には不適である。上記の州では穀用に比し、或州ではより多く或州ではより少く綠草用として、殊に隨農業と關聯して栽培される。

二 耕作の發達

(一) 面積及び生産高 他の國では廣く栽培されてゐるにも拘らず、濠

洲玉蜀黍作付面積は最近十年間では二九四、〇〇〇エーカーを上下してゐる。一九三八—三九年度作付面積は前年に比して三、九三九エーカー増加したが、一九一〇—一一年の四一四、九一四エーカー、一九二七—二八年、四〇〇、五四四エーカーには相當の隔りがある。最近五年間の各州穀用玉蜀黍作付面積、生産高及び一九三〇—三九年年間平均生産高を次頁表に示す。
濠洲玉蜀黍最高生産高は一九一〇—一一年に一、三〇〇萬ブッシュェル以上と記録されてゐる。一九二四年のクイーンズランドの豐作は濠洲總計を一、二四〇萬ブッシュェルに増加させた。一九三八—三九年度生産高は七、〇五六、六四二ブッシュェルで、一九三八—三九年度終了十年間平均生産高は七、二二八、二八九ブッシュェルであつた。
(二) 平均生産高 次表は一九三四—三五年乃至一九三八—三九年度間及び一九三〇—三九年年間の各州玉蜀黍エーカー當り平均生産高を示す。

玉蜀黍作付面積及び生産高

年	度	面積 (エーカー)						總面積	總生産高 (ブッシュェル)
		ウエーサウス	ビクトリア	クイーンズランド	南濠洲	西濠洲	北部領		
一九三四	—	二五、七〇	一八、七七	一〇、七〇	〇	〇	〇	二、四、六一	
一九三五	—	二九、八九	一〇、七七	一七、五〇	〇	〇	〇	三、九、三六	
一九三六	—	二六、六六	一〇、二五	一八、二六	〇	〇	〇	三、七、一〇	
一九三七	—	二一、〇九	一〇、八九	一七、三三	〇	〇	〇	三、〇、四三	
一九三八	—	三三、一〇	一八、四五	一八、四三	〇	〇	〇	三、〇、四三	
一九三九	—	三三、一〇	一八、四五	一八、四三	〇	〇	〇	三、〇、四三	
十年間平均		二四、八一	一八、二二	一六、三〇	〇	〇	〇	三、〇、四三	

玉蜀黍エーカー當り平均生産高 (ブッシュェル)

年	度	ウエーサウス	ビクトリア	クイーンズランド	南濠洲	西濠洲	北部領	濠洲首都領	濠洲
一九三四	—	三六、五〇	七九、三〇	一、〇、七九	四、五〇	三、六	—	一、三	八、一〇、八七
一九三五	—	三三、四〇	六八、六四	三、五、〇、〇	一、九	—	—	一、三	七、〇、七五
一九三六	—	三三、一〇	六八、五〇	三、二、八、二	—	—	—	一、三	七、三、六、三
一九三七	—	三三、一〇	六八、五〇	三、二、八、二	—	—	—	一、三	六、八、六、三
一九三八	—	三三、一〇	六八、五〇	三、二、八、二	—	—	—	一、三	七、〇、六、三
一九三九	—	三三、一〇	六八、五〇	三、二、八、二	—	—	—	一、三	七、〇、六、三
十年間平均		三三、一〇	六八、五〇	三、二、八、二	—	—	—	一、三	七、〇、六、三

一九三八年—一九三九年	三・七	三・五	三・六	三・六	三・七
一九三〇—一九三九年	三・七	三・六	三・六	三・六	三・七
十年間平均	三・七	三・六	三・六	三・六	三・七

ビクトリア平均生産高は概して世界最高位中にあるが、面積は比較的小さい特に恵まれた地域である。ニューサウスウェールズ平均生産高は一般にタインストランドよりは高位である。

(三) エーカー当り生産高—各國 最近十年間に於ける濠洲平均生産高はエーカー当り二五・四三ブッシュェルであつた。一九二八—三二年間のエーカー当り平均生産高は、米國二五・一ブッシュェル、アルゼンチン三〇・七ブッシュェル、ルーマニア一七・七ブッシュェル、ソ聯一四・〇ブッシュェルであつた。

三 世界生産高

次表は國際農業研究所編纂資料による世界玉蜀黍作付面積、生産高及びエーカー當り平均生産高を示す。

年 度	面積 (百萬エーカー)	生産高 (百萬ブッシュェル)	エーカー當り平均生産高 (ブッシュェル)
一九二八—三二年平均	三〇〇	四、四四九	一四・八
一九三〇	三〇〇	四、六六九	一五・六
一九三三	三〇〇	四、三九九	一四・七
一九三五	三〇〇	四、三九九	一四・七
一九三六	三〇〇	四、三九九	一四・七
一九三七	三〇〇	四、三九九	一四・七
一九三八	三〇〇	四、三九九	一四・七

米國は世界最大の玉蜀黍生産國であり、年一億エーカー近く播種され通常毎年二〇億ブッシュェル以上の收穫を見、世界生産高の約五〇%を占める。生産高の約八五%は農場家畜の飼料であり、一〇%が食用に供せられ、

一%以下の極少部分が輸出される。

四 玉蜀黍價格

最近五年間各年度シドニー市場玉蜀黍平均卸賣價格は次表の如し。

年 度	平均價格
一九三三	一・三三
一九三四	一・三三
一九三五	一・三三
一九三六	一・三三
一九三七	一・三三
一九三八	一・三三
一九三九	一・三三

五 輸出入額

一九三八—三九年終了五年間の濠洲玉蜀黍輸入額は採るに足らず、一九二九—三〇年終了五年間の約六〇萬ブッシュェルに比較して、毎年平均二萬ブッシュェルであつた。一九三四—三五年乃至一九三八—三九年間輸出入額は次の如し。

年 度	輸 入		輸 出		純 輸 入
	數量 (千バレル)	價額 (千ポンド)	數量 (千バレル)	價額 (千ポンド)	
一九三三—三五	七	一・六	—	—	七
一九三五—三六	七	一・六	—	—	七
一九三六—三七	七	一・六	—	—	七
一九三七—三八	七	一・六	—	—	七
一九三八—三九	七	一・六	—	—	七

(-)は純輸出額を示す。

六 玉蜀黍粉

濠洲は玉蜀黍粉少量を年々輸入し、その主要供給國は英國、南阿聯邦及び米國である。一九二九—三〇年度輸入量は七〇二、〇六二封度、七、九五六磅に達したが、以後は重要性を失つた。濠洲からの輸出量は少く、一

五 玉蜀黍收穫高 (一九三八—三九)

摘 要	ウエーリス	ビクトリア	タインストランド	南 濠 洲	西 濠 洲	南 濠 洲	西 濠 洲	タスマニア	濠 洲
總 價 額 (千ポンド)	五、七〇〇	一〇、四六六	七、〇〇〇	一、〇一〇	七、七	一、一	一、一	一、一	一、一
エーカー當り收穫高 (磅)	五・七〇	三・六六	二・三三	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一

第七節 大 麥

一 耕作の發達 二 諸外國との比較 三 世界生産高 四 價格 五 輸出入額 六 麥芽輸出額 七 大麥收穫高

一 耕作の發達

(一) 面積及び生産高 年に依り甚だしい變動はあつたが大麥の播種面積は最近十年間に可成擴張された。一九三〇—三九年十年間の年平均播種

大麥作付面積及び生産高

年 度	面積 (エーカー)								
	ウエーリス	ビクトリア	タインストランド	南 濠 洲	西 濠 洲	南 濠 洲	西 濠 洲	タスマニア	濠 洲
一九三四	九、八〇〇	八七、五九九	九、六四〇	一、六八七	三、六六九	五、七九	四、三二	—	—
一九三五	一一、八六〇	一一、二七〇	六、六〇〇	一、七〇〇	三、二六八	五、三三七	五、八〇〇	—	—
一九三六	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六、六〇〇	一、七〇〇	三、二六八	五、三三七	五、八〇〇	—	—
一九三七	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六、六〇〇	一、七〇〇	三、二六八	五、三三七	五、八〇〇	—	—
一九三八	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六、六〇〇	一、七〇〇	三、二六八	五、三三七	五、八〇〇	—	—
一九三九	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六、六〇〇	一、七〇〇	三、二六八	五、三三七	五、八〇〇	—	—

年 度	生 産 高 (ブッシェル)	
	一 九 三 七 — 三 八	一 九 三 〇 間 平 均 九
一九三〇	10,817	10,711
一九三一年	11,453	11,282
一九三二年	12,113	11,842
一九三三年	12,773	12,368
一九三四年	13,433	12,900
一九三五年	14,093	13,436
一九三六年	14,753	13,972
一九三七年	15,413	14,508
一九三八年	16,073	15,044
一九三九年	16,733	15,580
十年間平均	13,999	13,777

(a) 南瀛洲及ビクトリアのみが最近十年間平均一〇〇萬ブッシェル以上を
生産し、生産高は夫々五、七四、〇〇七ブッシェル、一、九七五、四九
四ブッシェルであつた。

大麥芽用其他作付面積、生産高 (一九三八—三九)

年 度	作 付 面 積 (エーカー)		生 産 高 (ブッシェル)	
	其 他	計	其 他	計
一九三〇	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三一年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三二年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三三年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三四年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三五年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三六年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三七年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三八年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三九年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
十年間平均	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000

(a) 南瀛洲及ビクトリアのみが最近十年間平均一〇〇萬ブッシェル以上を
生産し、生産高は夫々五、七四、〇〇七ブッシェル、一、九七五、四九
四ブッシェルであつた。

大麥芽用其他作付面積、生産高 (一九三八—三九)

年 度	作 付 面 積 (エーカー)		生 産 高 (ブッシェル)	
	其 他	計	其 他	計
一九三〇	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三一年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三二年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三三年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三四年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三五年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三六年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三七年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三八年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三九年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
十年間平均	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000

(a) 南瀛洲及ビクトリアのみが最近十年間平均一〇〇萬ブッシェル以上を
生産し、生産高は夫々五、七四、〇〇七ブッシェル、一、九七五、四九
四ブッシェルであつた。

大麥芽用其他作付面積、生産高 (一九三八—三九)

年 度	作 付 面 積 (エーカー)		生 産 高 (ブッシェル)	
	其 他	計	其 他	計
一九三〇	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三一年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三二年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三三年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三四年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三五年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三六年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三七年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三八年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三九年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
十年間平均	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000

(a) 南瀛洲及ビクトリアのみが最近十年間平均一〇〇萬ブッシェル以上を
生産し、生産高は夫々五、七四、〇〇七ブッシェル、一、九七五、四九
四ブッシェルであつた。

大麥芽用其他作付面積、生産高 (一九三八—三九)

最近十年間の麥芽用大麥の作付面積及び生産高は其他大麥の七倍以上を
示してゐる。エーカー當り平均生産高には殆ど差がないが、最近十年間
は麥芽用の方が僅かに多い。

(三) 平均生産高 エーカー當り大麥平均生産高は州によつて可成異つ
てをり、概してタスマニヤ、ビクトリアが最高で西瀛洲が最低である。最
近五年間及び一九三〇—三九年十年間各州生産高の詳細は次表の如し。

年 度	作 付 面 積 (エーカー)		生 産 高 (ブッシェル)	
	其 他	計	其 他	計
一九三〇	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三一年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三二年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三三年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三四年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三五年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三六年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三七年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三八年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
一九三九年	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000
十年間平均	7,333	11,642	1,857,000	7,741,000

(a) 南瀛洲及ビクトリアのみが最近十年間平均一〇〇萬ブッシェル以上を
生産し、生産高は夫々五、七四、〇〇七ブッシェル、一、九七五、四九
四ブッシェルであつた。

大麥芽用其他作付面積、生産高 (一九三八—三九)

第八節 米

實驗的稲作はニューサウスウェールズのヤンコ農事試験場で多年行はれてきたが、一九二四―二五年に至つて漸く經濟的に栽培が出来る様になつた。同年度には一五三エーカーから一六、二四〇ブッシュェル、即ちエーカー一當り一〇六ブッシュェル産出された。保護關稅及び多量の平均收穫高に恵まれたマランビジ―灌漑地區に於ける稲作は急速に發展し、其生産高は今や濠洲の年需要量を超過してゐる。

米作付面積、生産高、取引高及び價格

年 度	耕作者數(a)	面積 (エーカー)	粗生産高 (ブッシュェル)	平均生産高 (ブッシュェル)	輸 入 (セントナル)		輸 出 (セントナル)		加重平均 (封度當り片)
					米	精	米	精	
一九三一―三二	二七	一九、九九	一、三六、八六九	六、九二	—	四〇、六六三	五、二五七	—	—
一九三二―三三	二〇	三〇、三三	一、三〇、一七六	八、六〇	—	四〇、〇六三	五、八八〇	—	—
一九三三―三四	二〇	一〇、三六	二、一七、四四〇	一〇、三六	—	四一、六六六	七、五五八	—	—
一九三四―三五	二〇	二、七六	一、八八、四四〇	六、八〇	—	三六、七五五	三、三三三	—	—
一九三五―三六	二〇	二、七五	二、一三、五八〇	九、九〇	—	三六、七五五	三、三三三	—	—
一九三六―三七	二〇	二、七五	二、三六、五五五	九、七〇	—	三三、三三三	三、三三三	—	—
一九三七―三八	二〇	二、七五	二、三六、五五五	九、七〇	—	三三、三三三	三、三三三	—	—
一九三八―三九	二〇	二、七五	二、三六、五五五	九、七〇	—	三三、三三三	三、三三三	—	—

ニューサウスウェールズ以外に於ける實驗的小耕作地の生産高も右表に含まれてゐるが極めて少量である。

第九節 其他の穀物及び豆類

既述穀物以外に濠洲で栽培される主な穀物及び豆類は鷹元豆、豌豆及び

ライ麦である。一九三八―三九年鷹元豆及び豌豆作付面積は四三、一五一エーカー、生産高四九五、〇一八ブッシュェル、即ちエーカー平均一・四七ブッシュェルを示し、一九三八―三九年終了十年間平均一四・九一ブッシュェルより少い。鷹元豆及び豌豆は主としてタスマニヤ、南濠洲、ビクトリヤに栽培される。豌豆は相當量を英國に輸出し、その主要輸出州はタスマニヤである。一九三八―三九年濠洲ライ麦作付面積は一七、七八七エーカーで、生産高一・五四ブッシュェル、即ち最近十年間エーカー當り平均生産高一・五四ブッシュェルに比して、九・三〇ブッシュェルであつた。一九三八―三九年のライ麦作付面積の約三〇％は南濠洲、五八％はニューサウスウェールズ、六％はビクトリヤであつた。

馬鈴薯作付面積及び生産高

年 度	面積 (エーカー)				南 濠 洲	西 濠 洲	タスマニヤ	濠洲首都領	濠 洲
	ニューサウスウェールズ	ビクトリヤ	タインランド	面 積					
一九三四―三五	一九、六三三	五、四二四	一、六六六	四、六六六	—	—	—	—	一、〇〇〇
一九三五―三六	三、七三三	四、三三七	一、〇〇〇	四、三三七	—	—	—	—	一、〇〇〇
一九三六―三七	三、七三三	四、三三七	一、〇〇〇	四、三三七	—	—	—	—	一、〇〇〇
一九三七―三八	三、七三三	四、三三七	一、〇〇〇	四、三三七	—	—	—	—	一、〇〇〇
一九三八―三九	三、七三三	四、三三七	一、〇〇〇	四、三三七	—	—	—	—	一、〇〇〇
十年間平均	一九、六一九	五、四二四	一、六六六	四、六六六	—	—	—	—	一、〇〇〇
一九三四―三五	四、八〇三	一〇、九三九	二、二二七	一、九七七	—	—	—	—	—
一九三五―三六	三、八八〇	一〇、一三三	二、四七五	一、九七七	—	—	—	—	—
一九三六―三七	六、三三三	一、六六六	二、五八六	三、〇〇〇	—	—	—	—	—

第十節 馬 鈴 薯

一 栽培の發達 二 輸出入高 三 馬鈴薯收穫高

(一) 面積及び生産高 ビクトリヤは降雨が一般に良好で氣候は馬鈴薯のペト病 (Late Blight) の蔓延には不向であるため、栽培上特殊の強味を有し、その結果馬鈴薯は小麦地帯を除き殆ど全地方に栽培されてゐる。タスマニヤは次いで、ニューサウスウェールズこれに次ぎ、これら三州の面積は一九三八―三九年の全濠洲の八〇％である。最近五年間の各州馬鈴薯作付面積、生産高及び一九三〇―三九年十年間平均生産高を次表に示す。

一九三七—三八	五、八三三	一、四七三	一、六五九	二、二六五	二、二七七	九、九九九	一〇一	四、三三三
一九三八—三九	五、三三三	八、四四五	一、九八三	一、八八三	二、六三三	八、九三三	一〇九	三、七三三
一九三〇—三九	四、三三三	一、三三三	一、八〇〇	一〇、一〇〇	三、一〇〇	九、三三三	六	三、七三三
十年間平均	四、三三三	一、三三三	一、八〇〇	一〇、一〇〇	三、一〇〇	九、三三三	六	三、七三三

(n) 北部領一エーカーを含む。

馬鈴薯の作付面積は長期間一四〇、〇〇〇エーカーを上下してゐたが、最近十年間には其面積は減少し、平均は一三〇、〇〇〇エーカーである。ビクトリアが主としてこの減少に關係があつたが、他の州はニューサウスウェールズの一五%減少以外は僅か變動したに過ぎなかつた。

馬鈴薯エーカー當り平均生産高 (噸)

年 度	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	南 洋 洲 都 府 領	洋 洲
一九三四—三五	二、三三	二、〇三	一、八三	四、一五	四、七三	一、二五	一、一三	二、一九
一九三五—三六	二、三三	二、〇三	一、八三	四、一五	四、七三	一、二五	一、一三	二、一九
一九三六—三七	二、三三	二、〇三	一、八三	四、一五	四、七三	一、二五	一、一三	二、一九
一九三七—三八	二、三三	二、〇三	一、八三	四、一五	四、七三	一、二五	一、一三	二、一九
一九三八—三九	二、三三	二、〇三	一、八三	四、一五	四、七三	一、二五	一、一三	二、一九
十年間平均	二、三三	二、〇三	一、八三	四、一五	四、七三	一、二五	一、一三	二、一九

他の國に比し南洋のエーカー當り平均生産高は極めて低い。例へば一九三八—三九年のニューギニアに於ては一八、〇三二エーカーからエーカー當り四・八六噸の平均生産高に達したが南洋では九八、〇四八エーカーからエーカー當り二・八〇噸である。

(三) 人口との關係 最近五年間の馬鈴薯の年平均生産高は人口千人に對して五〇噸であつた。タスマニアでは馬鈴薯生産高と人口との關係は他州よりは遙かに重要で、一九〇六—〇七年は一人當り約一噸であつたが最近五年間は平均八・二五噸であつた。一九三八—三九年終了五年間各

州の詳細は次表の如し。
(四) 消費量 最近五年間の南洋消費量は人口千人當り平均約四九噸であつた。この數字には種子用の分が含まれてゐる。種子用を除けば千人當り消費量は四三噸、即ち一人當り九六封度とならう。其故上記數字から見ればニューサウスウェールズ、クイーンズランド及び南洋は夫々需要額を生産しない爲、餘剰のあるタスマニア及びビクトリアから移入せねばならないのは明かである。

馬鈴薯 (人口千人當り) 生産高 (噸)

年 度	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	南 洋 洲 都 府 領	洋 洲
一九三四—三五	一、七	一、五	一、三	四、一	四、七	一、二	一、一	二、一
一九三五—三六	一、七	一、五	一、三	四、一	四、七	一、二	一、一	二、一
一九三六—三七	一、七	一、五	一、三	四、一	四、七	一、二	一、一	二、一
一九三七—三八	一、七	一、五	一、三	四、一	四、七	一、二	一、一	二、一
一九三八—三九	一、七	一、五	一、三	四、一	四、七	一、二	一、一	二、一

平常は少量の馬鈴薯が主として太平洋諸島及びバブアに輸出される。南洋に不足する場合は通常ニューギニアから供給される。最近五年間の貿易は下表の如し。

馬鈴薯收穫高 (一九三八—三九) (噸)

收 穫 種 高	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	南 洋 洲 都 府 領	洋 洲
一九三八—三九	一、七〇〇	一、五〇〇	一、三〇〇	四、一〇〇	四、七〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
一九三〇—三九	一、七〇〇	一、五〇〇	一、三〇〇	四、一〇〇	四、七〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇
十年間平均	一、七〇〇	一、五〇〇	一、三〇〇	四、一〇〇	四、七〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	二、一〇〇

第十一節 其他の根菜及び球根作物

一 概 説 二 輸出入額

馬鈴薯以外の根菜作物は南洋ではさほど栽培されず、一九三八—三九年の作付面積は僅か三七、九五八エーカーに過ぎない。最も主要なものは玉

馬鈴薯輸出入額

年 度	輸 入	輸 出	純 輸 出
一九三四—三五	一、八	一、一	一、一
一九三五—三六	一、九	一、二	一、二
一九三六—三七	一、三	一、三	〇
一九三七—三八	一、三	一、三	〇
一九三八—三九	一、三	一、三	〇

三 馬鈴薯收穫高

一九三八—三九年各州馬鈴薯收穫推定額は次表の如し。

葱、タウチサ、甜菜、蕪菁、甘薯である。玉葱、甜菜はビクトリアで最も廣く栽培されて、蕪菁はタスマニアに、タウチサ、甘薯はクイーンズランドに栽培される。一九三八—三九年の南洋玉葱總作付面積は六、七〇八エーカーで生産高一八、三七二噸、即ちエーカー當り二・七四噸の平均收穫があつた。一九三八—三九年度に於ける馬鈴薯、玉葱以外の根菜作物の作付面積は三一、二五〇エーカーで、生産高は一七、七一五噸、即ちエーカー當り五・四九噸の收穫があつた。前記の作付面積及び生産高は「市場向蔬菜園」の生産高を含まず、市場向蔬菜園に就ては第十七節「二」に記述。

二 輸出 入 額

國外貿易に於て相當額に達する主要根菜類は馬鈴薯を除いては玉葱である。最近五年間に八、四九五噸、一二四、八一四噸が主として日本、米國、ニュージーランド、エジプトから輸入され、輸出では同期間に一七、〇二八噸、一二三、五〇五噸が主としてニュージーランド、太平洋諸島、フィリピン諸島、カナダに積荷された。

第十二節 乾 草 (秣)

四六八

一 概説 二 外國との比較 三 輸出入額 四 乾草收穫高

一 概 説

(一) 作付面積及び生産高 既述の如く濠洲主要作物は穀物用小麦で次に重要なのは乾草である。一九三八―三九年度に乾草は總作付面積平均一三・八三%を占めた。歐洲諸國の大半では乾草は殆んどすべて牧草 (mow-top) であるが、濠洲では大部分が小麦、燕麥、ムラサキウマゴ

乾草作付面積及び生産高

年 度	積 (エーカー)				
	ウエーリス	ビクトリア	タインスランド	南 濠 洲	西 濠 洲
一九三四―三五	五七、四四四	一、六一、三三三	八六、四七七	五、一〇七	四、三二一
一九三五―三六	六八、八〇〇	一、一〇、〇六六	七二、三〇九	五、六〇六	四、四七五
一九三六―三七	七七、七〇七	一、八一、六三三	七九、七六八	五、九二七	四、六〇九
一九三七―三八	七九、五三三	一、〇七、〇六六	七九、六三九	五、三〇七	四、三九七
一九三八―三九	一、〇六、〇五五	一、〇四、五六一	七九、七三三	五、九三〇	四、八二七
十年間平均	七三、〇一〇	一、一〇、六六六	七九、七三三	五、三二二	四、三二一
年 度	生 産 高 (噸)				
	ウエーリス	ビクトリア	タインスランド	南 濠 洲	西 濠 洲
一九三四―三五	一、〇〇、六一	一、四四、三三四	一、四四、三三三	五、一一、一三三	四、三〇、七〇七
一九三五―三六	八七、七六六	一、四六、九五五	一、三三、六二七	五、六、六六六	五、四〇、七七一
一九三六―三七	九七、七九九	一、四四、〇九九	一、三三、七二七	五、一、〇〇〇	四、三三、六三三
一九三七―三八	一〇三、三〇九	一、四四、九五五	一、三三、二二八	六、七、三三三	四、三三、三三三
一九三八―三九	一、八一、三三四	一、三三、九五五	一、〇九、六六一	六、七、三三三	四、三三、三三三
十年間平均	九六、五五九	一、四三、二二七	一、三三、三三三	五、七、〇〇〇	四、三三、三三三

ヤシである。最近五年間の數州に於ける各種乾草作付面積は次の如し。種々の原因、主に穀類と乾草の價格の開きの大小及び穀類收穫季節の順不順により乾草栽培面積は可成變動しがちである。一九一五―一六年度の栽培面積三、五九七、七七エーカーは最高記録で、一九三八―三九年度終了十年間平均作付面積は二、九九四、四一四エーカーに達した。

乾草エーカー當り生産高 (噸)

年 度	ウエーリス	ビクトリア	タインスランド	南 濠 洲	西 濠 洲	タスマニア	濠洲首都領	濠 洲
一九三四―三五	一・一三	一・一六	一・六六	一・一〇	一・一一	一・五八	一・一三	一・〇一
一九三五―三六	一・一七	一・一八	一・七二	一・〇九	一・一〇	一・三〇	一・一三	一・一六
一九三六―三七	一・二二	一・一九	一・八二	一・〇八	一・〇九	一・五三	一・一三	一・一一
一九三七―三八	一・〇九	一・一五	一・七二	一・〇三	一・〇四	一・五三	一・一三	一・一五
一九三八―三九	一・一一	一・一〇	一・七二	一・〇三	一・〇四	一・三〇	一・一三	一・一〇
十年間平均	一・一七	一・一四	一・七二	一・〇七	一・〇八	一・四七	一・一三	一・一〇

(二) 平均生産高 最近十年間にタインスランド及びタスマニアは作付面積は少ないが、エーカー當り最高平均生産高を示してゐる。同期間の濠洲生産高の最低は一九二九―三〇年のエーカー當り二・一〇wt、最高は一九三二―三三年のエーカー當り二・六〇wtであつた。十年間平均は二・四〇wtであつた。一九三四―三五年乃至一九三八―三九年度の諸州に就ての詳細及び一九三八―三九年度終了十年間平均は次表に示す如し。

(三) 栽培品種 乾草用作物に關する報告は現在各州から入手し得る。最近五年間の詳細は次表の如し。

乾草用栽培品種及び作付面積 (エーカー)

品 種	一九三四―三五	一九三五―三六	一九三六―三七	一九三七―三八	一九三八―三九
ウエーリス	一、三三四	一、三三五	一、三三六	一、三三七	一、三三八
小 麥	三、七二、三三三	三、三三、六三三	三、五九、八五五	三、六八、三九九	三、五九、四七七
燕 麥	三、三三、一七三	三、三三、一七三	三、三三、一七三	三、三三、一七三	三、三三、一七三
大 麥	一、一三、一七三	一、一三、一七三	一、一三、一七三	一、一三、一七三	一、一三、一七三
ムラサキウマゴ	一、一三、一七三	一、一三、一七三	一、一三、一七三	一、一三、一七三	一、一三、一七三
其他	一、一三、一七三	一、一三、一七三	一、一三、一七三	一、一三、一七三	一、一三、一七三

計	南 濠 洲	西 濠 洲	タスマニア	濠洲首都領	濠 洲
計	五、三二二	四、三二一	一、三〇	一、一三	一、〇一
小 麥	三、七二、三三三	三、三三、六三三	一、一三	一、一三	一、一〇
燕 麥	三、三三、一七三	三、三三、一七三	一、一三	一、一三	一、一〇
大 麥	一、一三、一七三	一、一三、一七三	一、一三	一、一三	一、一〇
ムラサキウマゴ	一、一三、一七三	一、一三、一七三	一、一三	一、一三	一、一〇
其他	一、一三、一七三	一、一三、一七三	一、一三	一、一三	一、一〇

一 甘蔗

(一) 面積 砂糖製造用甘蔗は僅かにクインスランド及びニューサウスウェールズにのみ栽培され後者よりも前者に於て遙か廣汎に栽培される。一九三八—三九年瀛洲甘蔗栽培全面積三六八、四二九エーカーの中三四七、一九九エーカー、即ち約九四%をクインスランドが占めてゐる。クインスランドの面積の中二五一、八四七エーカーは壓搾用、一一、二五四エーカーは苗用として區別され、八四、〇九八エーカーは過熟又は未熟のため、その儘残された。瀛洲甘蔗栽培は一八六二年前後に、始められたと思はれる。それは農作物としての甘蔗の初期統計記録にはクインスランドに一八六二—六三年に栽培面積二〇エーカーがあると記されてゐるからである。

甘蔗栽培面積 (エーカー) 譯註—生産的は壓搾用、非生産的は苗用、過熟、未熟

年 度	ニューサウスウェールズ		クインスランド		計	
	生産的	非生産的	生産的	非生産的	生産的	非生産的
一九三四—三五	7,747	10,548	218,246	5,500	225,993	15,747
一九三五—三六	10,714	9,488	318,553	8,612	327,165	19,120
一九三六—三七	10,111	10,148	322,698	10,349	333,047	21,847
一九三七—三八	10,714	10,714	322,111	10,349	332,455	21,847
一九三八—三九	10,714	10,714	322,111	10,349	332,455	21,847
一九三〇—三九	9,104	10,714	322,111	10,349	332,455	21,847
十年間平均	10,104	10,714	322,111	10,349	332,455	21,847

(二) 生産的、非生産的甘蔗 右記の面積は綠草用に栽培された小面積は含まない。其の量は一九三八—三九間にクインスランドでは三、六〇二エーカーに達してゐる。甘蔗栽培全面積が一期間に壓搾用に入れられる譯ではなく、相當量の未熟及び過熟の甘蔗が常にあり、苗用にも少量利用されてゐる。其れ故最大作付面積が記録された年が必ずしも壓搾用の生産的甘蔗の最大面積を示すとは限らない。

(三) 甘蔗及び砂糖生産高 クインスランドの甘蔗生産高統計は一八九七—九八以前には不詳である。瀛洲に於ける一八九七—九八間の全生産高は一、〇七三、八八三噸であり、一九三八—三九間の五、六七八、八九四噸の最高生産高に對照される。一九三八—三九年間甘蔗平均生産高は四、七〇三、三九〇噸であつた。一九三二—三三年を除けば、一九三八—三九年間各年砂糖生産高は六〇萬噸を超え、十年間平均は六

五七、一〇六噸に及んだ。最近五年間の甘蔗及び砂糖總生産高に關する詳細は次の如し。一九三八—三九十年間平均をも共に示す。

甘蔗及び砂糖生産高 (噸)

年 度	ニューサウスウェールズ		クインスランド		計	
	甘蔗	砂糖	甘蔗	砂糖	甘蔗	砂糖
一九三四—三五	3,747	4,371	218,246	5,500	221,993	15,747
一九三五—三六	5,061	6,100	318,553	8,612	323,615	19,120
一九三六—三七	4,814	5,571	322,698	10,349	327,517	21,847
一九三七—三八	5,061	5,571	322,111	10,349	327,517	21,847
一九三八—三九	5,061	5,571	322,111	10,349	327,517	21,847
一九三〇—三九	4,211	5,061	322,111	10,349	326,322	21,847
十年間平均	4,711	5,571	322,111	10,349	332,455	21,847

瀛洲に於ける一九三八—三九年粗糖生産高は甘蔗五、六七八、八九四噸より八二二、〇八噸に達し、一九三七—三八年の最高記録額八一〇、三一九噸を凌駕した。クインスランドに於て製糖業其他に従事する者の數に關しては一九三八—三九年甘蔗栽培地及び製糖所従業者數が夫々七、八五

甘蔗及び砂糖 (エーカー當り) 生産高 (噸)

年 度	ニューサウスウェールズ		クインスランド		計	
	エーカー當り	砂糖噸當り	エーカー當り	砂糖噸當り	エーカー當り	砂糖噸當り
一九三四—三五	10.0	7.8	19.6	7.1	14.8	7.0
一九三五—三六	15.6	11.5	18.7	7.6	17.1	7.4
一九三六—三七	15.6	11.5	18.7	7.6	17.1	7.4
一九三七—三八	15.6	11.5	18.7	7.6	17.1	7.4
一九三八—三九	15.6	11.5	18.7	7.6	17.1	7.4
一九三〇—三九	13.0	11.5	18.7	7.6	17.1	7.4
十年間平均	13.5	11.5	18.7	7.6	17.1	7.4

五名及び四、六三一名であつたといふ以外には公式統計がない。併し一九三一年度糖業調査委員報告では糖業全部従業者數は二八、七三七名であつた。その他にニューサウスウェールズに於ける従業者がある譯であるが、その詳細は不明なるも、約二、〇〇〇名程度であらう。

一九三九—四〇年最終數字は未だ完全ではないが最近の推定數は甘蔗六、四〇〇、〇〇〇噸から粗糖九二八、〇〇〇噸の産出を示してゐる。

(四) 甘蔗及び砂糖平均生産高 氣候的變化のため、クインスランド及びニューサウスウェールズの作付面積、エーカー當り甘蔗平均生産高の比較は年単位による以外には正確を期し難い。ニューサウスウェールズでは甘蔗は二〇乃至二四ヶ月で成熟するのに對し、クインスランドでは一二乃至一四ヶ月で充分である。成熟期間の不同を考慮に入れれば、一九三三—三九年年終十年間收穫面積エーカー當り甘蔗平均生産高はニューサウスウェールズ一四、四六噸、クインスランド一七、九六噸であり、又同期間の砂糖のエーカー當り生産高は夫々一、八二噸、二、五二噸と推定される。前記の考慮を度外視すれば一九三三—三九年年終十年間の瀛洲甘蔗及び砂糖エーカー當り生産高は一九二八—二九年終十年間の一八、〇三噸及び二二、七噸に比して、一九、七三噸及び二、七六噸である。

(五) 甘蔗の含有量 砂糖一噸に要する甘蔗量は栽培品種、地方、氣候により一定しない。一九三三—三九年終了十年間には砂糖一噸を製するに甘蔗七・一五噸を要した。即ち甘蔗重量の一三・九九％であつた。タインランドに於ける甘蔗栽培の組織的研究及び栽培法並びに製糖法の改良の結果、甘蔗含有量は著しく増加し、一九三七—三八年には砂糖一噸を製するに僅か甘蔗六・七八噸を要するにすぎなかつた。これは世界で得られた最高含有量とされてゐる。一九二八—二九年終了十年間には瀛洲に於て砂糖一噸を製するに甘蔗平均七・九六噸を要したが、一九三八—三九年終了十年間には平均七・一五噸にまで減少した。

タインランドの砂糖試験所管理局はより優秀な栽培法、又は肥料、石灰等々のより科学的なる使用法を主唱呈示し、又は改良品種甘蔗の生産を計り製糖業者にこれを分配して有益なる貢献をなしてゐる。

(六) 人口に對する比率 最近五年間の瀛洲粗糖生産高は國內需要を充たして尙餘剰があり、同期間の平均生産高は人口一人當り二四四封度に達した。一九三四—三五年乃至一九三八—三九年間の詳細は次の如し。

州	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
ウエーリス	1,150	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
タインランド	1,150	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
計	2,300	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200

(七) 消費量 一九三八—三九年終了五年間の粗糖年平均消費量は三五九、八七二噸と推定される。即ち人口一人當り粗糖一八・三七封度、精糖にして一三・〇五封度に當る。ジャム、貯蔵果實、ミルク等に含まれて同期間に輸出された砂糖は上記数字から除かれてゐる。五年間の工場使用砂糖量は下表に示す。数字は場合により、完成品の含糖量に基く推定消費量を含んでゐる。工場として分類されぬもの使用砂糖に關しては詳細不明である爲、左記数量にはその分を缺いてゐる。

工場	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
炭酸水及清涼飲料水	6,450	7,450	8,450	10,450	11,450	12,450
ベーコン工場	6,450	7,450	8,450	10,450	11,450	12,450
パン製造所(ケーキ及製菓菓子を含む)	9,030	10,030	11,030	12,030	13,030	14,030
ビスケット	6,450	7,450	8,450	10,450	11,450	12,450
穀物食料	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000	16,000
煉乳及濃乳	7,500	8,500	9,500	10,500	11,500	12,500
糖蜜、アイスクリーム	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000
貯蔵用果糖	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000
計	87,700	97,700	107,700	117,700	127,700	137,700

(一) 作付面積及び生産高 ビクトリアは現在唯一の甜菜栽培州で、最近四年間及び一九三〇—三九年終了十年間作付面積及び生産高に關する詳細は次頁表に示す。

此の州に於ける他の農産物と同じく、一九三八—三九年は氣候條件が例外的に悪かつた爲、生産高は一九二六—二七年以來の低位に達した。砂糖一噸に要する甜菜の量は前年度の八・六四噸及び一九三八—三九年終了十年間平均七・九〇噸に比して八・九三噸であつた。

(二) 甜菜栽培の奨励 マカリストー河灌漑計畫は同地域に確實なる給

甜菜栽培面積及び生産高 (ビクトリア)

種	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	十年平均
收穫面積(エーカー)	1,365	1,336	1,337	1,338	1,339	1,337
生産高(噸)	11,150	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
平均收穫高(噸)	8.17	8.24	8.24	8.24	8.24	8.24
砂糖生産高(噸)	5,125	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100

水をなし、甜菜栽培の發展を可能ならしめた。上質の精白糖がマフラに於て製出され、相當多量の甜菜パルプ及び糖蜜が家畜飼料に當てられる。

三 砂糖奨励金

既刊本年鑑に砂糖奨励金及び砂糖消費税に關する各種法令に就て記載しあり(第六卷三九四—六頁参照)。

四 聯邦政府による砂糖買上

本件に關聯して聯邦政府の採つた措置に就ては同じく本年鑑に記載しあり(第一八卷七二〇頁参照)。

五 瀛洲に於ける砂糖協定、輸入禁止其他

一九二五年の聯邦政府及びタインランド政府との協定により、一九一五年九月に初めて採用された外國糖輸入禁止が一九二五年九月一日より三年間延長された。國內消費用粗糖価格は一噸に付二七磅に釘付けされ、その中一磅は砂糖局の管理費及び一般管理費に當て、尙或種砂糖消費者に特權を興へるに用ひられることとされた。輸入禁止は後に一九三一年八月一日迄向ふ三年間、事實上以前と同一條件で延期された。

聯邦政府は種々なる建議に應じて一九三〇年八月二十三日調査委員會を設置し本産業に關する報告を命じた。同委員會は種々の關係團體の代表

者八名より成り、その報告は一九三二年三月に作成され、一部分修正の上の協定更新が勧告された。新協定は、特に輸入禁止及び價格釘付に關して従前の諸條件を相當引繼いでゐる。果實加工産業への援助は製糖業よりの補助といふ形で年平均一八〇、〇〇〇磅から三二五、〇〇〇磅に増加された。同協定は一九三一年六月一日に調印され、一九三一年九月一日より五年間實施されることとなつた。併し一九三二年には聯邦政府と本業代表者達との協議により一九三三年一月一日から前記協定期間終了迄(即ち一九三六年八月三十一日)砂糖小賣價格を封度當り二分の一片引下げること協定された。同時に果實産業への補助額も二〇〇、〇〇〇磅に引下げること決定した。一九三六年九月一日以降五年間に互る協定を更新する爲一九三五年七月に聯邦政府及びタインランド州政府間に商議が行はれたが、其後一九四〇年五月に右協定は更に一九四六年八月三十一日迄五年間延長された。砂糖の卸賣及び小賣價格には變更はなかつたが、果實加工産業に對する補助金は一九三六年二一六、〇〇〇磅に増額された。

六 國際砂糖協定

製糖業者の九〇％を代表する二十一ヶ國の代表者達が一九三七年五月六日ロンドンに會して、一九三七年九月一日以降五ヶ年に互る世界砂糖生産及び販賣の統制に關する協定を行つた。同協定の目的は能率よき製糖者の生産原價(適當な利潤を含めた)を超えざる價格で砂糖の適當な供給を保證することである。その爲に各國に對し砂糖輸出年標準割當を行つたが、この割當は砂糖消費量の増加に比例して増加される。この方法及び貯蔵制限並びに消費促進手段による右協定實施のために設立された國際砂糖會議は砂糖の需要供給の平衡を保つ事が出来るであらうと期待されてゐる。最初の瀛洲割當輸出額は四〇〇、〇〇〇噸であつた。この額は英國植民地が其の割當量に達しない場合には増額される。その場合、右不足額は瀛洲を含む英領諸國に割當てられる。

葡萄栽培面積 (ヘクタール)

年 度	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	タインスランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	澳 洲
一九三〇—三九	一五,一三三	四,一〇七	一,九三六	五,三二九	五,七七七	—	一七,一三七
一九三〇—平均	一五,一三三	四,一〇七	一,九三六	五,三二九	五,七七七	—	一七,一三七
一九三〇—平均	一五,一三三	四,一〇七	一,九三六	五,三二九	五,七七七	—	一七,一三七

(a) 洋洲首都領ニエーカーを含む。

洋洲葡萄栽培面積は一八六〇年以來實質的膨脹を示してゐる。この發展は時々阻害され、一八九六年、一九〇四—一〇年間及び一九一四年に於ては減少を示したが、一九一四年以後は乾葡萄に適する品種の栽培が大なる役割を演じ、面積は六一、〇〇〇ヘクタールより絶えず増加し、一九二四—二五年には一一四、〇〇〇ヘクタール以上に達した。其の後幾分上下はあつたが、再び一九三八—三九年には一二六、五〇七ヘクタールの記録的面積にまで増加した。

(二) 葡萄産業に関する報告 葡萄産業の状況調査が聯邦開發局長官及び消費稅先任監督官、貿易關稅省によつて着手され、廣汎な報告が一九三一年七月十七日に議會に提示された。

(三) 葡萄酒生産高、獎勵金其他 葡萄酒生産高は土壤及び氣候の好適性から考へる程急速には増加しなかつた。それは主に二つの原因に依る。即ち第一に洋洲人は葡萄酒を好む國民ではない。その消費量は僅に二五〇萬ガロン即ち年一人當り〇・三ガロンであると推定され、従つて國內市場は限定されてゐる。第二に比較的新しく名の知られてゐない洋洲の葡萄酒が長年月に築かれた諸外國の著名な銘柄の葡萄酒と舊世界の市場で競争しなければならぬのである。洋洲葡萄酒を有名にする爲に不斷の努力が續

葡萄酒生産高 (ガロン)

年 度	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	タインスランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	澳 洲
一九三〇—平均	一,五九三,七三三	一,六三三,〇三九	一,九〇六,〇五〇	一,三〇三,七二七	一,〇〇三,〇三三	—	一六,三三四,六七七
一九三〇—平均	一,五九三,七三三	一,六三三,〇三九	一,九〇六,〇五〇	一,三〇三,七二七	一,〇〇三,〇三三	—	一六,三三四,六七七
一九三〇—平均	一,五九三,七三三	一,六三三,〇三九	一,九〇六,〇五〇	一,三〇三,七二七	一,〇〇三,〇三三	—	一六,三三四,六七七

(a) 洋洲首都領ニエーカーを含む (b) 洋洲首都領ニエーカーを含む。

葡萄酒輸入額

年 度	數量 (ガロン)		價 額 (英鎊)	
	葡萄酒	其他	葡萄酒	其他
一九三〇—平均	七、五八六	三、〇三三	一、七三三	四、三六六
一九三〇—平均	七、五八六	三、〇三三	一、七三三	四、三六六
一九三〇—平均	七、五八六	三、〇三三	一、七三三	四、三六六

(二) 輸 出 洋洲輸出葡萄酒の殆んど總べては英國に向けられ、約一九〇、〇〇〇ガロンが其他諸國に送られる。カナダ向輸出がカナダ、洋洲通商條約により増加してゐるが、上記量の大部分はニュージールランドが占めてゐる。一九三八—三九年にニュージールランドは一〇七、六四二ガロン、四二、六六二磅、カナダは七三、四〇九ガロン、二八、八〇八磅を洋洲より輸入した。

葡萄酒は戰時緊急措置による英本國政府との契約により賣却した物資に

けられ、強度を明記した酒精分の多い葡萄酒の輸出に對する聯邦獎勵金によりこの産業は著しく促進された。葡萄酒輸出獎勵金に關する詳細は後述第十八節に示す。ガロン當り一志九片の制で支拂ふ一九三〇年の葡萄酒輸出獎勵金は一九三四年の新法に代へられた。新法は、一九三七年二月二十八日終了二年間はガロン當り一志三片宛と定め、其の後は一九四〇年迄ガロン當り一片の減率となる。獎勵金は一九三九年の葡萄酒輸出獎勵金法によれば一九四五年二月二十八日に至る五年間、ガロン當り一志の割合で支拂はれる。一九三二年のオタワに於ける英帝國經濟會議に於て英國政府は洋洲産葡萄酒に對して特惠關稅を適用した。其の後外國及び英帝國産の葡萄酒輸入關稅率は戰時措置により増加した。

葡萄酒輸出額

(一) 輸 入 洋洲の主要葡萄酒輸入先はフランス、スペイン、ポルトガル及びイタリアで、沸騰性葡萄酒の大部分はフランスから来る。最近五年間の輸入額は次頁の表の如し。

含まれてゐない爲、他の貨物が船腹を先取するので、葡萄酒産業は非常な困難な状態に直面したのである。最近五年間の輸出額は次頁の表の如し。

年 度	數量 (ガロン)		價 額 (英鎊)	
	葡萄酒	其他	葡萄酒	其他
一九三〇—平均	一、〇〇三、〇三三	一、〇〇三、〇三三	一、〇〇三、〇三三	一、〇〇三、〇三三
一九三〇—平均	一、〇〇三、〇三三	一、〇〇三、〇三三	一、〇〇三、〇三三	一、〇〇三、〇三三
一九三〇—平均	一、〇〇三、〇三三	一、〇〇三、〇三三	一、〇〇三、〇三三	一、〇〇三、〇三三

其他葡萄酒産物

(一) 食卓用葡萄酒 食卓用葡萄酒はタスマニヤを除く全部の州に栽培されてゐるが、その栽培面積は葡萄生産的栽培面積の僅か七%を占めるのみで

食卓用葡萄生産高 (噸)

年 度	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	タインランド	南 洋 洲	西 洋 洲	南 洋 洲 諸 領 土	西 洋 洲	南 洋 洲
一九三四—三五	三,六八八	三,二二二	一,五〇〇	六四六	三,三〇四	三,三〇四	三,三〇四	三,三〇四
一九三五—三六	四,三二五	四,二二五	三,一八〇	五七〇	三,六六六	三,六六六	三,六六六	三,六六六
一九三六—三七	五,一〇七	三,七五〇	二,〇六六	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
一九三七—三八	五,〇七六	四,五七三	二,五九九	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七	三,七二七
一九三八—三九	四,〇三〇	四,〇八九	二,三三三	三,六六六	三,六六六	三,六六六	三,六六六	三,六六六

ある。本業の發達は主としてビクトリア及び南洋洲に於ける乾燥用(レーズン、カラント)の栽培による所が多い。最近五年間の食卓用葡萄生産高は下表の如し。

(二) レーズン及びカラント レーズン(サルタナ、レダシア種)及びカラント(概なし)の最近五年間各年生産高は下表の如し。一九三九—四〇年度生産高は記録的なもので九四,〇〇〇噸と概算され、その中六九,五〇〇噸がレーズン一八,〇〇〇噸がカラントである。

乾 葡 萄 (a) 生 産 高 (噸)

年 度	ニューサウスウェールズ		ビクトリア		南 洋 洲		西 洋 洲		南 洋 洲 諸 領 土		西 洋 洲	
	レーズン	カラント	レーズン	カラント	レーズン	カラント	レーズン	カラント	レーズン	カラント	レーズン	カラント
一九三四—三五	三,六八二	七,五七	八,八〇一	三,三〇四	九,五九九	三,〇三七	四,八八六	三,〇三七	三,〇三七	三,〇三七	三,〇三七	三,〇三七
一九三五—三六	四,一六八	八,〇〇	四,四三二	三,〇三六	五,八七二	一,六六六	三,一八〇	一,六六六	三,一八〇	三,一八〇	三,一八〇	三,一八〇
一九三六—三七	五,四二六	一,〇〇〇	七,六〇〇	二,〇三六	八,〇九九	七,七	一,六六六	一,六六六	一,六六六	一,六六六	一,六六六	一,六六六
一九三七—三八	六,一八九	一,一五	八,八〇八	二,〇三六	九,五九九	一,八七七	七,七	一,八七七	七,七	七,七	七,七	七,七
一九三八—三九	四,八三七	一,三三九	一〇,四〇一	二,〇三六	九,五九九	二,五九九	五,八八六	二,五九九	五,八八六	二,五九九	二,五九九	二,五九九
十年間平均	四,三三三	一,三三九	七,七五五	二,三三三	八,〇七七	二,三三三	三,六六六	二,三三三	三,六六六	二,三三三	二,三三三	二,三三三

(a) レーズンサルタナ種及びレダシア種を含む。

四 乾 葡 萄 の 輸 入 額

次頁表は最近五年間各年の乾葡萄の海外輸出入額を示す。一九二一年以來洋洲では国内消費に充分な乾葡萄を産出したのみならず、多額の輸出貿易を持続し得た。一九三八—三九年終了十年間年平均産額は約七〇,〇〇〇噸で、その中五三,五〇〇噸が輸出され、約一六,五〇〇噸が国内需要に當てられた。洋洲産乾葡萄の主要輸出先は英國、カナ

ダ及びニュージールランドであり、一九三八—三九年輸出額は夫々五一、二六五噸、一六、四二二噸、四、八〇三噸、即ち七〇%、二二%、七%である。カナダへの輸出額は一九二八—二九年四、六〇〇噸より一九三八—三九年一六、四二二噸に増加した。

五 戰 時 契 約

英國在荷賣残り乾葡萄及び輸途中のものは英國政府によつて買上げられ

乾 葡 萄 輸 入 額

年 度	輸 入		輸 出		純 輸 出	
	數量(噸)	價 額 (千磅)	數量(噸)	價 額 (千磅)	數量(噸)	價 額 (千磅)
一九三四—三五	(a) 二〇四	(a) 五,六八	一〇,四〇一	一,四七二,六六	一〇,一九七	一,四七二,六六
一九三五—三六	(b) 三〇	(b) 三〇	一〇,八五	一,五〇一,四六	一〇,八二〇	一,五〇一,四六
一九三六—三七	(b) 三〇	(b) 三〇	一〇,八五	一,五〇一,四六	一〇,八二〇	一,五〇一,四六
一九三七—三八	(b) 三〇	(b) 三〇	一〇,八五	一,五〇一,四六	一〇,八二〇	一,五〇一,四六
一九三八—三九	(b) 三〇	(b) 三〇	一〇,八五	一,五〇一,四六	一〇,八二〇	一,五〇一,四六

(a) 再輸入額 (b) 僅少量。

果 樹 園 面 積 (エーカー)

年 度	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	タインランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	南 洋 洲 諸 領 土	西 洋 洲
一九三四—三五	八七,〇三	五,五五	三,六六	三,一七	三〇,八一	三,七九	三,七九	三,七九
一九三五—三六	八三,〇三	五,六六	三,五五	三,一七	三〇,八一	三,七九	三,七九	三,七九
一九三六—三七	八七,八七	五,七〇	三,六六	三,一七	三〇,八一	三,七九	三,七九	三,七九
一九三七—三八	八七,八七	五,七〇	三,六六	三,一七	三〇,八一	三,七九	三,七九	三,七九
一九三八—三九	八七,八七	五,七〇	三,六六	三,一七	三〇,八一	三,七九	三,七九	三,七九

た。これらの滞貨には一九三九年度洋洲産が一四、三四三噸含まれてあつた。

一九四〇年度生産高中カナダ、ニュージールランドの需要を充たした餘剩額も同じく英國に賣られ、その量はカラント一八、〇〇〇噸、レーズン三三、〇〇〇噸であつた。

第十六節 果 樹 園

- 一 栽培の發達
- 二 作物の種類
- 三 主要果實
- 四 果實輸出入額
- 五 林業及び梨の買上

一 栽培の發達

果樹園の最大面積は一九三三—三四年に見られ、二八一、九八九エーカーに達した。最近五年間諸州に於ける果樹園面積は下表の如し。

二 作物の種類

(一) 概 説 栽培品種は州の地方により相異し、熱帯のパイナップル、パパイヤ、マンゴー及びパンジロウの如き果實より温帯の比較的寒い地方の莓、クロ莓及びカラントの如き果實に至る迄栽培される。ビクトリア栽培の主要品種は林檎、桃、梨、オレンジ、西洋李、杏である。ニュー

一九三八—三九 全五、六 廿、〇〇〇 三、一四三 元、六五三 三、一〇九 三、一五〇 卷 (a) 三、七三、三六

(a) 北部領五〇エーカーを含む。

サウスウェールズでは林檎、桃、西洋梨、梨、櫻桃、バナナが相当廣範圍に栽培されてゐるが、首位を占めるのは柑橘類(オレンジ、レモン其他)である。クインズランドではバナナ、パイナップル、林檎、オレンジ、桃、西洋梨、椰子の實が最も廣く栽培されてゐる。南濠洲は林檎、オレンジ、桃、西洋梨、椰子の外に巴旦杏及びオリブが多く栽培され、西濠洲では林檎、オレンジ、梨、西洋梨、桃、杏、無花果が主たる種類である。タ

果樹栽培面積 (一九三八—三九) (エーカー)

種 類	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クインズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	濠洲首都領	濠洲
林 檎	一七、〇二二	三、七、六〇	五、五七九	九、六六六	一三、〇三三	三、三三三	六	九七、五七一
杏	一、〇五五	三、二六	三、三三三	一、三三三	三、三三三	一、〇〇一	一	一一、六〇〇
バナナ	一、〇八七	—	八、六二	—	二、三三三	—	—	三、八八五
櫻 桃	三、三三三	一、二六	—	一、〇七〇	二	一〇一	—	六、〇五七
柑 橘 類	100,777	—	—	—	100,000	—	—	NO. BOX
オ レ ン ジ	—	—	—	—	—	—	—	—
蜜 柑	—	(a)	—	(a)	—	—	—	—
レ モ ン	—	—	—	—	—	—	—	—
其 他	—	—	—	—	—	—	—	—
油 桃 及 び 桃	—	—	—	—	—	—	—	—
胡 桃	—	—	—	—	—	—	—	—
パイナップル	—	—	—	—	—	—	—	—
西洋梨及び乾果	—	—	—	—	—	—	—	—

スマニヤでは林檎が果實栽培面積の約五分の四を占めるが、カラント、クローバ、スグリに如き小果實も廣汎に栽培され、残りの部分は梨、杏、西洋梨、櫻桃が占めてゐる。次表は主要果實栽培面積(精實、未精實を含む)及び果實生産高を示す。

(二) 面積 次表は一九三八—三九の總面積を示す。

種 類	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クインズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	濠洲首都領	濠洲
小 果 實	一、六七三	一、六〇六	二、七三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	—	五、一七三
其 他 果 實	—	—	—	—	—	—	—	七、五七
計	一、六七三	一、六〇六	二、七三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	—	一二、七四六

(a) オレンジ其他を含む。

(三) 生産高 (a) 數量 一八三八—三九の生産高は次表に示す。

果 實 生 産 高 (一九三八—三九)

種 類	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クインズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	濠洲首都領	濠洲
林 檎 (フレッシュ)	五、六、七、六	一、五、四、六	—	八、八、〇、〇	一、七、七、〇、〇	五、七、七、〇、〇	—	一一、一、一、〇、〇
杏 (タ)	一、五、〇、〇	三、五、〇、〇	—	三、三、三、三	六、七、〇、〇	一、〇、〇、〇	—	六、六、八、〇、〇
バナナ (タ)	一、五、〇、〇	—	—	—	三、三、三、三	—	—	三、三、三、三
櫻 桃 (タ)	二、七、〇、〇	—	—	—	八、八、八、八	—	—	二、六、八、六
柑 橘 類	11,110	—	—	—	—	—	—	—
オ レ ン ジ	—	—	—	—	—	—	—	—
蜜 柑	—	—	—	—	—	—	—	—
レ モ ン	—	—	—	—	—	—	—	—
其 他	—	—	—	—	—	—	—	—
油 桃 及 び 桃	—	—	—	—	—	—	—	—
胡 桃	—	—	—	—	—	—	—	—
パイナップル (打)	—	—	—	—	—	—	—	—
梨 (フレッシュ)	—	—	—	—	—	—	—	—
西洋梨及び乾果	—	—	—	—	—	—	—	—
小 果 實 (cwt)	—	—	—	—	—	—	—	—

(b) 總價額 一九三八—一九三九年各種果實生産總價額は次表の如し。

果實生産總價額 (一九三八—一九三九) (磅)

種類	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タ ス マ ニ ヤ	澳 洲 首 都 領	計
林 檜	五、六、六〇	四、五、七六	一、二、五三一	一、八七、五五五	六、五、二八八	一、五七、四〇〇	八、八五	一、六六、六八七
杏	六、三、〇〇	六、九、〇〇	六、三、三三	一、二、五二〇	三、九、〇〇	三、〇、八〇〇	一、〇、〇〇	三、八、六八七
バナナ	八、四、〇、八〇	一、〇、〇、〇〇	一、〇、〇、〇〇	一、〇、〇、〇〇	一、〇、〇、〇〇	一、〇、〇、〇〇	一、〇、〇、〇〇	一、三、〇、八八七
枇杷類	一、〇、六、七〇	一、〇、六、七〇	一、〇、六、七〇	一、〇、六、七〇	一、〇、六、七〇	一、〇、六、七〇	一、〇、六、七〇	一、七、六、四〇
オレンジ	八、九、六、〇〇	三、四、六、六	二、六、六、六	一、八、八、八	一、〇、一、〇	一、〇、一、〇	一、〇、一、〇	一、六、六、六
蜜柑	八、七、〇、〇	六、一、三三	一、二、六、六	五、二、四、八	八、五、七	一、〇、一、〇	一、〇、一、〇	一、六、六、六
レモン	八、三、五、〇	三、三、七四	八、五、〇〇	一、九、三、〇	一、五、七、五	一、〇、一、〇	一、〇、一、〇	一、六、六、六
その他	三、八、八、〇	一、七、一七	三、〇、〇	二、二、二	一、〇、一、〇	一、〇、一、〇	一、〇、一、〇	三、三、七、七
油桃及び桃	三、七、〇、〇	三、九、六、六	三、九、六、六	三、九、六、六	三、九、六、六	三、九、六、六	三、九、六、六	一、六、六、六
胡桃	三、三、五、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	三、三、七、七
パイナップル	一、〇、一、〇	一、〇、一、〇	一、〇、一、〇	一、〇、一、〇	一、〇、一、〇	一、〇、一、〇	一、〇、一、〇	一、〇、一、〇
梨	一、九、六、〇	三、一、二、二	八、五、〇	三、〇、五、五	六、一、一、一	六、七、〇、〇	九、七、七、七	六、六、六、六
西洋李及び乾果	二、一、九、〇	三、九、六、六	三、二、二	三、九、六、六	三、二、二	三、九、六、六	三、二、二	三、三、六、一
小果	一、二、〇、〇	二、二、二	一、八、八	一、九、九	二、〇、〇	一、七、七	一、三、三	三、三、六、六
其他	四、六、六	一、六、六	七、七	一、六、六	二、二、二	一、三、三	一、三、三	三、三、六、六
計	三、一、〇、一、〇	一、六、六、六	一、一、一、一	六、六、六	六、六、六	一、一、一、一	一、一、一、一	六、六、六、六

三 主要果實

(一) 面積 一九一三—一九一四年及び最近五年間各年主要果實栽培面積は次頁の如し。

(二) 生産高 (a) 數量 次頁の表は同期間の濠洲栽培主要果實總生産高を示す。

主要果樹栽培面積 (エーカー) (結實、未結實を含む)

年 度	林 檜	バナナ	柑 橘 類	桃	梨	西洋李 (a)
一九一三—一四	五、五七	七、七	三、八〇〇	一、六	九、七	八、〇一〇
一九一四—一五	一、〇、〇、〇	三、六、九	四、九、七	三、九、〇	一、〇、〇、〇	一、五、七、一
一九一五—一六	一、〇、〇、〇	三、六、九	四、九、七	三、九、〇	一、〇、〇、〇	一、五、七、一
一九一六—一七	一、〇、〇、〇	三、六、九	四、九、七	三、九、〇	一、〇、〇、〇	一、五、七、一
一九一七—一八	一、〇、〇、〇	三、六、九	四、九、七	三、九、〇	一、〇、〇、〇	一、五、七、一
一九一八—一九	一、〇、〇、〇	三、六、九	四、九、七	三、九、〇	一、〇、〇、〇	一、五、七、一

主要果實生産高 (ブッシュセル)

年 度	林 檜	バナナ	柑 橘 類	桃	梨	西洋李 (a)
一九一三—一四	五、〇〇、一、七六	八、四、八、八	一、六、八、二	九、〇、一、四	五、二、二、七	六、二、五、三
一九一四—一五	九、五、六、一、一	二、五、〇、六	五、〇、七、四	三、一、一、〇	一、〇、〇、〇	一、一、一、一
一九一五—一六	九、五、六、一、一	二、五、〇、六	五、〇、七、四	三、一、一、〇	一、〇、〇、〇	一、一、一、一
一九一六—一七	九、五、六、一、一	二、五、〇、六	五、〇、七、四	三、一、一、〇	一、〇、〇、〇	一、一、一、一
一九一七—一八	九、五、六、一、一	二、五、〇、六	五、〇、七、四	三、一、一、〇	一、〇、〇、〇	一、一、一、一
一九一八—一九	九、五、六、一、一	二、五、〇、六	五、〇、七、四	三、一、一、〇	一、〇、〇、〇	一、一、一、一

(b) 價額 同期間の主要果實生産價額を次表に示す。

年 度	林 檜	バナナ	柑 橘 類	桃	梨	西洋李 (a)
一九一三—一四	一、一、一、一	一、一、一、一	七、七、七	一、一、一、一	三、三、三	一、一、一、一

(a) 乾果を合む。

年 度	輸 入	輸 出	純 輸 入
一九三四—三五	三,五八,五六	一,七四,一〇	三,四一,四五
一九三五—三六	二,五〇,六一	一,五五,六三	九四,三八
一九三六—三七	二,七四,三三	一,六六,五九	一,〇七,七四
一九三七—三八	二,八六,四五	一,七二,三〇	一,一四,一五
一九三八—三九	三,七七,八七	一,九六,九二	二,八一,九五

四 果實輸出入額

(一) 概 説 生果及び乾果はいづれも相當に輸出されてゐる。生果の輸入は一九二〇—二一年に封度當り一片の關稅が濠洲の主要輸入生果であつたバナナに對して課せられた時には減額したが、一九三二年オタワで行はれた協定の規定により年に四萬セントルのバナナをセントル當り二志六片の稅率でフィジーより輸入することを承認した。現在の輸入乾果は主に椰子の實である。生果及び乾果の輸出は相當額に上つてゐる。一九三

八—三九年積荷價額は夫々二、〇二二、九三六磅及び二、八六四、八一九磅に達してゐる。柑橘類果實及び梨が相當量輸出されてゐるが、輸出生果の大部分を占めてゐるのは林檎である、又他の果實の輸出に關しても種々試みが行はれてゐる。乾葡萄の積荷は一九一四—一五年以來大に増加し、乾果輸出額の増加は主にこれに依存してゐる。乾杏も亦輸出額に含まれてゐる。

(二) 生 果 生果の外國貿易に關する報告を次に示す。

生 果 輸 入 額

年 度	輸 入		輸 出		純 輸 入	
	數 量 (封度)	價 額 (磅)	數 量 (封度)	價 額 (磅)	數 量 (封度)	價 額 (磅)
一九三四—三五	三,三三,〇〇〇	一,〇三,七〇	三,八〇,〇〇〇	一,〇三,二六	四六,九〇〇	一,〇三,四四
一九三五—三六	三,七〇,〇〇〇	一,八,九〇〇	三,五七,〇〇〇	三,〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
一九三六—三七	三,〇〇,〇〇〇	一,九,六六	三,〇〇,〇〇〇	一,〇一,〇〇〇	〇	一,〇〇,〇〇〇
一九三七—三八	三,三三,〇〇〇	三,三三,〇〇	三,三三,〇〇〇	三,三三,〇〇〇	〇	三,三三,〇〇〇
一九三八—三九	六,六八,〇〇〇	三,九八,〇〇〇	三,三三,〇〇〇	三,三三,〇〇〇	三,三三,〇〇〇	三,三三,〇〇〇

(三) 林 檎、梨、柑 橘 類 輸 出 額 最近五年間各年の林檎、梨、柑橘類果實の輸出數量及び價額を次表に示す。

林 檎、梨、柑 橘 類 果 實 輸 出 額

年 度	林 檎		梨		柑 橘 類 果 實	
	數 量 (セントル)	價 額 (磅)	數 量 (セントル)	價 額 (磅)	數 量 (セントル)	價 額 (磅)
一九三四—三五	一,七五,三三	一,〇〇,九一	三,五〇,六六	三,〇〇,〇〇	三,三三,〇〇	三,三三,〇〇
一九三五—三六	二,〇〇,〇〇	一,〇〇,〇〇	三,七〇,〇〇	三,〇〇,〇〇	一,〇〇,〇〇	一,〇〇,〇〇
一九三六—三七	一,八〇,〇〇	一,〇〇,〇〇	三,六〇,〇〇	三,〇〇,〇〇	三,〇〇,〇〇	三,〇〇,〇〇
一九三七—三八	一,九〇,〇〇	一,〇〇,〇〇	三,七〇,〇〇	三,〇〇,〇〇	三,〇〇,〇〇	三,〇〇,〇〇
一九三八—三九	二,一〇,〇〇	一,〇〇,〇〇	三,八〇,〇〇	三,〇〇,〇〇	三,〇〇,〇〇	三,〇〇,〇〇

(四) 乾 果 最近五年間の乾葡萄以外の乾果輸出入數量及び價額は次の如し。全輸入額の約九〇%は椰子で之は殆ど全部イラクより輸入された。

乾 果 (a) 輸 入 額

年 度	輸 入		輸 出		純 輸 入	
	數 量 (封度)	價 額 (磅)	數 量 (封度)	價 額 (磅)	數 量 (封度)	價 額 (磅)
一九三四—三五	一,一七,〇〇	六,〇〇	五,七〇,〇〇	一,〇〇,〇〇	七,〇〇,〇〇	七,〇〇,〇〇
一九三五—三六	一,一三,三三	六,九〇	一,一三,三三	一,〇〇,〇〇	〇	一,〇〇,〇〇
一九三六—三七	一,〇一,九七	七,六〇	一,〇一,九七	一,〇〇,〇〇	〇	一,〇〇,〇〇
一九三七—三八	一,一七,〇〇	六,〇〇	一,一七,〇〇	一,〇〇,〇〇	〇	一,〇〇,〇〇
一九三八—三九	一,一〇,〇〇	六,〇〇	一,一〇,〇〇	一,〇〇,〇〇	〇	一,〇〇,〇〇

(a) 第十五節「四」葡萄類には別記の乾葡萄を除く。

(五) ジャム及びゼリー ジャム及びゼリーは一九一四—一九九年の大戦中に多量に輸出され、一九一八—一九九年には數量七九、二七七、五六〇封度、價額一、八四七、九七〇磅といふ記録的積荷が行はれた。併し同

年以後本貿易は下向し、一九三八—三九年の輸出額は僅か二六二、四八六磅に達したに過ぎなかつた。最近五年間各年輸出入額に關する詳細は次の如し。

年 度	輸 入		輸 出		純 輸 入	
	数 量 (封度)	價 額 (ポンド)	数 量 (封度)	價 額 (ポンド)	数 量 (封度)	價 額 (ポンド)
一九三三—三六	50,333	1,325	2,949,105	5,855	2,946,156	5,530
一九三六—三七	58,455	1,910	7,019,121	1,776	6,017,245	1,242,876
一九三七—三八	58,455	2,330	5,481,510	10,733	5,470,777	1,000
一九三八—三九	80,799	2,661	6,106,324	11,355	6,094,969	1,632

(六) 貯蔵果實 輸入された貯蔵果實の数量及び價額に關する詳細は容易には得られない。それは關稅統計表中果實及び蔬菜に關する事項が場合により一つにされてゐる爲である。一九三三—三九年度に輸入された貯蔵果實及び蔬菜、液汁漬又は果肉の總價額は五九、七八一磅即ち濠貨七四、八七六磅であつた。一九三三—三九年度輸出は次の如し—杏九、四八四、一一八封度、一六一、三五八磅、桃四、三八二、九八〇封度、六二七、七四八磅、梨二〇、八五八、一七九封度、三三二、六六八磅、パイナップル三、四四九、二二一封度、七二、四九九磅、其他一〇、九二二、六九二封度、二一八、七〇二磅、即ち總輸出額は一、四二二、九七五磅である。

五 林檎及び梨の買上

林檎、梨産業の發達は輸出の膨脹に依つてゐる。即ち國內需要を充たす爲には濠洲輸出額の半分と少しで足りる。戰爭による輸出杜絶は、本事業に非常な負擔を與へ、建議の結果聯邦政府は斯くの如き混亂を最低限度に止める爲法令を發布した。そして同法令に基き、販賣及びその統制を援助する爲に委員會が設けられ、一方聯邦銀行との間に金融協定が取極められた。下表は一九四〇年五月三十一日現在の收穫數量、販賣高及び手持在荷數量を示す。

類 別	林 檎 (ブッシュ)	梨 (ブッシュ)
濠洲内販賣數量	1,855,859	520,525
外國輸出數量	1,266,611	132,181
工場使用數量	109,101	—
販賣不能數量	1,100,000	—
手持在荷	1,111,808	117,174
收穫高合計	6,830,576	2,774,110

第十七節 其他作物

- 一 概説 二 市場向蔬菜園 三 牧草及び其他種子 四 烟草 五 南瓜及びメロン 六 ホップ 七 亞麻 八 黍 九 種苗園 一〇 棉花 一一 コーヒー 一二 其他作物

概 説

前記諸作物の他に尙多くの作物があるが、その性質上、又は栽培が單に試験的である點から、さして重要な地位を占めてゐない。その中で比較的重要なもの即ち市場向蔬菜、南瓜及びメロン、種苗、牧草種子、烟草並びに黍である。棉花の栽培はクインズランド熱帯地方で相當の注目を惹き、棉花栽培業確立の見込は有望である。前記以外の諸作物の一九三三—三九年度栽培總面積は二八二、二〇八エーカーである。その大部分は棉花、市場向蔬菜、牧草種子、南瓜及びメロン、カナリヤ・シード實 (Canary seed) 並びに烟草である。

市場向蔬菜園栽培面積 (エーカー)

年 度	ニューサウス	ビクトリア	クインズランド	南 濠 洲	西 濠 洲	タスマニア	濠洲首都領	濠 洲
一九三四—三五	6,626	10,764	8,101	1,628	11,018	8,628	11	1,115
一九三五—三六	7,018	10,631	6,550	1,555	11,018	8,331	5	1,101
一九三六—三七	7,335	10,760	1,101	1,555	11,018	8,331	4	1,101
一九三七—三八	7,368	19,819	5,077	1,555	11,018	8,331	4	1,101
一九三八—三九	7,368	22,058	1,555	1,628	11,018	8,331	4	1,101

三 牧草及び其他種子

種子用作物栽培面積の詳細は正確に測定し得ない。蓋しウマゴヤシ (和關ゲンゲ)、ムラサキウマゴヤシ等の如きものの種子は二度目刈りの際得られるからである。種子の生産高は一九三三—三九年度は五七四、五五〇ブッシュであるが、ニューサウスウェールズの詳細は不詳である。

四 煙 草

烟草栽培は濠洲農業中に、重要な地位を占めるものと以前に豫期されて

二 市場向蔬菜園

この標題の下には、種々な蔬菜を混作してゐる土地の全部が含まれる。例へば馬鈴薯、玉葱、メロン、トマト等の如き單一蔬菜の栽培に相當な面積が使用されてゐる場合には、その數字は通常市場向蔬菜園には含めず、特掲の項又は「其他の根菜」、「其他の全作物」の如き一般的項目の下に記される。最近五年間各年の市場向蔬菜園の面積は次の如し。

わた。かくて早くも一八八八—八九年に栽培面積は六、六四一エーカーに達した。その中四、八三三エーカーはニューサウスウェールズ、一、六八五エーカーはビクトリア、一二三エーカーはクインズランドであつた。併し右の豫期通りに行かず、幾多の變動を経、その間にビクトリアの栽培面積は一八九五年に二、〇〇〇エーカー以上、クインズランドは一、〇〇〇エーカー以上に増加したが、總面積は著るしく減少した。

烟草試作の行はれた凡ての州の土壤及び氣候は、烟草の成育に適當の如く、且つ各種烟草の大量輸入を見ても、相當量の國內生産物を消化し得る見込である。一九三三—三九年度の烟草純輸入總價額は、一、九八二、九一三ポンド、未加工烟草純輸入額は二二、二三七、三三四封度、二、一七一、

一八六磅であつた。
 次表は一九三〇—三一年以後各年の煙草栽培面積及び生産高の細目を
 州別に示す。以前發表した表では季節に關し稍不統一であつたが、次表

煙草栽培面積及び生産高

年 度	面 積 (エーカー)					計
	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	
一九三〇—三一	5,077	22,650	8,635	△	△	36,362
一九三一—三二	28,699	22,199	8,877	△	△	60,075
一九三二—三三	22,150	13,818	8,008	△	△	44,076
一九三三—三四	1,189	8,200	12,021	△	△	21,410
一九三四—三五	5,030	7,732	11,177	△	△	23,939
一九三五—三六	9,340	5,840	7,375	△	△	22,555
一九三六—三七	6,351	5,435	5,811	△	△	17,402
一九三七—三八	6,100	4,766	3,770	△	△	14,642
一九三八—三九	6,329	2,599	3,550	△	△	12,478
計	117,006	117,006	117,006	117,006	117,006	470,024

年 度	乾葉煙草生産高 (噸)					計
	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	
一九三〇—三一	2,999,386	1,366,000	2,020,000	1,996,811	2,000,000	11,382,207
一九三一—三二	2,233,333	2,233,333	2,233,333	2,233,333	2,233,333	11,382,207
一九三二—三三	2,233,333	2,233,333	2,233,333	2,233,333	2,233,333	11,382,207
一九三三—三四	2,233,333	2,233,333	2,233,333	2,233,333	2,233,333	11,382,207
一九三四—三五	2,233,333	2,233,333	2,233,333	2,233,333	2,233,333	11,382,207
一九三五—三六	2,233,333	2,233,333	2,233,333	2,233,333	2,233,333	11,382,207
一九三六—三七	2,233,333	2,233,333	2,233,333	2,233,333	2,233,333	11,382,207
計	11,382,207	11,382,207	11,382,207	11,382,207	11,382,207	470,024

(a) 濠洲首都領一四エーカーを含むも同地よりの産出なし (b) 生産なし。
 一九二九年に下院は濠洲煙草業に關する報告の爲、特別委員會を組織し
 た。同委員會の報告は一九三〇年七月一日に提出され、其の多くの報告中
 の一つに煙草調査委員會の設立に關するものがあつた。そこで、調査委員
 會が組織され、聯邦政府と英濠煙草會社が共同融資し、前記會社は政府と
 等分支出の條件で三、〇〇〇磅迄の出資を引受けた。一九三三年に他の委
 員會が組織された。經濟的、科學的研究を繼續する爲に五ヶ年間毎年二萬
 磅の金額を州に補助すべしとの一九三三年十一月十六日付提出報告による
 同委員會の勧告が採用され、前記金額は其後五年間分與された。年割當額
 は科學産業研究委員會に五、〇〇〇磅、ニューサウスウェールズ、ビクト
 リヤ、クイーンズランド各州に三、七五〇磅、南洋洲、西洋洲、タスマニヤ
 各州一、二五〇磅であつた。同期間末に聯邦政府は更に五年間支給をなす
 こととし、一九三九年に始まる割當額は一五、〇〇〇磅で、一九四三年に
 一〇、〇〇〇磅になる迄、毎年一、二五〇磅宛減額される。五年間總額は
 六二、五〇〇磅に達し、割當額は次の如し—科學産業研究委員會二五、〇
 〇〇磅、ニューサウスウェールズ五、二五〇磅、ビクトリア七、五〇〇磅、
 クイーンズランド九、七五〇磅、南洋洲三、〇〇〇磅、西洋洲九、〇〇〇磅、
 タスマニヤ三、〇〇〇磅。科學産業研究委員會は病害抵抗品種の研究と共
 に、煙草の疾病を調査し、煙草性の試験を行つてゐる。同委員會は既に今
 日迄青黴を防ぐ有效なる方法の發見に成功して居る。従つて本産業の發展
 は今迄より更に健全なる方向に進むであらう。各州は病害防止、淘汰、生
 産高及び品質の改良に關する實地調査を實行し、指導、教育及び實驗に關
 する事業を行つてゐる。
 一九三八—三九年に葉付葉が濠洲の煙草工場で二、〇〇〇萬封度使用さ
 れた。その中國産は四五〇萬封度、其他は主にアメリカから輸入された。

の數字は年度毎に比較し得るもので、各年度の變動を確實に反映してゐ
 る。

戰時措置として煙草栽培業を擴張することが要望されてゐる。この擴張
 豫想目標は面積一五、〇〇〇エーカー、生産高約九〇〇萬封度である。こ
 の目標をもつて栽培者、政府技術員及び製造業者の會議が一九四〇年に開
 かれた。そして製造業者は現在數量を倍加する建前で適當なる國産葉煙草
 を購入することとなつた。

五 南瓜及びメロン

一九三八—三九年栽培總面積は三〇、六七七エーカーで、その中ニュー
 サウスウェールズが五、一五三エーカー、ビクトリアは一、四二九エーカー
 一、クイーンズランドは二二、二六六エーカー、南洋洲は四一〇エーカー、
 西洋洲は四〇七エーカー、タスマニヤは一〇エーカー、濠洲首都領が二エ
 ーカーで、濠洲生産高は八一、一〇一噸に達した。

六 ホ ッ プ

濠洲に於けるホップ栽培は事實上タスマニヤ及びビクトリアの冷涼な地
 區に限られる。一九三八—三九年度栽培總面積は、一、〇一五エーカー、
 その中タスマニヤ九五一エーカー、ビクトリア一三五エーカー及び西洋洲
 小地域の一九エーカーである。タスマニヤの栽培面積は未だ僅少ではある
 が、本世紀になり増加した。一九〇一—〇二年の總計は五九九エーカーであ
 つた。ビクトリアでは一九〇一—〇二年には三〇七エーカーで、一九一八
 —一九年には七一エーカーに減少し、一九二五—二六年に再び三一二エー
 カーに上昇し、一九三八—三九年には一三五エーカーに下降した。ホップ
 栽培はビクトリアに於ては五〇年程前には現在よりも遙かに廣く栽培さ
 れ、一八八三—八四年の栽培面積は一、七五八エーカーであつた。一九三

八一三九年度のホップの輸入超過額は一七五、〇四七封度、一一、二二二二磅であつた。それは全部ニュージーランドから輸入された。

七 亞 麻

亞麻はビクトリアのギブスランドに多年時々に栽培され、タスマニヤ、ニューサウスウェールズでも亞麻栽培を行ふために種々企てられたが失敗に終つた。一九一七年末に亞麻纖維の不足が甚しく、聯邦政府に依り國內栽培を奨励する爲種々の努力が行はれた。ビクトリアに於ける栽培面積は一九一七—一八年四一九エーカーより一九一九—二〇年一、六一一エーカーに増加したが、一九二八—二九年には一七九エーカーに低下した。一九三〇年に採用された奨励金の結果、面積は一九三〇—三一年には一、二一六エーカーに増加したが、この増加は其後繼續しなかつた。併し一九三八—三九年には、本業確立のために新たな企てが行はれ、前年度の一、一六七エーカーに比して、一、三五八エーカーが本州に栽培された。南瀛洲に於ては四エーカーから亞麻實六cwt、價額七磅採取された。

亞麻仁産業は近年では一回即ち一九三三年及び一九三六年に調査された。(既刊本年報第三二卷六五八頁参照)。

一九〇七—一八年及び一九三五年二月二十八日終了五年間に瀛洲栽培亞麻及び亞麻仁に對して奨励金が下附された。同期間中の奨励金給與總額は夫々二、三三六磅及び二、八三九磅である。

戰時措置として亞麻栽培業は急速に發展しつゝある。歐洲諸國からの亞麻供給の杜絶のため英帝國は軍需及び民需用の亞麻の不足を経験してゐる。瀛洲の亞麻作付面積を八、〇〇〇エーカーに増加することを協定したのが更に一、三〇〇エーカーが計畫されてゐる。纖維及び麻屑は協定價格に依つて英國政府に賣却することになつてゐる。

八 黍

黍は三州の統計表に表はれてゐる。一九三八—三九年栽培總面積は四、〇五七エーカーで、その中ニューサウスウェールズ二、八六八エーカー、

ビクトリア六二四エーカー、クインズランド五六五エーカーであつた。上記數字は穀用及び纖維用として栽培された黍であつて、綠草としての數量はそれに關する項に記してある。

九 種 苗 園

各州に於てかなり多くの面積が種苗園とされてゐる。花卉、果樹等々の栽培面積に關する數字は、ニューサウスウェールズ、ビクトリア、南瀛洲、西瀛洲、タスマニヤでは判明してゐる。一九三八—三九年のこれら各州の栽培面積は夫々八四二エーカー、一、二二九エーカー、一七七エーカー、一九〇エーカー、三三〇エーカーである。

一〇 棉 花

(一) 概 説 瀛洲の棉花生産はクインズランドに限られてゐる。同州では一八六〇年に栽培を始めたのであるが、十年後に、その作付面積は一四エーカーより一四、〇〇〇エーカー以上に増加した。南北戰爭後に於ける米國棉花の歐洲市場への再出現はこの新しい産業に激しい打撃を與へたので、栽培面積は連續的に低下し一八八八年には僅か三七エーカーになつた。其後本産業は復活し、小規模な紡績業がイブスウィッチに於て二回企てられたが、數年間の安値の爲に發展が妨げられた。

(二) 奨励金其他 一九一三年にクインズランド政府は實棉一付度に付一・五片の補助金を與へ、それを費用生産者持ちで繰繰すれば、結局は一付度當り約一・七五片の收入となつた。價格の騰貴により政府は良質の實棉に對して一九二三年七月三十一日迄の三年間に付度當り五・五片を保證した。その爲に、收穫面積は一九二〇年の一六六エーカーから一九二四年の五〇、一八六エーカーに増加した。保證は一九二六年迄繼續されたが、同年聯邦政府は等級に應じて、付度當り〇・七五片から一・五片の奨励金を給與することになつた。更に紡績業は國內栽培棉五〇%を混入した綿布に對し等級別奨励金を與へた。併しこの奨励金は一九三二年六月三十日以後は中止された。棉花栽培業は其後更に一九三四年の奨励法によつて

補助された。同法は補助期間を一九四〇年に延長し、且つ奨励金の率を變更を加へた。

一九四〇年の原棉奨励金は一九四五年十二月三十一日終了迄五年間、補助を延長することを規定してゐる。

(三) 棉花栽培業の發展 瀛洲の軍需及び民需用原棉に對する要求増加のため、生産が活潑になつた。現在瀛洲では需要額の三分の一が生産されるに過ぎない。主として米國及び印度より輸入されてゐる原棉への瀛洲の依存性を減少する爲に努力されてゐる。耕地面積の擴張及び灌溉の利用によつて生産を増加することとなつてゐる。棉花紡績及び紡績に關聯する産業の發展に就ては第十八章「工業」に記述。

一九二九年以降クインズランド栽培面積及び生産高は下表の如し。

一 一 一 一 一 一

コーヒーが多少栽培されてゐる州はクインズランドのみであるが、未だ満足な結果は得られてゐない。その栽培面積は一九〇一—二一年に五四七エーカーの最高に達した。其後變動はあつたが、全體として下向的であり、一九三八—三九年には僅か一九エーカー、生産高は九、九八〇封度であつた。

二 二 二 二 二 二

瀛洲に栽培される其他作物にはトマト、ルバーブ、朝鮮蓴、葛、キクヂナ及び花卉がある。

第十八節 奨 勵 金

- 一 奨励金
- 二 其他の經濟的援助

一九四〇年六月三十日終了年度の聯邦政府支給奨励金は二八九、一〇七磅に達した。右金額は諸奨励金法に基いて給與されたものに限り、其他の

クインズランド棉花栽培面積及び生産高

九月終了期	收穫面積 (エーカー)	棉 花		實 績		實 績	
		實績(封度)	總績(封度)	實績(封度)	總績(封度)		
一九二九	一五,000	八,000,000	二,500,000	五,000	五,000		
一九三〇	三三,000	一七,000,000	五,600,000	一一,000	三,000		
一九三一	三三,000	一五,000,000	四,000,000	九,000	三,000		
一九三二	二九,000	一六,000,000	二,000,000	五,000	三,000		
一九三三	六三,000	一七,000,000	五,500,000	一〇,000	三,000		
一九三四	四四,000	一六,000,000	八,000,000	一七,000	六,000		
一九三五	四四,000	一六,000,000	七,000,000	一七,000	六,000		
一九三六	六三,000	一六,000,000	六,000,000	一三,000	三,000		
一九三七	五三,000	一六,000,000	四,000,000	一〇,000	三,000		
一九三八	六三,000	一六,000,000	四,000,000	一〇,000	三,000		

(a) 五〇〇封度俵。

二 其他の經濟的援助

前述の奨励金下附の他に經濟的援助が聯邦政府により小麦栽培者、果樹栽培者及び其他原始産業生産者の救済の爲に行はれたが、牛扁益撲滅、バナナ産業、煙草研究並びに林檢及び型調査に對する支出の如き項目は、間接には當該産業に利益を與へてはゐるが前記金額には含まれない。奨励金、救済又は補助金の分配は四九四—七頁表の如くに行はれる。

奨励金

奨励金支給条件	奨励金支拂率	奨励金満了日	支	拂	額
鐵及鋼製製品奨励金法	噸當り一・二志 (a)	一九三九年十月二十三日	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三八—三九
米引機	性能に應じて一噸當り四〇—九〇磅より一噸當り一六〇—一九三〇磅に減額し、一九三〇年七月九日より一噸當り一六〇—一九三〇磅に増額し、一九三一年四月九日より以前の噸に復す (a)	一九三九年十月二十三日	九、八八四	二〇、五〇〇	一、八八四
一九三九年米引車奨励金法	噸當り九志七片	一九四四年十月二十三日			八
自動車工業奨励金法	性能に應じて三二磅—七二磅	一九四四年十月二十三日			六、〇〇〇
冷却器組立	各臺一〇志	一九四〇年十二月六日			二、三六六
硫黄奨励金法	噸當り二磅五志 (a)	一九三九年十月二十三日	七、四六三	六、八一一	八、七五五
漆油産黄鐵鎖及其他硫化鎖石又は精選鎖より抽出せる硫黄	一九三五年三月一日乃至一九四〇年二月二十九日間の漆油輸出の噸當り一志に減額し、一九四〇年一月一日から一九四〇年三月一日からガロン當り一志	一九四〇年十一月三十日	七、〇六八	五、〇六八	六、〇六八
原棉奨励金法 (a)	一九三九年米引車輸出奨励金法	一九四五年二月二十八日			一、四六五
漆油綿布にして所定の格付品	噸當り一・五片	一九四七年十二月三十一日	一、一六六	一、一六六	一、一六六
ココア豆	噸當り一・五片				三、五五五
竹及び籐 (未加工)	噸當り四磅				
マニラ麻、シナル麻其他麻織	噸當り六磅				
椰子果皮織	噸當り三磅				
輸出果實	噸當り二志				
オレンジ、レモン、葡萄、蜜柑	箱當り一志より二志迄	一九四〇年十二月三十一日			
林檎、梨	箱當り一志より二志迄				
手	封度當り〇・七五片				
計			七、〇六八	二〇、五〇〇	二六、五六八

(a) 一九三八年一月一日以前の生産高は緊急財政法に基き二割減額 (b) 年度毎成立法 (c) 一九三〇年亞麻及び亞麻仁奨励金法による六二磅を含む。

原始産業補助邦政府支出金額 (磅)

項目	年度	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南オーストラリア	西オーストラリア	タスマニア	首都領	計
小麦栽培者	一九三一—三二	五、〇七五	一、三三三	四、〇七五	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
奨励金 (a)	一九三一—三二	五、〇七五	一、三三三	四、〇七五	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
救済金	一九三二—三三	五、〇七五	一、三三三	四、〇七五	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
計		一五、〇七五	四、〇〇〇	一三、一五〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇

料は、穀類の貴重な肥料である過磷酸製造に使用される燐礦石である。一九三八—三九年度の燐礦石輸入額は肥料總輸入額の六五%である。ナウル、ココス島、ギルバート諸島及びエリス諸島植民地がその全額を供給し

た。硝石(ナトリウム硝酸鹽)は主にチリより輸入される。最近五年間の肥料輸入額は次の如し。既製過磷酸肥料の相當量が一九一四—一五年迄輸入されたが、最近では極く少量に減じた。

肥料輸入額(噸)

種別	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
硫安 (cwt)	三九,100	四九,三〇八	五七,五九六	六四,五六六	七〇,〇〇五
加里 (cwt)	一〇一,八〇九	三三,六七一	三〇,〇〇九	三九,六四九	四八,八八三
燐石 (cwt)	一,九七〇	三〇,九七九	三六,四二六	三三,〇〇八	三三,一〇〇
燐礦石 (cwt)	五九,八八〇	一〇,一〇〇	一五,〇〇〇	一七,〇〇〇	一〇,〇〇〇
硝石 (cwt)	八,一〇一	一〇,八二二	一三,三三三	一五,五五五	一八,〇〇〇
過燐酸 (cwt)	二一〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
其他 (cwt)	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
計 (cwt)	八,三三〇,〇〇〇	二二,五五五,〇〇〇	二二,五五五,〇〇〇	二二,五五五,〇〇〇	二二,五五五,〇〇〇

四 輸出額

次表は一九三四—三五年乃至一九三八—三九年度の肥料輸出額を示す。輸出肥料の殆んど全部は國內で製造され、主として太平洋諸島、ニューギニア、日本に向けられる。

肥料輸出額

種別	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
硫安 (cwt)	一三,三三四	一三,三三五	一三,三三六	一三,三三七	一三,三三八	一三,三三九
加里 (cwt)	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
燐石 (cwt)	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
燐礦石 (cwt)	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
硝石 (cwt)	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
過燐酸 (cwt)	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
其他 (cwt)	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
計 (cwt)	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇

種別	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
骨粉 (cwt)	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六
燐礦石 (cwt)	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六
硝石 (cwt)	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六
過燐酸 (cwt)	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六
其他 (cwt)	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六
計 (cwt)	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六

施肥面積及び使用量(一九三八—三九)

五 國內使用量

一九三八—三九年度各州施肥面積及び肥料使用量に関する詳細は次表に示す。タインスランド牧場地施肥面積及び使用量が不明のため、次表は完全ではないが、その省略は表中の値をさほど減じない。天然肥料(厩肥等)の施肥面積の詳細は省く。一九三八—三九年度の右面積及び施肥量は一一、九七九、七一、六〇八、四〇三、三〇に達した。

種別	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
計 (噸)	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六
骨粉 (cwt)	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六
燐礦石 (cwt)	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六
硝石 (cwt)	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六
過燐酸 (cwt)	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六
其他 (cwt)	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六
計 (噸)	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六	一,五七六

州又は領	人造肥料(過燐酸、骨粉、硝石、其他)		施肥總面積	人造肥料總使用量
	施肥農地面積	施肥牧草地面積		
ニューサウスウェールズ	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
ビクトリア	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
タインスランド	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
南 洋 洲	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
西 洋 洲	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
北 洋 洲	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

(a) 不明 (b) 牧場地を除く。無視し得る程度に少量。

最近十年間各州及び領に於ける人造肥料使用量の詳細は次表にあり。註に示す分以外は牧場地施肥使用量を含む。前述の如くクインズランドを省

人造肥料使用量 (噸)

年 度	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クインズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領	洋 洲 首 都 領	計 (b)
一九二九—三〇	三三,七〇六	三六,六七五	三三,七〇五	一六,七四六	三三,一三八	三三,八一〇	—	—	一六四,七六九
一九三〇—三一	三三,六六九	三三,〇〇〇	三三,七〇五	三三,一〇〇	三三,一〇六	三三,八〇〇	—	—	一六三,〇七九
一九三一—三二	三〇,七〇〇	三三,〇〇〇	三三,七〇五	三三,七〇七	三三,五〇九	三三,〇五〇	—	—	一六二,〇三三
一九三二—三三	三〇,七〇〇	三三,〇〇〇	三三,七〇五	三三,七〇七	三三,五〇九	三三,〇五〇	—	—	一六二,〇三三
一九三三—三四	三〇,七〇〇	三三,〇〇〇	三三,七〇五	三三,七〇七	三三,五〇九	三三,〇五〇	—	—	一六二,〇三三
一九三四—三五	三〇,七〇〇	三三,〇〇〇	三三,七〇五	三三,七〇七	三三,五〇九	三三,〇五〇	—	—	一六二,〇三三
一九三五—三六	三〇,七〇〇	三三,〇〇〇	三三,七〇五	三三,七〇七	三三,五〇九	三三,〇五〇	—	—	一六二,〇三三
一九三六—三七	三〇,七〇〇	三三,〇〇〇	三三,七〇五	三三,七〇七	三三,五〇九	三三,〇五〇	—	—	一六二,〇三三
一九三七—三八	三〇,七〇〇	三三,〇〇〇	三三,七〇五	三三,七〇七	三三,五〇九	三三,〇五〇	—	—	一六二,〇三三
一九三八—三九	三〇,七〇〇	三三,〇〇〇	三三,七〇五	三三,七〇七	三三,五〇九	三三,〇五〇	—	—	一六二,〇三三

(a) 牧場地施肥使用量を除く。(b) 不完全 註(參照)。(c) 一九三五—三六年。

第十八節に既述した如く、聯邦政府は小麦栽培者以外の原始産業生産者に對し、一九三六—三七年迄は順當り一五志、一九三六—三七年には減額されて順當り一〇志の率で奨励金を給與して人造肥料の使用を奨励した。この奨励金の支拂は一九三九年六月三十日に中止された。奨励金給與が行はれた一九三二—三三年以降の人造肥料使用の増大は右表に示されてゐる。

六 國內生産高

肥料の國內生産高に就ての完全な報告は不明である。一九三八—三九年化學肥料製造關係會社数は三六であつた。即ちニューサウスウェールズ五ビクトリア七、クインズランド六、南洋洲六、西洋洲五、タスマニア七。

第二十節 貯藏飼料

- 一 政府の生産援助
- 二 貯藏飼料生産高

諸州政府は貯藏飼料の重要性に關し農民を啓發することに相當の考慮を拂つてゐる。貯藏所設置に經濟的援助を行ひ、貯藏所の設計、貯藏飼料の

收穫、荷造りに關して専門的な注意を與へてゐる。

二 貯藏飼料生産高

貯藏飼料生産高

州	一九三四—三五		一九三五—三六		一九三六—三七		一九三七—三八		一九三八—三九	
	農場數 (a)	貯藏飼料產出高 (噸)	農場數 (a)	貯藏飼料產出高 (噸)	農場數 (a)	貯藏飼料產出高 (噸)	農場數 (a)	貯藏飼料產出高 (噸)	農場數 (a)	貯藏飼料產出高 (噸)
ニューサウスウェールズ	一,〇六二	八八,六一一	一,一三三	一〇九,七一一	一,一五〇	一一三,五三三	一,一六九	一〇九,三三六	一,一七九	一一三,七六六
ビクトリア	一,〇六二	三三,一四五	一,一三三	三三,三三六	一,一五〇	三三,一〇三	一,一六九	三三,〇〇〇	一,一七九	三三,一七九
クインズランド	一〇九	七,七〇六	一〇九	五,六四四	一一八	九,〇九〇	一〇九	一一,一八八	一〇九	一〇,〇〇〇
南洋洲	一〇九	六,七〇七	一〇九	六,七〇七	一〇九	六,七〇七	一〇九	六,七〇七	一〇九	六,七〇七
西洋洲	一〇九	一六,六六六	一〇九	一六,六六六	一〇九	一六,六六六	一〇九	一六,六六六	一〇九	一六,六六六
タスマニア	一〇九	二,七〇七	一〇九	二,七〇七	一〇九	二,七〇七	一〇九	二,七〇七	一〇九	二,七〇七
計	二,二二六	一四四,六四五	二,二二六	一四四,六四五	二,二二六	一四四,六四五	二,二二六	一四四,六四五	二,二二六	一四四,六四五

(a) 貯藏飼料產出農場數 (b) 一九三五—三六年。

一九〇二—三年の早魃は貯藏飼料の價値に對する關心を著しく増大させた。一九〇九—一〇年終了四年間には貯藏飼料產出農場數及び產出高が増加した。併し以後五年間は減少を示したが、それはその前の數年間に貯藏飼料が多量に使用されなかつた事實に依る。一九一四年の早魃に際して、貯藏してあつた貯藏飼料はその價値の大なることを證明した。併し綠草の餘利があつたそれ以前の數年間に貯藏飼料生産に一層多く注意されてゐたならば、遙かにその價値が認められたであらう。同期以降の產出高は相當に變動してゐるが、近年はその產出高は増加し、一九三八—三九年の產出高は一九三七—三八年の記録的數量たる二〇〇、八〇〇噸より僅かに低い一九三、六八六噸であつた。

第二十一節 農業學校及び農事試驗場

- 一 概説
- 二 農業學校及び農事試驗場
- 三 農業教育者

大部分の州では農業學校及び農事試驗場が農業、牧畜業、簡農業に於ける、より科學的な方法の促進といふ見地から設立された。學校及び一部農事試驗場には農業諸部門の専門家により實際的理論的教育を與へる爲生徒收容の設備がある。土壤及び肥料の分析を行ひ、肥料を試験し、獸醫學初步其他を教授する一方、一定の場所に或る作物が栽培し得ることを示す爲

三 農業牧畜省

一九二〇年六月三十日現在敷州の農業牧畜省の事業に就ては本年鑑第一四卷、一一八〇—一一九一頁参照。

第二十二節 農業雇傭者

雇傭人員数に関する報告は毎年「エーカー」以上の土地所有者により行はれる。報告細目は所有者、占有者又は管理者、その家族及び一年間継続的に農場で労働する雇傭者に及ぶ。收穫者及び果實採取者の如き臨時雇傭者は除く。この種統計の蒐集の困難は女子使用人の仕事は農事的であるか、家事的であるかを正確に決定する點にある。それ故、女子を統計表より除外すべきだと考へる。

ばかりではなく、如何にして一定の場所に採算的な栽培を行ひ得るかを示すために、一般的な實験作業が被験其他の作物に就て行はれる。一般的農作に於ける訓練の爲に種々なる機會が與へられ、飼料の保存、チーズ、バター、の製造、家畜の取扱、飼育及び市場搬出準備、疾病、雜草の根絶及び大工、鍛冶其他手職に就ても教へられる。専門的講師は農業又は酪農業の各中心地を訪ね、又農業關係の新聞雜誌報告書が廣く配布されてゐる。

二 農業學校及び農事試驗場

既刊本年鑑に農業學校、農事試驗場及び農業教育一般に關して詳細なる報告が記載されてある。本年鑑第一卷、三九三—三五頁参照。

一九三八—三九年度概要は統計局刊行「生産時報」第三三號第二部参照。

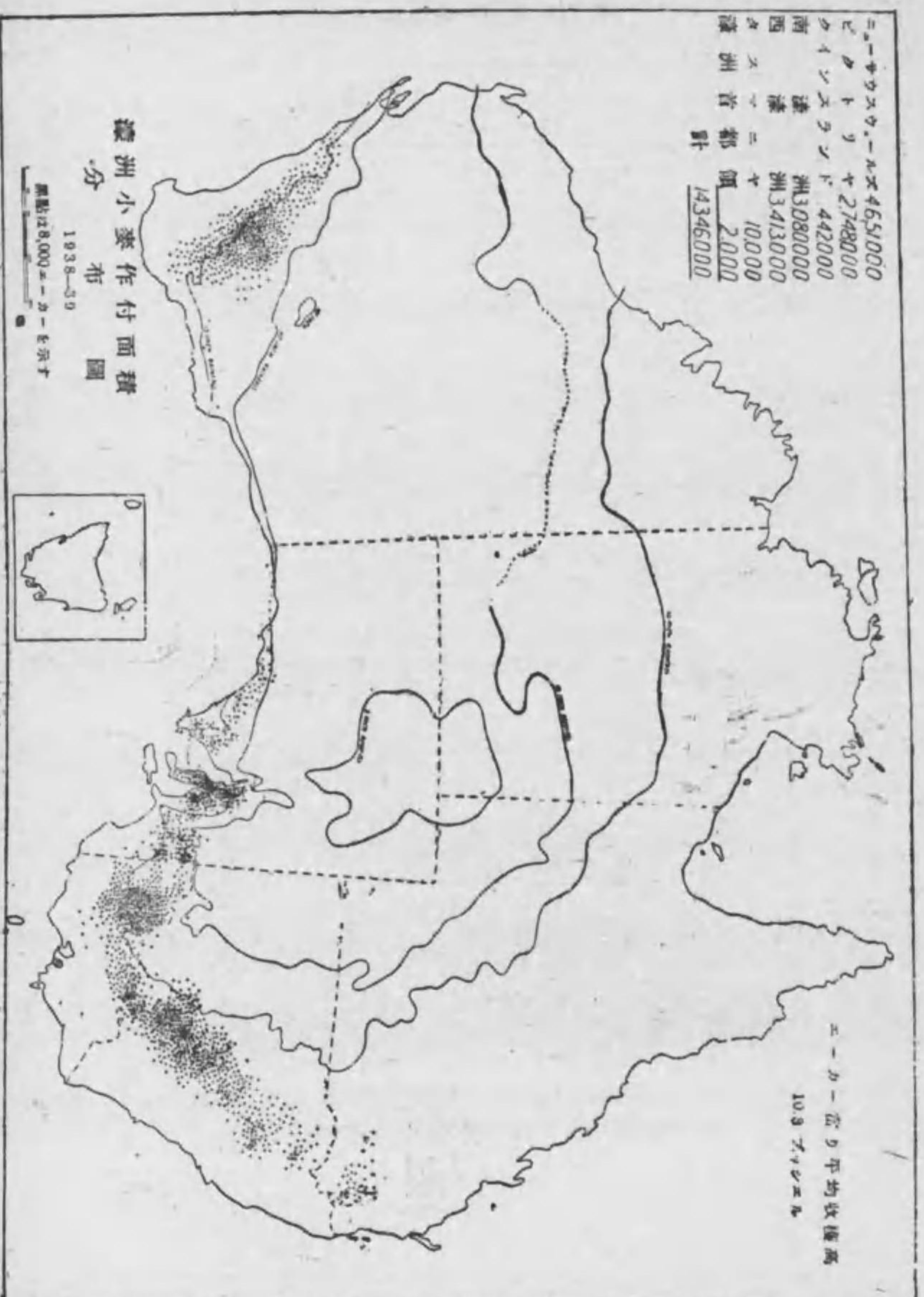
農業男子雇傭者數

年 度	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア	タインランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	計
一九一三—一四	六、五五五	五、九三三	三、五三三	三、一一一	一、八二〇	二、七六九	三〇、六五九
一九二三—二四	四、八二七	四、七〇〇	四、八一六	三、一五三	三、一五三	二、六五五	三〇、六五五
一九三三—三四	三、〇八四	四、五二四	四、〇〇七	三、〇三九	三、〇三九	二、六五五	一五、八六六
一九三四—三五	三、一三三	三、五九四	三、七三三	三、〇七九	三、〇七九	二、七七一	一六、三三〇
一九三五—三六	三、一〇四	三、五二六	三、八八八	三、〇七九	三、〇七九	二、七七一	一六、三三〇
一九三六—三七	三、六八八	三、五七五	三、八八八	三、〇七九	三、〇七九	二、七七一	一六、三三〇
一九三七—三八	三、三二九	三、五五五	三、八八八	三、〇七九	三、〇七九	二、七七一	一六、三三〇
一九三八—三九	三、六二七	三、五五八	三、八八八	三、〇七九	三、〇七九	二、七七一	一六、三三〇

(a) 一九三五—三六年。

作付面積は過去二十一年間に相當に擴大したが耕作及び收穫に於ける機械使用の増加により、農業従事者數は減少した。不況期前數年間に農業使用機械の價額は堅實に増大し、一九二八—二九年には約三、九〇〇萬磅に達した。

一九二九—三〇年以後は年々低下し、一九三四—三五年には三、〇〇〇萬磅となつたが、一九三八—三九年には再び三、七〇〇萬磅に上昇した。

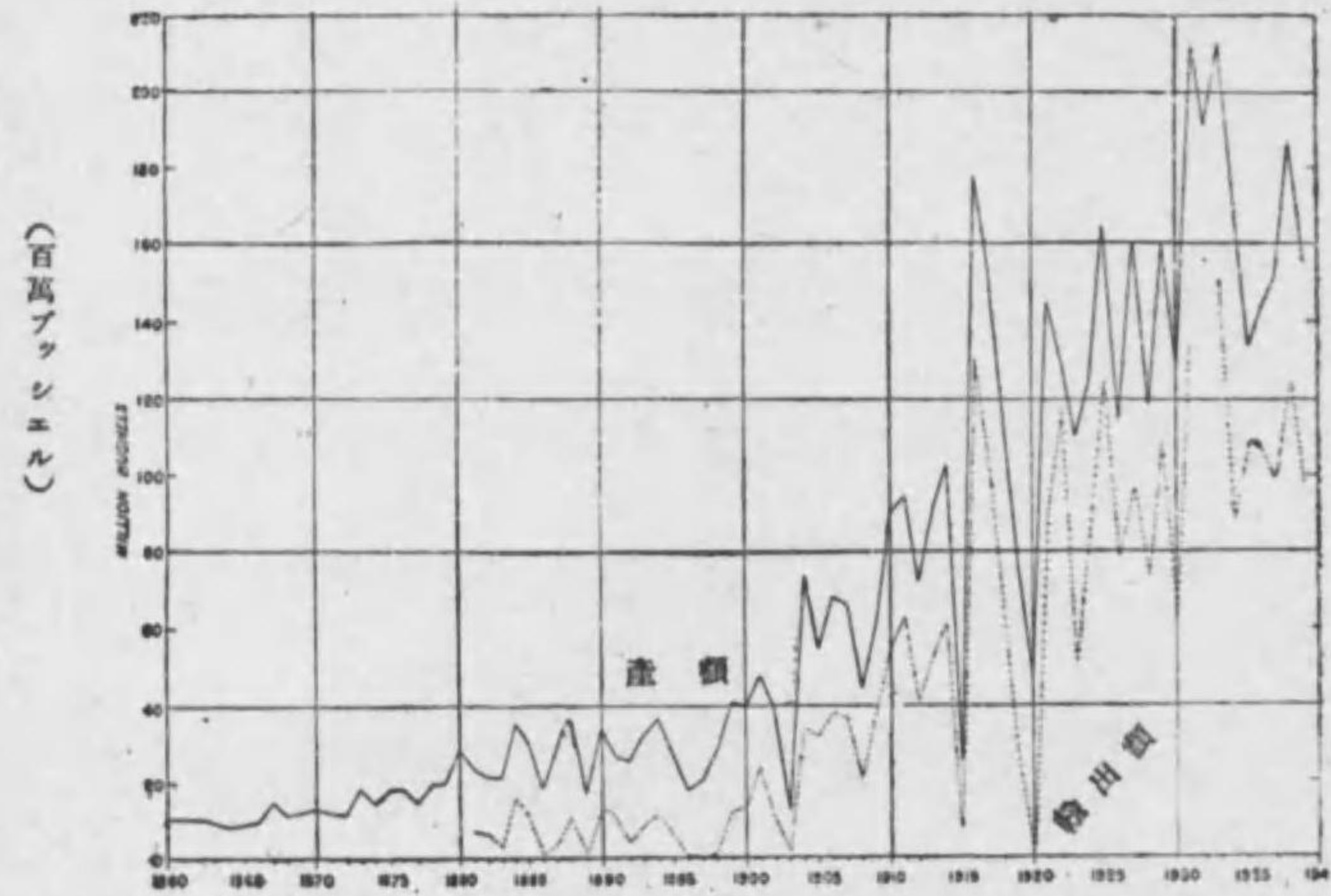


據州小麦作付面積分布圖

1938-39

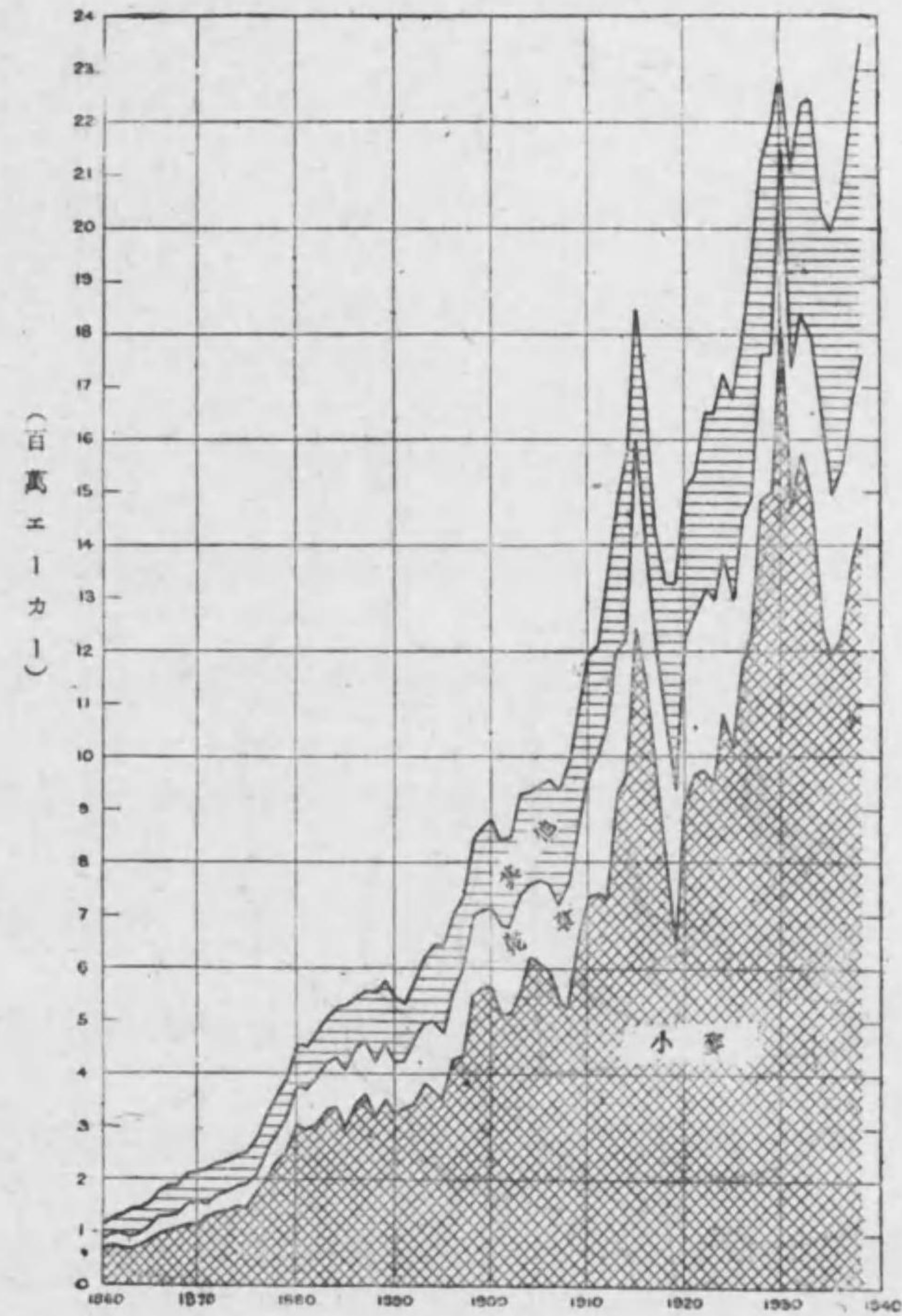
比例尺 8,000:1

小麦生産額及び輸出額 1938-39



説明—1915-16年及び1920-21年間の各年輸出額は1914—19年世界大戦當時船舶轉用の爲必ずしも餘剰生産額を示さない。此等年度に對しては濠洲内消費額を平均し、之とな各年産額との差額を輸出額と見做した。

作付面積 1860-61—1938-39



説明—作付全面積は最上曲線、小麦面積は最下曲線で示す。兩曲線間の垂直間隔及び中間間隔は乾草及び其他作物面積を示す。

第十五章 酪農 業 其他

第一節 緒 言

第二節 乳牛及び酪農生産品

第三章 豚及び豚製品

第四節 酪農總生産高

第五節 酪農製品價額

第六節 家 禽 業

第七節 養 蜂 業

第八節 酪農業其他 産品輸出額

第九節 酪農生産品の英國輸入額

第十五章 酪農業其他

第一節 緒言

- 一 概説
- 二 酪農業に對する政府監督
- 三 價格安定計畫
- 四 多角農業
- 五 工場組織
- 六 バター、チーズ工場
- 七 オタワ會議
- 八 從業者數

一 概説

瀋洲への牛の輸入及び酪農業の初期の歴史に就ては既刊本年鑑第六卷四三〇頁に相當詳細に述べてある。最初の牛が特別に輸入された種牛と交配され、更に慎重に純血統による交配が行はれた結果、牛乳の量は増加し、品質が改良せられたことは特記に値する。瀋洲に於ける乳牛は一年中戸外で生育し、國內の氣候條件は日蔭用の植樹及び嚴寒時に於ける防禦手當以外には何等保護を必要としない。土着及び移植牧草類が一年の大半を通じて飼料を供給し、必要に應じ冬期飼料が野外の家畜に與へられる。家畜及び牧場の取扱並びに酪農品製造過程への科學的方法の廣汎なる採用、家畜検査及び州の適切なる監督等によつて酪農業は急速に發達した。酪農業に關する諸問題の調査が一九二九年に聯邦政府によつて行はれ、農場生産に關する最初の報告が一九三〇年に完成した。更に追加報告をなすやう提議されたが調査は遂に中絶するに至つた。瀋洲、ニュージールランド及び英國産バターのビタミン含有量に關する英國醫學研究會議の調査によれば、瀋洲製品は高度の而も均一の含有量を有する事が明かにされ、英國及び其他歐洲諸國のバターと同等であると認められた。又瀋洲の製造及び販賣統制方法はバターのビタミン含有量に悪影響を與へず、二年間の冷蔵後にも其損耗は僅少であると證明された。

二 酪農業に對する政府監督

各州農務省の酪農業専門家は確實なる生産方法を指示し、家畜、建物及び出荷品を検査する。また人的、物的兩方面に高度の清潔を維持せしめ、一時的財政補助を行ふ。

輸出は一九〇五年聯邦商業法及び同規則により統制される。同法の諸條項は本年鑑第六卷四三一―四三二頁に詳述されてゐるから、ここでは輸出向製品には眞正の銘柄等の記入を要すること、また保官の検査により品質、純正の維持が保證されることを述べて置くに止めやう。輸出業者の請求に應じて商品には検査官の證明書が下附される。

三 價格安定計畫

(一) 任意的安定案 一九二六年一月より一九三四年五月の間「バターソク案」として知られてゐる任意的安定案が實施され瀋洲のバター價格安定に效果を與へた。同計畫案は瀋洲産バターの總てに對して賦課し、それにより一封度當り三片乃至四・五片の輸出獎勵金を支拂ふに充分な額を得るやう規定してあつた。それ故に國內價格は單位當り獎勵金の額だけ引上げられ、バター製造業者の収入は獎勵金と賦課金の差額だけ増加した。併し同計畫は全バター製造業者の充分な支持を受けず、之に代つて強制的販賣統制が行はれることになつた。

(二) 強制的安定案 酪農生産物法として知られる法律が一九三三年末に聯邦議會を通過し、同時に補足法がニューサウスウェールズ、ビクトリア、タインズランド及びタスマニアの諸州の議會を通過した。一九三六年に行はれた製造者間の一般投票の結果タスマニアは同案から脱退し、同州法は失効に歸した。聯邦法には州相互間の取引を統制する権限が與へられ州法には州内取引を統制する権限に關し規定されてゐた。州法により設立された各州の機關は州内に於て販賣さるべき自州生産物の割當を決定し、

バター、チーズ産出高 (封度)

州	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
ニュージーランド	一四六、二六六	一五五、一六六	一四九、八三三	一四〇、八三三	一四八、〇七三
ビクトリア	一四七、五五九	一四八、一三三	一四七、七九二	一四一、三二一	一四〇、五五九
クイーンズランド	一三三、六四七	一三三、〇〇〇	一三七、四七三	一三三、四七三	一三七、四七三
南オーストラリア	一八、五三三	二〇、九四三	三〇、八五九	三三、三三九	三〇、七六八
西オーストラリア	一三、三〇〇	一三、九八八	一三、三〇〇	一五、一七三	一六、三三三
タスマニア	一〇、六九八	一〇、六九八	一〇、九八八	一一、九七七	一一、八五〇
南オーストラリア	一五、〇〇〇	一三、八八九	一五、三三三	一四、三三三	一七、七五五
西オーストラリア	一四、六五七	一四、七三三	一四、六五七	一四、六五七	一四、六五七
ニュージーランド	一八、四四四	一七、五五五	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一七、五五五
ビクトリア	一〇、〇九五	一〇、九七三	一三、五〇〇	一六、〇〇〇	一五、七六八
クイーンズランド	一三、二五三	一三、二五三	一三、二五三	一三、二五三	一三、二五三
南オーストラリア	一六、九六六	一六、九六六	一六、九六六	一六、九六六	一六、九六六
西オーストラリア	一六、五五五	一六、五五五	一六、五五五	一六、五五五	一六、五五五
タスマニア	一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八
南オーストラリア	一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八
西オーストラリア	一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八
ニュージーランド	一八、四四四	一七、五五五	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一七、五五五
ビクトリア	一〇、〇九五	一〇、九七三	一三、五〇〇	一六、〇〇〇	一五、七六八
クイーンズランド	一三、二五三	一三、二五三	一三、二五三	一三、二五三	一三、二五三
南オーストラリア	一六、九六六	一六、九六六	一六、九六六	一六、九六六	一六、九六六
西オーストラリア	一六、五五五	一六、五五五	一六、五五五	一六、五五五	一六、五五五
タスマニア	一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八
南オーストラリア	一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八
西オーストラリア	一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八

四 煉乳及び濃乳

この生産は比較的最近に行はれ、牛乳使用量は一九〇一年には取るに足りぬ程度であつたが、その生産高は年々増加し、一九一一年には二、三〇〇萬封度に達し、殆んど前年に倍加した。以後急速に發展しビクトリアに

四封度であつた。タスマニアでは煉乳、濃乳の生産はない。他州の生産高に關する統計は不明であるが、その量は比較的重要なでない。一九三八年の生産高は七二、一七八、八二七封度に上る。濠洲の輸入する牛乳は「モルテッド・ミルク」又は「煉乳牛乳」である。

五 バター、チーズ及び保存牛乳の戦時契約

一九三九年九月の歐洲大戦勃發に際し、聯邦政府と英國政府との間に契約が成立し、英國は品位による各種の値段で、一九四〇年六月末迄の期間内に濠洲からバター七五、五〇〇噸及びチーズ一三、〇〇〇噸を購入することを契約した。この契約は更に一九四一年六月まで延長されたが、價格及び條件は従前通りである。

煉乳及び粉乳に關しては同様な契約は締結されなかつたが、英國及び東洋諸國特にマレーでは、これらの商品をいつでも輸入するので、濠洲の製造業者はこの需要に應ずるため出來得る限りの生産増加を計つてゐる。

六 バター、チーズ及び牛乳の國外貿易

バター及びチーズの濠洲生産高は國內需要量を相當超過するので多分の餘剰量が國外に輸出される。この餘剰の多少は主として季節の良不良に左右されるのである。通常濠洲内のバター及びチーズの消費量は夫々約二、三〇〇萬封度及び三〇〇〇萬封度であり、この額以上の生産高は輸出可能と見てよい。

これらの輸出量の大部分は英國に仕向けられる。一九三八—三九年バター船積量中二一、七〇〇萬封度即ち九五%が英國に輸出され、一方輸出チーズ中三五〇〇萬封度即ち九七%が同じく英國に仕向けられた。

輸出バター及びチーズは全部、輸出(船積産品)規則の條項に従ひ、當局官吏の監督、検査及び試験を受ける。これらの商品は以下に示す如く規則で規定した品質に従ひ品位別にされる。——風味及び香氣五〇點、肌理三〇點、保存状態二〇點。バター及びチーズは九三點から一〇〇點迄が特等で、九〇點から九二點迄が一等品、八六點から八九點迄が二等品、八〇點

から八五點迄がバターでは製菓若くは料理用で、チーズの場合には三等品である。

次表は品質によつて品位別にした輸出入額を示す。州別實數を含む詳細に就ては「生産時報」第三三三號第二項参照。

品位	品位別輸出入額 (千圓)				
	一九三三	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
特等品	六、三三	五、五五	一五、五五	一七、五五	一七、五五
一等品	一八、三三	一〇、一七	一〇、一七	一〇、一七	一〇、一七
二等品	一〇、〇〇	一〇、〇〇	(a)	(a)	(a)
三等品	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇
計	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇

次表はバター、チーズ及び煉乳の輸入額、輸出額及び純輸出額を示す。表中の五年間の各年度において輸出超過をなしてゐる。

品名	品位別輸出入額 (千圓)				
	一九三三	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
バター	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
チーズ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
煉乳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
濃乳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
牛乳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
保存用	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
煉乳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
濃乳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
牛乳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
保存用	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
煉乳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
濃乳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
牛乳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
保存用	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
煉乳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
濃乳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
牛乳	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
保存用	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

純輸出(封度)	二五、四六〇	一〇〇、〇〇〇	三三、八八七	三六、八八七	三三、九八七	三三、八八七	三三、八八七
ク (添磅)	五、八八七	一、八八七	六、八八七	六、八八七	六、八八七	六、八八七	六、八八七

(a) 豚脂及び精製豚脂を含む。 註 (-) は純輸入を示す。

これ迄、濠洲の豚及び同製品の生産は国内需要を充つ程度で、少量の除剰分を輸出するにすぎなかつた。一九三三—三九年終了迄の五年間に冷凍豚肉の国外輸出高は一九三〇—三一年終了五年間の平均額三七三、〇〇〇封度に比して著しく増加し、平均二六、一〇〇、〇〇〇封度を示した。英國消費の主要豚製品はベーコン、ハムで、その輸入額は一九三八年七、五〇〇、〇〇〇 cwt、 價額三三、九三六、〇〇〇磅で主としてデンマークから供給を受けてゐた。

外國及び自治領からの輸入数量統制に關するオタワ會議協定及びその代案たる英國政府によるベーコン販賣計畫に就ての詳細は既刊本年鑑にあり。

一九三九年九月大戦勃發に伴ひ前記第三節「三」の戦時契約がこれらの取極めに代ることとなつた。戦争勃發の影響を受けてデンマーク及び其他歐洲諸國からの供給が杜絶し、それが濠洲同産業に發展の機會を與へてゐる。この發展計畫は目下考案中である。

第四節 酪農總生産高

一九三三—三九年各州酪農總生産高を次に示す。

州	牛乳 (ガロン)		バター用	
	純輸出(封度)	ク (添磅)	純輸出(封度)	ク (添磅)
ニューサウスウェールズ	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
ビクトリア	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
クイーンズランド	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
タスマニア	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
南濠洲	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
西濠洲	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
首都	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
計	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000

酪農總生産高 (一九三三—三九)

州	牛乳 (ガロン)		バター用	
	純輸出(封度)	ク (添磅)	純輸出(封度)	ク (添磅)
ニューサウスウェールズ	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
ビクトリア	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
クイーンズランド	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
タスマニア	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
南濠洲	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
西濠洲	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
首都	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
計	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000

其他牛乳製品生産高に關する詳細は州によつては不明であるが、一九三三—三九間に濠洲で五、八〇六、三六八封度、價額一〇六、二二三磅のカゼインが製造された。

第五節 酪農製品價額

次表に酪農製品の總價額、農場價額、純價額を示してあるが、この額は

各州が生産費及び販賣費決定に関する統一的原則を採用して以來發表出來るやうになつたものである。本業及びその他の産業の生産高は第二十八章

「雜」に更に詳細に記載してある。

酪農品總價額、農場價額、純價額 (磅)(一九三八—一九三九)

州	主要市場に於ける總生産價額	販賣費	農場總生産額	農場		純生産額 (a)	銷却費 (推定)
				農家畜用林	生産過程に用いた材料價額		
ニュージーランド	1,010,000	1,550,000	11,820,000	2,000,000	18,000	10,770,000	21,000
ビクトリア	3,620,000	4,000,000	13,160,000	1,450,000	300,000	9,960,000	300,000
クイーンズランド	2,200,000	2,500,000	11,100,000	1,000,000	300,000	9,800,000	200,000
南 洋 洲	2,550,000	8,000,000	2,550,000	400,000	1,150,000	1,900,000	2,000
西 洋 洲	1,700,000	5,000,000	1,700,000	100,000	1,900,000	800,000	9,000
タスマニア	1,100,000	3,000,000	1,100,000	500,000	500,000	600,000	6,000
計	11,380,000	22,050,000	43,880,000	6,450,000	1,250,000	36,180,000	36,000
一九三八—一九三九	11,380,000	22,050,000	43,880,000	6,450,000	1,250,000	36,180,000	36,000
一九三七—一九三八	11,000,000	21,500,000	43,000,000	6,000,000	1,200,000	35,800,000	35,000
一九三六—一九三七	10,500,000	21,000,000	42,000,000	5,500,000	1,100,000	35,400,000	34,000
一九三五—一九三六	10,000,000	20,500,000	41,000,000	5,000,000	1,000,000	35,000,000	33,000
一九三四—一九三五	9,500,000	20,000,000	40,000,000	4,500,000	900,000	34,600,000	32,000

(a) 維持費及び銷却費を計上せず。

第六節 家禽業

- 一 概説
- 二 主要種類数
- 三 家禽生産品價額
- 四 戰時契約

一 概説

農民の飼養する家禽の数は種々であるが、その生産高は農業又は酪農

業に年々相當な寄與をしてゐる。併し多年家禽飼養は獨立の産業として行はれて來たが、一方他の農業と關聯しても行はれてゐる。科學的飼養法による特殊の家禽飼養場が州政府の設けるところとなり、専門家が各種家禽飼養の經營に就き指導に當り、優良種の展覽會や産卵競争も行はれてゐる。鶏卵集荷協同組合が數地方に設けられてゐる。卵は又牛乳、クリームと共に地方バター工場へ送られ、それより市場へ出荷される。

二 主要種類数

(a) 推定数 (b) 一九三三年六月三十日現在

三 家禽生産品價額

家禽生産高の完全な數を得るのは困難である。次表は濠洲家禽産業生産の總價額、農場價額、純價額を示す。同表は州統計局が實際に集計し或ひは綿密に推定せる資料より作製したものである。

家禽生産品總價額、農場價額、純價額 (磅)(一九三八—一九三九)

州	主要市場に於ける總生産價額	販賣費	農場總生産額	農場		純生産額 (a)
				農家畜用林	生産過程に用いた材料價額	
ニュージーランド	4,300,000	4,700,000	43,700,000	7,000,000	1,100,000	35,600,000
ビクトリア	14,800,000	16,000,000	56,200,000	6,500,000	1,800,000	47,900,000
クイーンズランド	7,000,000	7,800,000	39,900,000	4,500,000	1,300,000	34,100,000
南 洋 洲	7,500,000	22,000,000	7,500,000	1,000,000	2,500,000	4,000,000
西 洋 洲	4,500,000	12,500,000	4,500,000	200,000	2,800,000	1,700,000
タスマニア	2,800,000	7,500,000	2,800,000	1,000,000	1,500,000	1,300,000
計	33,900,000	68,000,000	157,600,000	20,000,000	8,200,000	129,400,000
一九三九	33,900,000	68,000,000	157,600,000	20,000,000	8,200,000	129,400,000
一九三八	33,300,000	67,500,000	156,000,000	19,500,000	8,000,000	128,500,000
一九三七	32,700,000	67,000,000	154,500,000	19,000,000	7,800,000	127,700,000
一九三六	32,100,000	66,500,000	153,000,000	18,500,000	7,600,000	126,900,000
一九三五	31,500,000	66,000,000	151,500,000	18,000,000	7,400,000	126,100,000
一九三四	30,900,000	65,500,000	150,000,000	17,500,000	7,200,000	125,300,000

(a) 維持費及び銷却費を計上せず。

四 戰時契約

一九三九年九月大戰勃發とともに聯邦政府と英國政府間に契約成立し、英國は同年十二月三十一日に至る期間に九、〇〇〇、〇〇〇打の鶏卵を購入する事を約したが、右契約は一九四〇年十二月三十一日迄延長された。

家禽の主要種類数は、ビクトリア、タスマニアを除く州に於ては家禽の年次調査中に集計される。ビクトリアの調査は一九三三年六月三十日現在であり、調査数は次表に示す。タスマニアの数は推定である。一九一三年に完全な調査が行はれた。その資料を比較のため次表に示す。

家禽主要種類数 (羽)

州	一九一三年			
	鶏	家 鴨	鶩	七面鳥
ニュージーランド	3,500,000	2,100,000	3,000,000	2,600,000
ビクトリア	3,600,000	2,800,000	5,500,000	100,000
クイーンズランド	4,000,000	2,500,000	7,000,000	2,700,000
南 洋 洲	1,100,000	5,500,000	1,800,000	4,000,000
西 洋 洲	900,000	1,000,000	6,000,000	4,000,000
タスマニア	200,000	300,000	3,000,000	8,000,000
計	10,300,000	7,600,000	13,700,000	20,100,000
一九三八—一九三九	10,300,000	7,600,000	13,700,000	20,100,000
一九三七—一九三八	10,000,000	7,300,000	13,400,000	19,800,000
一九三六—一九三七	9,700,000	7,000,000	13,100,000	19,500,000
一九三五—一九三六	9,400,000	6,700,000	12,800,000	19,200,000
一九三四—一九三五	9,100,000	6,400,000	12,500,000	18,900,000

価格は品位によつて決定されるが、一九四〇年には一九三九年より一打に付一・二五片の高値であつた。歐洲からの供給は濠洲家畜業の發展に機会を與へ、それに就ての方策は考中である。

五 家禽生産品國外貿易

濠洲の家禽生産品國外輸出は主に英國向け鶏卵及び卵黃に限られてゐる。ニューサウスウェールズ、ビクトリア、南濠洲は最大の輸出州で一九三九—三九年鶏卵及び鶏卵中味總輸出額は六六一、二二四磅に達した。濠洲鶏卵輸出額は一九二八—二九年の三〇〇萬打足らずの二一九、〇〇〇磅から、一九三四—三五年の二一、七〇〇、〇〇〇打、一、一〇〇、〇〇〇磅に増加した。併し最近の三年間には減少し、一九三八—三九年には一〇、一〇〇、〇〇〇打であつた。冷凍家禽の輸出額は一九三八—三九年に減少した。

一九三八—三九年終了五年間の國外貿易は次表の如し。

家禽生産品貿易

Table showing poultry trade statistics from 1934 to 1939, including categories like '生 禽' (Live Poultry) and '冷凍家禽' (Frozen Poultry) with values in pounds and units.

Table showing egg trade statistics, including '輸入(封度)' (Import in units) and '輸出(封度)' (Export in units) for various years.

Table showing egg trade statistics, including '輸入(封度)' (Import in units) and '輸出(封度)' (Export in units) for various years.

Table showing egg trade statistics, including '輸入(封度)' (Import in units) and '輸出(封度)' (Export in units) for various years.

(n) 數量不明。

第七節 養 蜂 業

- 一 概説 二 蜜及び蜜蠟生産高 三 生産價額 四 養蜂生産品國外貿易

一 概 説

養蜂業は別個の産業として或程度行はれてゐるが、屢々農業又は酪農業と共に行はれる。一九三八—三九年生産の巣箱よりの蜜生産高は巣箱富り

蜜蜂巣箱、蜜及び蜜蠟 (一九三八—三九)

平均五二・一封度、蜜蠟の平均生産高は〇・八一封度であつた。

二 蜜及び蜜蠟生産高

一九三八—三九年の巣箱數、蜜及び蜜蠟の生産高は次表に示す。この統計は一エーカー以上の農場より集計したもので、それ以下の小面積からの生産高は含まず、その結果生産高の數字はすべて過少である。併しビクトリア及び南濠洲に於ては養蜂業者の強制登録により總生産者に關する集計を可能ならしめ、同州の生産高は完全なものと思はれる。

Main table showing honey and wax production statistics by region (e.g., New South Wales, Victoria, Tasmania) from 1934 to 1939, including production volume and value.

次表は最近五年間の蜜及び蜜蠟生産高を示す。

蜜及び蜜蠟生産高

Summary table for honey and wax production, listing regions like New South Wales, Victoria, Tasmania, and South Australia.

年次	蜜		蠟		計
	数量	純價額(磅)	数量	純價額(磅)	
一九三三—三六	四,五七〇,九七七	二,七九,五九一	五,九一〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	六,七九,五九一
一九三六—三九	三,九三六,一三七	二,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
一九三九—四二	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
一九四二—四五	二,〇〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
一九四五—四八	一,〇〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
一九四八—五一	五〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
一九五一—五四	二〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
一九五四—五七	一〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
一九五七—六〇	五〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
一九六〇—六三	二五,〇〇〇	七,五〇〇	二五,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
一九六三—六六	一〇,〇〇〇	三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
一九六六—六九	五,〇〇〇	一,五〇〇	五,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
一九六九—七二	二,〇〇〇	六〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇
一九七二—七五	一,〇〇〇	三〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇
一九七五—七八	五〇〇	一五〇	五〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇
一九七八—八一	二〇〇	六〇	二〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇
一九八一—八四	一〇〇	三〇	一〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二〇〇
一九八四—八七	五十	十五	五十	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇
一九八七—九〇	二十	六	二十	一,〇〇〇,〇〇〇	四十
一九九〇—九三	十	三	十	一,〇〇〇,〇〇〇	二十
一九九三—九六	五	一	五	一,〇〇〇,〇〇〇	十
一九九六—九九	二	〇	二	一,〇〇〇,〇〇〇	五
一九九九—〇二	一	〇	一	一,〇〇〇,〇〇〇	二

蜜及び蜜蠟の生産高は天候の良、不良により毎年非常に相異なる。最近五年間にニューサウスウェールズは平均蜜三、八二六、〇〇〇封度、蜜蠟五、九〇〇封度、ビクトリアは蜜三、六〇〇、〇〇〇封度、蜜蠟四、九〇〇封度、南澳州は蜜三、三三八、〇〇〇封度、蜜蠟四、〇〇〇封度を産出した。以上各州合計は蜜三、三三八、〇〇〇封度、蜜蠟四、〇〇〇封度を産出した。西、次は西澳州及びタインスマニアの順である。

三 生産 價 額

下表は統一的に各州統計官の作成した總價額、農場價額、純價額である。この資料は實際記録によつてゐるが、前述の如く州によりその生産高は控へ目に發表されてゐる。生産費は計上されず、従つて農場總生産價額と純價額は同一である。

養蜂製品總價額、農場價額、純價額(磅) (一九三八—一九三九)

州	主要市場に於ける總價額		販賣費	農場價額	純生産價額(a)
	一九三三—三六	一九三六—三九			
ニューサウスウェールズ	7,000	8,000	1,000	6,000	7,000
ビクトリア	5,000	6,000	500	4,500	5,000
タインスマニア	1,000	1,000	100	900	1,000
南 澳 州	1,000	1,000	100	900	1,000
西 澳 州	1,000	1,000	100	900	1,000
計	15,000	17,000	1,700	15,300	16,000

(a) 維持費及び卸却費は計上せず。

四 養蜂生産品國外貿易

通常蜜年生産高は國內需要を超過し少量が輸出される。英國の平均年輸入額は八〇、〇〇〇cwtで、濠洲は約一、二〇〇cwtを供給する。一九三二年オタワ英帝國經濟會議に於て英國代表は、外國蜜一cwt當り七志の關稅を課することに同意した。一九三七—三八年の濠洲輸出額は前年の二一、一〇〇磅に比し、一四、〇〇〇磅であつた。組立異箱の一般的利用により蜜蠟産出が減少し、その結果最近五年間の輸入は輸出を超過した。一九三八—三九年の蜜輸入高は一九七、二二三封度で、輸出は六八七、〇〇〇磅である。

酪農其他生産品輸出額

品 目	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
蜜 (封度)	三,三三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇
蜜 蠟 (封度)	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
チ ン 中 味 (タ)	一六,八八八,〇〇〇	一六,八八八,〇〇〇	一六,八八八,〇〇〇	一六,八八八,〇〇〇	一六,八八八,〇〇〇
鶏 卵 (タ)	(n)	(n)	(n)	(n)	(n)
未 加 工 羽 毛 (封度)	三,七六八,〇〇〇	三,七六八,〇〇〇	三,七六八,〇〇〇	三,七六八,〇〇〇	三,七六八,〇〇〇
豚 脂 (タ)	三,三三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇
肉 類					
ベーコン、ハム (封度)	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
冷 凍 家 禽 (封)	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
冷 凍 豚 肉 (封度)	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
牛乳 (濃乳及び保存用)	一六,五五五,〇〇〇	一六,五五五,〇〇〇	一六,五五五,〇〇〇	一六,五五五,〇〇〇	一六,五五五,〇〇〇

第八節 酪農其他生産品輸出額

〇七封度であつた。蜜蠟輸入高は一九三八—三九間に七〇、七四五封度、輸出は五、五六五封度であつた。

一九三八—三九年終了五年間、各年の濠洲酪農其他生産品の輸出高及び價額は次表の如し。

濠洲バターcwt當り平均ロンドン價格

(濠貨によるf.o.b價格換算額)

月	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
七月	106	103	102	105	107
八月	105	102	101	104	106
九月	110	108	107	110	112
十月	117	111	110	113	115
十一月	101	100	100	102	104
十二月	101	100	100	102	104
一月	105	104	104	107	109
二月	103	102	102	105	107
三月	105	104	104	107	109
四月	105	104	104	107	109
五月	105	104	104	107	109
六月	106	105	105	108	110

(a) シロニー、メルボルン (b) 濠洲、英國政府協定公定價格

三 チ ー ス

一九三八年英國輸入チーズ價額は九、六八三、六二七磅、中、五、四六六、六九六磅はニュージールランド、一、三三一、一四二磅はカナダからであつた。濠洲からの少量の試験的船積が一九〇八年以降に行はれ可成高く賣却された。一九三八年の濠洲からの輸入額は七五一、一九四磅に上り前年の倍額であつた。

四 ベーコン、ハム
 ベーコン、ハムの一九三八年英國總輸入額は三三、九三七、〇二六磅で中、デンマーク一五、九四〇、三七六、カナダ六、六一三、六三五磅、オランダ二、三三六、七二九磅、ポイランド一、九七一、六二一磅、アイル二、二五八、九九三磅を占めた。濠洲からの輸入は少量であつた。

五 豚 肉

豚肉(冷蔵、冷蔵)の英國輸入額は一九三八年、三、六八〇、二八九磅であつた。濠洲からの輸入は八八一、六三九磅で既往数年の輸入より更に増加した。大部分の輸入はニュージールランドからで價額一、七六五、二七磅であつた。

六 其他生産品

一九三八年蜜蝋、家禽、獵鳥肉、豚脂及び蜜の濠洲から英國への輸入は重要なものではなかつたが、同年冷凍兎の二五二、二八八磅、鶏卵の五九九、九九一磅は總輸入額の夫々八一%及び五%であつた。

第十六章 林 業

第一節 概 説

第二節 聯邦政府の森林政策

第三節 州林務關係官廳

第四節 濠洲林業學校

第五節 林 業 會 議

第六節 林 産 物

第七節 主要濠洲材の用途

第八節 國 外 貿 易

第十六章 林業

第一節 概 説

一 林業の目的 二 森林の分布 三 森林面積必要比率
註—濠洲林業に関する特別寄稿論文は本年鑑第一九卷七〇一—七二二頁
参照。

一 林業の目的

科學的山林管理の目的とするところは火災、病害及び自然の破壊力等から森林地域を保護し、伐材を技術的に管理し、適度に間伐し、無樹地域を適當な土着又は外來の樹種によつて植林し、以て現存地域の保存發展を圖ることである。夫は又各種木材産出能力のある利用可能無樹地への植林によつて國富として不可欠な要素たる林業を發展持續するにある。濠洲の原生林は、木材伐採業者、農牧業者が廣範圍に入込み、「巻枯らし」の方法で廣大な森林を荒廢に歸せしめたので現在には小地域にしか殘存してゐない。而して氣候の變化もこの原生林減少の結果であると思はれる。荒廢地又は侵蝕沿岸地への植林は好結果を齎し、植林の結果、降雨の効果が最も有効に調整されることが認められてゐる。現存の原生林は硬木叢林から成り、軟木は極く僅かなので廣汎な軟木の植林は緊急を要する問題である。マレー河流域に於ける効果的な山林管理は特に緊要である。同流域では同河下流の堰堤施設及び灌漑移住地設置に公共資金から多額の出費をなしてゐる。同河河流の安定が植林によつて保護され得る限り、之は國家的重要性を持つものといへる。濠洲各地に於ける外來種植樹の成功によつて氣候土壤共に各種の有用軟木の栽培に適してゐることが明かになつた。

業

二 森林の分布

(一) 濠洲 現在の木材供給地域の大部分は熱帯以南雨量三〇吋以上、熱帯内七〇吋以上の密林地である。前記地域内全森林面積は比較的僅少で次の地方に限られる——(a) パースの稍々北方からオルバニーに至る西濠洲極南西部の沿岸地帯、(b) ビクトリア南部のオトウエー地方及び同州全南東部、(c) ビクトリア、ニューサウスウェールズ、(d) ニューサウスウェールズ及びクインズランドの沿岸地方、(e) タスマニアの大部分、(f) エチユカ附近のマレー河森林、(g) マレー河より北方クインズランド及び沿岸地帯西方に至るイトヒバ松地帯。

濠洲木材樹の九割以上はユーカリ屬(ゴム樹)の硬木である。マリー樹を含む四百種以上が現在判明してゐるが、主要な商業的有用樹は約五〇種に限られる。硬木林及びイトヒバ松の地帯の他に、クインズランド及びニューサウスウェールズ北部の沿岸地帯には「降雨性」又は「叢林性」森林がある。これらの熱帯性森林は利用度の高いフーバイン及びブラックビーン、クインズランド胡桃及びメイプル、シルクウッド等の如き家具用木材を産する。

大陸の乾燥樹木地帯には年雨量一〇吋以下の地方に繁茂する多數の耐乾性植物及び木質叢林がある。樹木の全然無い地方は稀である。無樹木地域の存在するのは概して玄武岩層、粘土地、岩石露出地又は砂丘の如き不適當な土壤條件の結果であつて雨量不足の爲ではない。ナラバー平原三〇〇哩の地帯は無樹木地域であるが、それは水氣を保たない石灰岩地盤のため雨量の少ないといふ缺點が却つて強められるからである。濠洲の大部分には樹木が生えてゐるし、又樹木があるといへるが(「沙漠」の語は比較的小地帯にのみ當れる)、密林は非常に狭い地帯に限られてゐる。内陸のサツア

ナ林は白檀及びタン樹皮の如き比較的重要な産物を生ずるも、木材は産出しない。かゝる廣漠たる公園の如きサヴァナ地帯には矮生の樹木が散在するのみである。パプア及びニューギニアの全土は雨量七〇吋以下の一部乾燥地帯を除き事實上密林に覆はれてゐる。ノーフォーク島は元は繁茂した叢林で覆はれてゐたのである。

濠洲ユーカリ樹及びその化学生産物に関する特別論文に就ては本年鑑第一〇巻八五―九八頁参照。

各州森林の科学的調査は未完成の爲、濠洲森林全面積に關して相異なる報告が行はれてゐる。一九二〇年四月ホバートで開催された各州林業會議で、二、四五〇萬エーカーの森林面積が濠洲將來の需要量に必要であると決定された。この面積は同年五月開催の首相會議で認められたが、林業専門家は約一、九五〇萬エーカーが濠洲に於ける永久保存の可能限度だと考へてゐる。右永久保存林の各州に於ける分布推定面積は次の如し。

推定森林面積

州	森林全面積(エーカー)	全面積に對する比(%)
ニューサウス	1,000,000	21.2
クイーンズランド	6,000,000	9.7
西オーストラリア	1,000,000	0.2
南オーストラリア	1,000,000	0.2
タスマニア	1,000,000	0.2
合計	10,000,000	100

(二) 諸外國との比較 下表は、資料の得られる範圍での濠洲及び諸外國の絶對、相對森林面積、國有、公有、私有別相對面積を示す。公有は地方政府、宗教團體を含み、公衆會社、協同組合等の所有地は私有に含まれる。數字は、國際農業研究所へ最近提出せる調査報告に基くも、各國數字の

比較は「森林」の意味が凡ての場合を通じて同一ではない點を考慮しなければならぬ。古い國、主として歐洲では、科学的山林管理が數世紀に亘つて行はれて來てゐるが、濠洲、カナダ等の如き新しい國では最近に始められたばかりである。更に、新しい國で森林とされる相當の面積の土地には何等經濟的價値のない土着の植物が生えてをり、その爲に、效果的な山林管理が多年行はれてきた國と比較をしても無意義である。

各國森林面積及び所有別

國名	森林面積(平方哩)	全面積に對する比(%)	所有別
イタリヤ	33,335	1.7	國有 100.0
ルーマニア	27,500	1.4	國有 100.0
トルコ	26,700	1.4	國有 100.0
ノルウェー	25,400	1.3	國有 100.0
フィンランド	23,500	1.2	國有 100.0
スウェーデン	22,500	1.2	國有 100.0
日本	14,900	0.8	國有 100.0
ドイツ	13,700	0.7	國有 100.0
フランス	12,700	0.7	國有 100.0
ポーランド	12,300	0.6	國有 100.0
オーストラリア	10,000	0.5	國有 100.0
ニュージーランド	9,000	0.5	國有 100.0
カナダ	7,500	0.4	國有 100.0
米國	7,300	0.4	國有 100.0
印度	6,900	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,800	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
カナダ	6,500	0.4	國有 100.0
米國	6,500	0.4	國有 100.0
印度	6,500	0.4	國有 100.0
ニュージーランド	6,500	0.4	國有 100.0
フィンランド	6,500	0.4	國有 100.0
スウェーデン	6,500	0.4	國有 100.0
日本	6,500	0.4	國有 100.0
ドイツ	6,500	0.4	國有 100.0
フランス	6,500	0.4	國有 100.0
ポーランド	6,500	0.4	國有 100.0
オーストラリア	6,500		

れてゐる。此ら機關の編成は次の如くである。(a) 森林地の適正保存の確立、(b) 森林地の科學的管理及び經營に對する適正なる方法の採用、(c) 森林の保護、(d) 林産物の品種轉換、取引及び經濟的利用法、(e) 現在の軟材缺乏を補ふ松柏樹の植林とその維持。

各州林務當局は年報を發行してゐる。

ビクトリアには林業學校が設立され、學生は州林業に従事する目的で訓練を受けてゐる。

二 森林保存

保存林面積 (エーカー)

(一九三九年六月三十日現在)

州	有林	燃料用林	計
ニュージーランド	五、一九三、四四	四、八五五、八〇	一〇、〇四九、二四
ビクトリア	一、三六六、八三	(b)	一、三六六、八三
タインスランド	三、〇五五、七六	三、〇五五、七六	六、一一一、五三
南 洋	(a) 三、六四、五三	—	三、六四、五三
西 洋	三、五七、五七	三、二六、一〇	六、八三、六七
タスマニア	一、五二、五七	五、五、〇〇	七、〇七、五七
計	六、五三三、〇七	(c) 四、八五五、八〇	一一、三八八、八七

(a) 木材及び燃料用林を含む (b) 不明 (c) 不完全

各州林務官は永久保存用森林の事業以外に管理するに不適當な森林を伐採廢棄する目的で全森林地の調査に努めてゐる。或州では可成の森林が廢棄され、一方新しく指定された森林は永久林として相當の成績を挙げた。

永久保存用州有林面積は一九三九年六月に一八、二八七、一三七エーカーに達し、濠洲に於て永久保存可能とされた面積の九四%を占めるに至つた。右面積中、可成の部分は接近し難き山岳森林及び伐採林から成り、一方指定された全濠洲面積は市場向きの森林のみである。其れ故、濠洲に於ては、林務官は現存森林の改良保存問題と永久的供給確保の爲め更に適當な森林地を保存する問題を解決すべき難事業に直面してゐる。

林務省は富座の木材及び燃料用林七、七四九、六二四エーカーをも管理

する。右面積には林業地として價値の高い地方もあるが、其大部分は永久保存に適しないものである。

三 造林用苗圃及び植林地

將來の軟材需要に對する組織的造林事業の必要が認識された結果、各州に多數の苗圃及び植林地が設置された。其所在地及び事業を示す簡單な説明は既刊本年鑑第六卷四五一—三頁参照。植林及び従業者數の詳細は次頁に示す。

森林面積及び職員數 (一九三八—三九)

面積及び人員	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南 洋	西 洋	タスマニア	計
原生林の改良及び再生林全面積 (エーカー)	一、三二六、六三	九、〇〇、六八	三、八六、八三	九、六六	三、〇〇、八五	一、九三、五	三、〇〇、〇〇
植林全面積 (エーカー)	—	一、〇〇、〇〇	一、九、七三	一、〇一、〇	二、二二	—	三、〇〇、〇〇
林務省職員	—	—	—	—	—	—	—
現本省員	—	—	—	—	—	—	—
業省員	一〇六	一三	一七六	二八	八	—	三三〇

(a) マレット主として軽用樹皮 (b) 臨時雇三四〇を含む。

四 收 支

一九三四—三五年乃至一九三八—三九年度州林務省の收支は次表の通り。

州	收入				支出			
	一九三三—三四年	一九三三—三四年	一九三三—三四年	一九三三—三四年	一九三三—三四年	一九三三—三四年	一九三三—三四年	一九三三—三四年
ニュージーランド	一八、七七一	一八、七七一	一〇、七〇〇	一〇、七〇〇	一〇、七〇〇	一〇、七〇〇	三、三三三	三、三三三
ビクトリア	一、六六八	一、六六八	一、六六八	一、六六八	一、六六八	一、六六八	一、六六八	一、六六八
タインスランド	六、〇八、九	六、〇八、九	六、〇八、九	六、〇八、九	六、〇八、九	六、〇八、九	六、〇八、九	六、〇八、九
南 洋	一、五、七〇	一、五、七〇	一、五、七〇	一、五、七〇	一、五、七〇	一、五、七〇	一、五、七〇	一、五、七〇
西 洋	一、九、三三	一、九、三三	一、九、三三	一、九、三三	一、九、三三	一、九、三三	一、九、三三	一、九、三三
タスマニア	三、〇〇、六	三、〇〇、六	三、〇〇、六	三、〇〇、六	三、〇〇、六	三、〇〇、六	三、〇〇、六	三、〇〇、六

計	支 出				支 出			
	一九三三—三四年	一九三三—三四年	一九三三—三四年	一九三三—三四年	一九三三—三四年	一九三三—三四年	一九三三—三四年	一九三三—三四年
ニュージーランド	(a) 一、九三三	(a) 一、九三三	(a) 一、九三三	(a) 一、九三三	(a) 一、九三三	(a) 一、九三三	(a) 一、九三三	(a) 一、九三三
ビクトリア	一、六六八	一、六六八	一、六六八	一、六六八	一、六六八	一、六六八	一、六六八	一、六六八
タインスランド	六、〇八、九	六、〇八、九	六、〇八、九	六、〇八、九	六、〇八、九	六、〇八、九	六、〇八、九	六、〇八、九
南 洋	一、五、七〇	一、五、七〇	一、五、七〇	一、五、七〇	一、五、七〇	一、五、七〇	一、五、七〇	一、五、七〇
西 洋	一、九、三三	一、九、三三	一、九、三三	一、九、三三	一、九、三三	一、九、三三	一、九、三三	一、九、三三
タスマニア	三、〇〇、六	三、〇〇、六	三、〇〇、六	三、〇〇、六	三、〇〇、六	三、〇〇、六	三、〇〇、六	三、〇〇、六
計	一、三〇、〇〇	一、三〇、〇〇	一、三〇、〇〇	一、三〇、〇〇	一、三〇、〇〇	一、三〇、〇〇	一、三〇、〇〇	一、三〇、〇〇

(a) 次の如き失業救済基金よりの支出を含む。一九三四—三五年ニュージーランド一、三三六、七三五磅。西洋一、五七、六二七磅。一九三五—三六年ニュージーランド一、一七、七〇三磅。西洋一、八三、五四九磅。一九三

六三七年ビクトリア三五〇、五六四磅。一九三七年ビクトリア二五八、三四一磅。一九三八、三九年ビクトリア一六七、六一一磅。(b) 次の如き一般公債基金及び信託基金よりの支出を含む——一九三六—三七年一二二、〇一一磅。一九三七—三八年一五五、一七八磅。一九三八—三九年一三六、二五四磅。

第四節 濠洲林業學校

濠洲首都領キャンベラ所在濠洲林業學校は一九二六年聯邦政府の設立したもので、外國の林業學校と少くとも同程度の専門教育を施す機關を必要とする各州の要求に應じたものである。

現在の制度では、州林務關係長官が入学候補者を指名することになつてゐる。各州で行つてゐる制度によると、中等學校卒業年度の者又は特殊の大學課程を終了した者を指名する。第一の場合では、學生は在學中を通じて補助を受け、林務官吏としての適否を試験する爲に長期休暇中實習作業に雇はれる。第二の場合では、選抜は後に行はれ、入学直前の長期休暇迄は實地試験を行はれない。併し、必須資格を持つ候補者は直ちに本科に編入出来るし、又特別の場合には、特殊の林業部門の研究志望者は一定の課程のみ聽講すればよいのであるから、入学には州當局の指名を必ずしも必要としない。再教育科即ち卒業後補修課程は古參林務關係者のために設けられてゐる。

本科入学志望者は (a) 大學學位所有者又は (b) 大學に於ける二年間特別準備課程終了者たるを要す。

州林務省に長期勤務し特殊技能を有し、同省長官の特別の推薦を受けた志望者は普通の入学資格條件を要さない。かかる志望者は中等學校卒業證書を得るに必要な教育と同程度の教育を受けたことを證明せねばならぬ。修學年限は三年、最初の二年は學校で、第三年は現地で實地教育を受け

聯邦政府林業免狀は次の條件を有する學生に附與される——(a) 理論課程の完了、(b) 課程中の好成绩なる野外作業、(c) 學校課程終了後の好成绩なる一年間の林務實習。
アデレード、メルボルン、西濠洲又はクインズランドの各大學に於ける二年間の所定豫科課程及び本校に於て二年間の本科教育を受けた學生は大學より一定條件の下に林學得業士 B. Sc. の學位を授けられる。詳細は關係大學幹事より得られる。

第五節 林業會議

濠洲其他で開催された各種林業會議に關しては本年卷第二卷七四三頁に記載されてあるが、紙面制限のためここには繰返さない。第三回英帝國林業會議は一九二八年濠洲及びニュージールランドにて、又第四回は一九三五年南阿で開催された。右會議關係の刊行物は各州聯邦林業當局に申込めば入手出来る。

第六節 林産物

- 一 木材
- 二 丸太、製材在荷高
- 三 其他林産物
- 四 生産價額
- 五 従業者數
- 六 材

一九三八—三九年度各州丸太取扱高及び現地製材所生産製材は次頁表の如し。

木材産出額 (現地製材所)

(一九三八—三九) (單位千ス)

種	別	丸太取扱高 (委託製材を含む)					計
		ニュージーランド	ビクトリア	クインズランド	南濠洲	西濠洲	
硬	材	101,010	109,763	75,267	2,266	1,100,611	1,398,917
	材	10,100	1,276	10,610	7,076	1,100	23,162
軟	材	181,377	105,554	108,500	5,444	39,110	440,085
	材	1,111	1,111	11,251	11,251	11,251	35,975
計		393,664	328,654	295,677	19,037	1,649,593	2,073,026
丸太よりの産出製材							
硬	材	101,010	109,763	75,267	2,266	1,100,611	1,398,917
	材	10,100	1,276	10,610	7,076	1,100	23,162
軟	材	181,377	105,554	108,500	5,444	39,110	440,085
	材	1,111	1,111	11,251	11,251	11,251	35,975
計		393,664	328,654	295,677	19,037	1,649,593	2,073,026

全工場製材高 (千スパー尺)

州	一九三三—三四	一九三六—三七	一九三七—三九	一九三八—三九
ニュージーランド	1,276,451	1,276,451	1,276,451	1,276,451
ビクトリア	1,276,451	1,276,451	1,276,451	1,276,451
クインズランド	1,276,451	1,276,451	1,276,451	1,276,451
南濠洲	1,276,451	1,276,451	1,276,451	1,276,451
西濠洲	1,276,451	1,276,451	1,276,451	1,276,451
タスマニア	1,276,451	1,276,451	1,276,451	1,276,451
計	6,818,706	6,818,706	6,818,706	6,818,706

上表は一九三三—三四年、一九二八—二九年及び最近三年間に於ける各州現地、都市製材所、建具、箱類製造工場其他木具工場の濠洲産木材製材高を示す。
上記表中、製材以外の多量の材木、即ち枕木、材材、柱材、垣根材料、鑛山用材及び燃料材が森林地其他から得られるが、これに就ての完全な資料はない。西濠洲には、鐵道及び鑛山請負人等の伐採、木材量及び現地製材所以外の生産高の詳細な統計があるが、其數字は前掲二表中には掲載してゐない。最近五年間の生産高は次の如くである(單位スパー尺)——一九三四—三五年四三、二五九、九四一、一九三五—三六年四四、六一四、五〇〇、一九三六—三七年四四、七七一、六六八、一九三七—三八年四六、七七五、四一八、一九三八—三九年三五、八六二、五四〇。各州林務省年報には省管轄地域よりの木材生産高に關する詳細が記載されてゐるが、計量

法不統一のため、全生産高の正確な決定は出来ない。更に、私有地産出の木材が相當あるが、其資料は缺けてゐる。

二 丸太、製材在荷高

木材加工業に含められる工場及び製材所の報告による一九三九年六月三十日現在木材在荷の詳細は次の如し。尙後者の工場中には箱類製造工場及び建具工場等を含む。

工場報告木材在荷高 一九三九年六月三十日現在(千ヌーバーズ)

製材	丸太		製材		計
	軟材	硬材	軟材	硬材	
計	17,123	6,523	15,123	1,000	16,123
丸太	17,123	6,523	(a)	(a)	(a)
製材	(a)	(a)	1,000	1,000	2,000
計	(a)	(a)	1,000	1,000	2,000

(a) 不明。

三 其他林産物

(一) ユーカリ油 ユーカリ油は凡ゆる種類のユーカリ樹の葉を蒸溜して得るものである。數種類のユーカリ樹から産出する油は商業用醫療用として廣く知られてゐる。

濠洲に於けるユーカリ油の生産消費に關する完全な調査資料はないが、

その多くは特にビクトリアに於て生産される。海外輸出は一九三四—三五年五〇、六九九九、一九三五—三六年五三、七九七、一九三六—三七年八二、四七七、一九三七—三八年九四、五三八、一九三八—三九年八六、七一四に達する。其大部分はビクトリアから英國、米國、ドイツへ積出される。多量の原油は國內で金其他の回收のために浮遊選錫用に使われる。(二) 白檀及び白檀油 西濠洲産白檀油の製油は近年數量品質共に改良された。西濠洲白檀油は醫藥用としては知名のマイソール油と少くも同等であると言はれ、其他香水の製造に廣く使用されてゐる。西濠洲からの精油輸出額は、一九三四—三五年三五、三六三、一九三七—三八年二七、五二六、一九三六—三七年三八、一八五、一九三七—三八年三五、二八八、一九三八—三九年二五、五五〇である。其大部分は白檀油で、主として英國、濠洲東部各州、ドイツに輸出される。白檀油製造用以外に、輸出用に多量の白檀材が年々集荷される。西濠洲は主要供給地で、南濠洲之に次ぎ、クインズランド及びニューサウスウェールズも少量を産する。一九三八—三九年には、六四八噸、四二、三三〇噸が輸出され、全部東洋に送られ、香港八〇五噸、中華民國六八噸が主要仕向先であつた。此詳細に關する表は第八節に掲げる。

(三) グラス・ツリー、ヤツカ・ゴム 南濠洲は此ゴム樹の主要産出地で、ヤツカ・ゴムはワニス及びラツカ・ゴムの材料として使用される。ニューサウスウェールズ及び西濠洲に於ても産出するが少量である。一九三八—三九年度南濠洲生産高は、九六一噸であるが、濠洲よりの同期間輸出額は、一、八八四噸、價額一、一五五磅である。

(四) タン皮 濠洲の森林は豊富な鞣皮用材料を産する。ユーカリ樹の多くの種及び其の他の種には種々の程度で特に樹皮に、又樹幹枝條にもタンニンが含まれてゐる。此種の多くは管で北半球の主要タンニン供給樹であつた櫟、栗、梅の樹皮より高率のタンニンを含有してゐるが、濠洲では集約的に得られないので、そのタンニン含有量の最も豊富な種のみが利用されてゐる。其種は——ゴールデン・ワツトル (Acacia pyramidalis) ラツカ又はグリーン・ワツトル (Acacia decurrens or mollissima) 及び

ワツト (Eucalyptus strictum) である。

一九一三年迄は、ワツトル樹皮産出高は國內需要を充して剩り、輸出されてゐた。其の供給高は一九二六—二七年度終了の六年間に減少し、濠洲は、濠洲産種子から栽培を始めたナタールより毎年平均約二、九〇〇噸を輸入するに至つた。併し一九二七—二八年度以降、一九三六—三七年を除いて、毎年輸出超過となり、過去五年間の年平均輸出額は八、一二六噸であつた。主要輸出州は西濠洲、南濠洲、タスマニアである。之に關しては第八節の表に記載。其他の有用タン樹皮たる西濠洲のマレットは濠洲の製革所では廣く利用されず、歐洲及び其他諸國へ輸出され、タンニン・エキス製造に利用される。鞣皮用材料に關して、科學工業研究委員會議の行つた業績の簡單なる説明は本年第二二卷七四三頁に記載。カリー樹 (Eucalyptus diversicolor) 製材所で非常に多量に生ずるカリー樹皮からの

林産物生産總價額(磅) (一九三八—三九)

州	主要市場に於ける總生産額	販賣費	産地總生産額	其他原料價額	純生産額 (a)
ニューサウスウェールズ	11,800,000	1,200,000	11,800,000	—	11,800,000
ビクトリア	1,100,000	1,100,000	1,000,000	—	1,000,000
クインズランド	11,800,000	1,200,000	11,800,000	—	11,800,000
南濠洲	1,100,000	1,100,000	1,000,000	—	1,000,000
西濠洲	1,100,000	1,100,000	1,000,000	—	1,000,000
タスマニア	1,100,000	1,100,000	1,000,000	—	1,000,000
計	19,381,339	2,000,000	17,381,339	—	17,381,339
	19,377,338	1,995,000	17,382,338	—	17,387,338
	19,361,337	1,980,000	17,381,337	—	17,381,337
	19,351,336	1,970,000	17,381,336	—	17,381,336
	19,341,335	1,960,000	17,381,335	—	17,381,335

(a) 維持費、銷却費は計上せず。

輸 出 先	数 量 (千スーパー呎)				價 額 (磅)			
	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
カナダ	23,016	23,333	23,177	25,417	4,918	5,859	1,232,500	1,232,500
印度	101	17	1	1	5,859	2,996	1,179	1,179
英領マレー	101	17	1	1	5,859	2,996	1,179	1,179
ニューギニア	26,497	17,055	14,573	11,956	3,779	3,779	3,779	3,779
その他英領	2,626	2,737	9,699	2,006	2,006	10,111	7,950	8,623
日本	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
日 本	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
蘭 印	1	1	1	1	1	1	1	1
ノルウエー	1	1	1	1	1	1	1	1
ニューカレドニア	1	1	1	1	1	1	1	1
フィリピン	9,999	9,999	9,999	9,999	9,999	9,999	9,999	9,999
スウェーデン	2,251	2,251	2,251	2,251	2,251	2,251	2,251	2,251
米 國	9,869	3,869	3,869	2,869	3,869	2,869	2,869	2,869
其 他 國	5,015	18,015	8,015	2,869	3,869	2,869	2,869	2,869
計	86,186	88,173	86,673	86,066	1,774,134	1,566,266	2,554,800	1,848,696

(a) スーパー呎にて計量される木材を除く。
輸入製材の大部分はカナダ、米國よりのオレゴン、レッドウッド、ヘムロック、ウエスタンレッドシダー、イエローパイン及びニューギニアランドよりのカウリ、リムー、ホワイトパイン等の軟材で、輸入硬材の主要なものは米國及び日本よりの檜、太平洋諸島よりの家具材である。

(一) 製材 一九三五—三六年乃至一九三八—三九年間輸出製材数量、價額を輸出先別に示せば次の如し。

輸 出 先	数 量 (千スーパー呎)				價 額 (磅)			
	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
カナダ	18,186	16,569	17,500	21,700	2,869	2,869	2,869	2,869
英 國	1	1	1	1	1	1	1	1
印 度	1	1	1	1	1	1	1	1
モリシヤス	1	1	1	1	1	1	1	1
ニューギニア	23,016	23,333	23,177	25,417	4,918	5,859	1,232,500	1,232,500
太平洋諸島	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
フィジー	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ギルバート及びエルズ	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
島嶼地	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ナウル	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
パプア	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ソロモン群島	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ニューギニア	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ヤ領	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
其他島嶼	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
南阿聯邦	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
其他英領	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ボトガル領	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
東部アフリカ	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ベルギー	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
支 那	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
エジプト	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ド イ ツ	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
オランダ	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
太平洋諸島	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ニューカレドニア	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ニューギニア	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
リデス	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
其他島嶼	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186

輸 出 先	数 量 (千スーパー呎)				價 額 (磅)			
	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
カナダ	18,186	16,569	17,500	21,700	2,869	2,869	2,869	2,869
英 國	1	1	1	1	1	1	1	1
印 度	1	1	1	1	1	1	1	1
モリシヤス	1	1	1	1	1	1	1	1
ニューギニア	23,016	23,333	23,177	25,417	4,918	5,859	1,232,500	1,232,500
太平洋諸島	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
フィジー	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ギルバート及びエルズ	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
島嶼地	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ナウル	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
パプア	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ソロモン群島	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ニューギニア	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ヤ領	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
其他島嶼	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
南阿聯邦	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
其他英領	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ボトガル領	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
東部アフリカ	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ベルギー	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
支 那	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
エジプト	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ド イ ツ	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
オランダ	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
太平洋諸島	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ニューカレドニア	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
ニューギニア	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
リデス	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186
其他島嶼	1,186	66	66	3	1,186	1,186	1,186	1,186

(三) タン皮 タン皮の輸出入関係数字は次の如し。

計	輸出		輸入	
	数量 (cwt)	価額 (千磅)	数量 (cwt)	価額 (千磅)
印度	10,000	1,000	1,000	100
英領	100	10	100	10
其他	100	10	100	10
支那	100	10	100	10
其他	100	10	100	10
計	10,300	1,130	1,300	130

輸出先	数量 (cwt)		価額 (千磅)	
	数量 (cwt)	価額 (千磅)	数量 (cwt)	価額 (千磅)
英國	100,001	10,000	100,001	10,000
ニュージーランド	100	10	100	10
其他	100	10	100	10
計	100,100	10,010	100,100	10,010

濠洲は一九二七—二八年以前は永らく大量のタン皮を輸入しなければならなかつたが、其後輸入額は殆んど皆無となり、輸出は年々増加し、一九三二—三三年には八九、〇六cwtに達した。一九三二—三三年以後、輸出は年々減少して現在二〇、〇〇〇cwt以下になつた。一八、〇〇〇cwtのワットル樹皮が主として南阿から輸入された一九三六—三七年を除き、その輸入は多量ではなかつた。
最近五年間のタン皮輸出入比較は下表の如し。

タン皮輸出入

摘要	数量 (cwt)	価額 (千磅)
輸出	100,000	10,000
輸入	1,300	130
輸出超過	98,700	9,870

價額 (千磅)	数量 (cwt)
輸出	10,000
輸入	130
輸出超過	9,870

輸入品は専ら南阿よりのワットル樹皮である。濠洲産ワットルの一種が南阿の沿岸砂土地帯に繁茂してゐるが、南阿の栽培地に於けるワットル樹皮の生産は主として *Acacia decurrens* var. *mollis* からである。右地方ではニューサウスウェールズ、タスマニア及びビクトリアから種子を移入試作したが、大部分の種子はタスマニア東部及びビクトリア西部の最良ワットル樹皮地帯から移入したものだと言はれてゐる。

南阿聯邦に於けるタン皮業の成功には二つの原因がある——(a) ナタールの樹木の無い草地高原がワットル栽培に特に適してゐることが發見され、それがためワットル樹は列植され、栽培法は経済的で、必要な樹皮小屋や其他の附屬物が最も有利な位置に設けられ、(b) 同地方には安價にして能率的な土着労働力が豊富に存在することである。

(四) 其他のタンニン製品 タン皮以外のタンニン製品が相當量濠洲へ年々輸入される。其輸入總價額(千磅)は一九三八—三九年に八一、四七八に上り、内譯は次の如くである。ワットル樹皮エキス九、四一〇磅、ケブラコエキス二二、七七六磅、其他エキス二六、三九四磅、ヴァロニア、ミロプラン、カッチ等二二、八九八磅。

第十七章 水産業

第一節 概説

第二節 水産業

第三節 水産物の國外貿易

第四節 濠洲水産業の發展

第五節 濠洲水域に於けるトロール漁業

第十七章 水産業

註—濠洲海洋及び淡水漁業は本年鑑第一七卷水産業第六節にあり(七五二—六七頁参照)

第一節 概説

- 一 魚族
- 二 水産業の發達
- 三 魚類消費量
- 四 牡蠣
- 五 貝類
- 六 海鼠等
- 七 魚
- 八 族

濠洲は豊富にして多種の魚類を有し、熱帯温帯の二種類があり、有用な魚族も亦有害なものも棲息する。河川湖沼には土着及び外来種が繁殖してゐる。外来種は各州及び釣魚家團體によつて産業及び娛樂用に移入風土化されたものである。漁場は政府が取締り、場合によつては漁獲魚類の大きさの最小限度が規定され、或種の魚類は必要に応じて一定期間漁獲を禁止される。

二 水産業の發達

(一) 輸送及び取引 食用魚の豊富なるに拘らず、濠洲水産業の發達は遅々としてゐるが、それは漁獲品の輸送及び取引の困難が其主要な原因をなしてゐる。

ニューサウスウェールズに於ては、本年鑑第一七卷本章第五、六節に示した如く、政府自身がトロール漁業を計畫し、又政府は一般沿岸漁業に関する諸條件をも改善した。クインズランドでは一九一九年州管トロール漁業を開始し、優良なトロール漁場をモアトン岬、カラウンドラ間に設定した。

(二) 經濟調査 州當局は試験及び養殖等有益な事業を行つてゐるが、水産業が濠洲産業の發達又は消費能力と均衡を得るには未だ多くの爲すべ

業

き事が残されてゐる。濠洲に輸入される凡ての生魚は不良魚類の輸入を防止する爲に船上で検査を受ける。海洋魚及び河灣魚の定期的海洋移動を確認する爲の魚の種類及び其沿岸移動に關して報告が行はれてゐる。各州の魚類養殖事業の詳細は本年鑑第六卷四七一—二頁にあり。聯邦水産局と協定してシドニーの濠洲博物館員が聯邦調査船エンデヴァーに同乗、學術的目的で標本を蒐集し、他の博物館に分配し、聯邦水産博物館へも多數の標本が配布された。第四節で指摘した如く同船は全員と共に一九一四年に行方不明となつた。

濠洲水産業の潜在力を検討する目的で、開發移民委員會は州及び聯邦代表者と協議を行ひ、同會議は一九二七年九月メルボルンに於て開催され、左の事項を確認した。

- (1) 濠洲水産業に關する學術的諸問題を研究し、權威ある報道調査を蒐集配布し、水産關係事項に關し諮問に應ずべき海洋生物研究所設立の重要性

(2) 濠洲水産資源調査の爲試験トロール隊編成への要望。

魚類の貯藏、輸送、取引、販賣、罐詰、鹽漬、燻製、副産物の製造、漁業發達の原因、牡蠣養殖業の開發等に關する重要問題を扱ふ諸委員會が組織された。之ら委員會の報告は一九二九年七月開催された聯邦政府及び全州代表者の協議會に廻付された上、同會議で聯邦政府が調査事業を行ふべしと滿場一致で決定された。聯邦政府は此使命を科學産業研究委員會に委託し、次の諸目的の爲に五年間八萬磅を支給する事とした。(1) 遠洋魚類探査と共に深海魚調査をも行ひ得る特別設計船の建造。(2) 魚肉罐詰及び副産物製造に適宜な魚類の化學的構成調査の實驗。(3) 特に普通種魚類の鹽漬、燻製、乾燥、貯藏方法の試験。(4) 州當局の協力により運輸取引施設の改良を目的とする各州の魚類配給組織の研究。建造費一七、〇〇〇磅のトロール船が一九三八年に就役し、その五年間繼續事業計畫が決定さ

れた。調査は最初三年間は濠洲東南沿岸に限られ其後西南部に進められる
 豫定である。今迄に完了した航海調査によれば四種の鮪 bonito, little
 tunny, kipjack, ye low-fin 其他商業用魚類の存在が明かにされた。水
 産試験所及び研究所がニューサウスウェールズのポイント・ハツキングに建
 設された。

第二漁業調査船建造の命令が發せられ、約七、〇〇〇磅の建造費を要す
 る同船は備蓄用の鮪及び鮫が豊富な西濠洲の海洋で使用される筈である。
 多量の魚類が現在ニューサウスウェールズ及びタスマニヤで儲蓄にされ、
 この工業は他州にも擴張されつゝある。更に魚粉及び魚油の如き貴重な副
 産物も生産される。

之ら調査の遂行を委任された聯邦水産長官が五年の任期で任命された。
 上記計畫を始めるために調査員養成その他の方法が採られた。此調査の結果、
 濠洲水産業は今後他の生産諸部門と同歩調を以て發達する見込であ
 る。

三 魚類消費量

英國の人口一人當り魚類年消費量が四二封度であるのに、濠洲では僅か
 一三封度と推定される點から見て、濠洲人は魚食國民ではないと言はれ
 た。併し配給組織不備のために魚食に對する食慾を充たすべき適宜な機會が
 公衆に與へられてゐないといふ不平が屢々聞かれる。

四 牡蠣

濠洲數個所の淺水の河口入江の海濱に自然生牡蠣棲息床が存在する。自
 然採集及び適宜な移植によつて收穫高は實質的に増大した。採集地域は政
 府より個人に貸下られ、長距離に亘る海濱が牡蠣採取用貸下地とされた。
 ニューサウスウェールズ、タインランドでは牡蠣採取業は繁榮してを
 り、南濠洲、ビクトリア、タスマニヤでは少額の産出を見せてゐる。

五 眞珠貝、眞珠、海鼠等

(一) 概 説 眞珠貝採取業はタインランド、北部領、西濠洲の熱
 帯海面で行はれる。眞珠貝はヨーク岬よりシャーク灣に至る北部西部海面
 二、〇〇〇哩以上の沿岸に棲息する。眞珠貝は相當量賣買され、眞珠はタ
 インランド、西濠洲、北部領で採取される。採取は水深四乃至二〇尋の
 水中で潜水具を以て行はれる。海鼠採取はタインランド及び北部領で行
 はれ、贗甲は海岸で得られる。眞珠貝を適當な淺海で養殖する試験が行は
 れた。一九一一年十月重量一七八グレイン、價額三、〇〇〇磅の眞珠貝が
 プルムで採取された。眞珠貝業に就ては本年第六卷四六三頁に記載、
 一九三八—三九年濠洲産高瀬貝輸出額は三四、一六六磅である。

(二) 王立眞珠貝委員會 「白濠」政策に應じ、眞珠貝業での東洋人使用
 は制限せられ、後に中止されることは最初から決定されてゐた。又一九一
 三年十二月三十一日以後は眞珠貝採取船用の東洋人入國許可を停止すべし
 と提議されてゐた。世界大戰による本産業の混亂のため禁止期限は一九一
 八年六月三十日迄延長され、同日以後は東洋人労働者使用許可は潜水夫及
 び船の監督が歐洲人である場合に限り下附される事となつた。一九一二年
 三月王立委員會が組織され、其最終報告は一九一六年に提出された。同委
 員は本業を東洋人から歐洲人に移すことは實現可能とするも、勸奨出來
 ず、又有利とは考へない旨報告した。同委員は更に使用労働者が殆ど全部
 東洋人であるとしても、「白濠」政策が、本産業の現状維持によつて弱体化
 れ、危険に瀕せしめられるとは考へぬと述べた。

(三) 關稅局調査 濠洲籍漁船の採集した眞珠貝に對し獎勵金支拂方の
 申請があつたため、關稅局は同業に對し調査を行ひ一九三五年に其報告を
 提出した。この報告により同局は獎勵金下附に賛成せず、プライメージ稅
 及び關稅免除の形式で援助をする事を勸奨した。

第二節 水 産 業

- 一 船舶、從業者、漁獲高
- 二 生産高
- 三 魚類の貯藏
- 四 水産業
よりの州收入

(一) 一般水産業 一の報告は各州當局提供の資料により編纂したもので、同資料は全部が統一的基础によるものではないが、主要事項は次表に
 一般水産業 (一九三八—三九)

州 又は 領	從業船舶數	船舶設備價額 (磅)	從業者數	漁 獲		漁獲物總價額 (磅)	
				魚 (cwt)	伊勢蝦 (打)	魚	伊勢蝦
ニューサウスウェールズ (a)	1,833	175,634	2,761	202,281	13,222	582,000	22,100
ビクトリア (b)	893	107,639	1,761	112,221	6,222	301,211	11,110
タインランド (c)	943	92,222	2,000	112,221	12,222	112,221	6,222
南 濠 洲 (d)	1,100	121,000	1,200	121,000	3,000	121,000	1,000
西 濠 洲 (e)	332	332	67	332	101	12,121	3,121
タスマニヤ (f)	32	66,000	7	32	—	32,000	10,000
北 部 領	—	—	—	—	—	—	—
計	5,403	692,332	9,861	632,332	32,222	1,222,221	42,222

(a) 一九三八年十二月終了年度 (b) 漁夫許可證發行數 (c) 車蝦九、五四五cwt、蟹六、四三五打、合計價額三二、五〇〇磅を含む (d) 車蝦を含む (e) 蟹
 (f) 海鼠一二七、價額一二九磅を含む (g) 牡蠣を含む

最近五年間の濠洲合計數字を次表に示す。

漁獲價額 (磅)	(a) 三三、三三六	(b) 二七、〇六八	(c) 一四、四三三	(d) 一三、六六六	(e) 一四、八六六
南濠洲を除く					

一般水産業

捕 要	一九三八—三九	一九三九—四〇	一九四〇—四一	一九四一—四二	一九四二—四三
船舶數	四、三三三	四、六六九	四、五五五	五、〇〇三	五、四三三
從業者數	八、一五二	七、六三三	八、三三七	八、四三三	九、〇〇八
漁獲魚類數量 (cwt)	五七、三三三	五〇、一六七	五五、六三三	五三、二二五	六三、七三三
價 額 (磅)	一一五九、八〇八	一一〇八、八六六	一一三九、三三三	一一三三、〇六六	一一三三、六六六

(二) 牡蠣採取業 牡蠣採取業はニューサウスウェールズ及びタインス
 ランドを除いては小規模である。一九三八—三九年度の採取高は次の如く
 である。——ニューサウスウェールズ七六、九一二cwt、價額一〇一、
 七〇〇磅、タインランド一一、六八七cwt、價額一五、四〇八磅。タ
 スマニヤでは帆立貝が牡蠣より重視され、一九三八年採取總價額は一四、
 五〇〇磅である。

